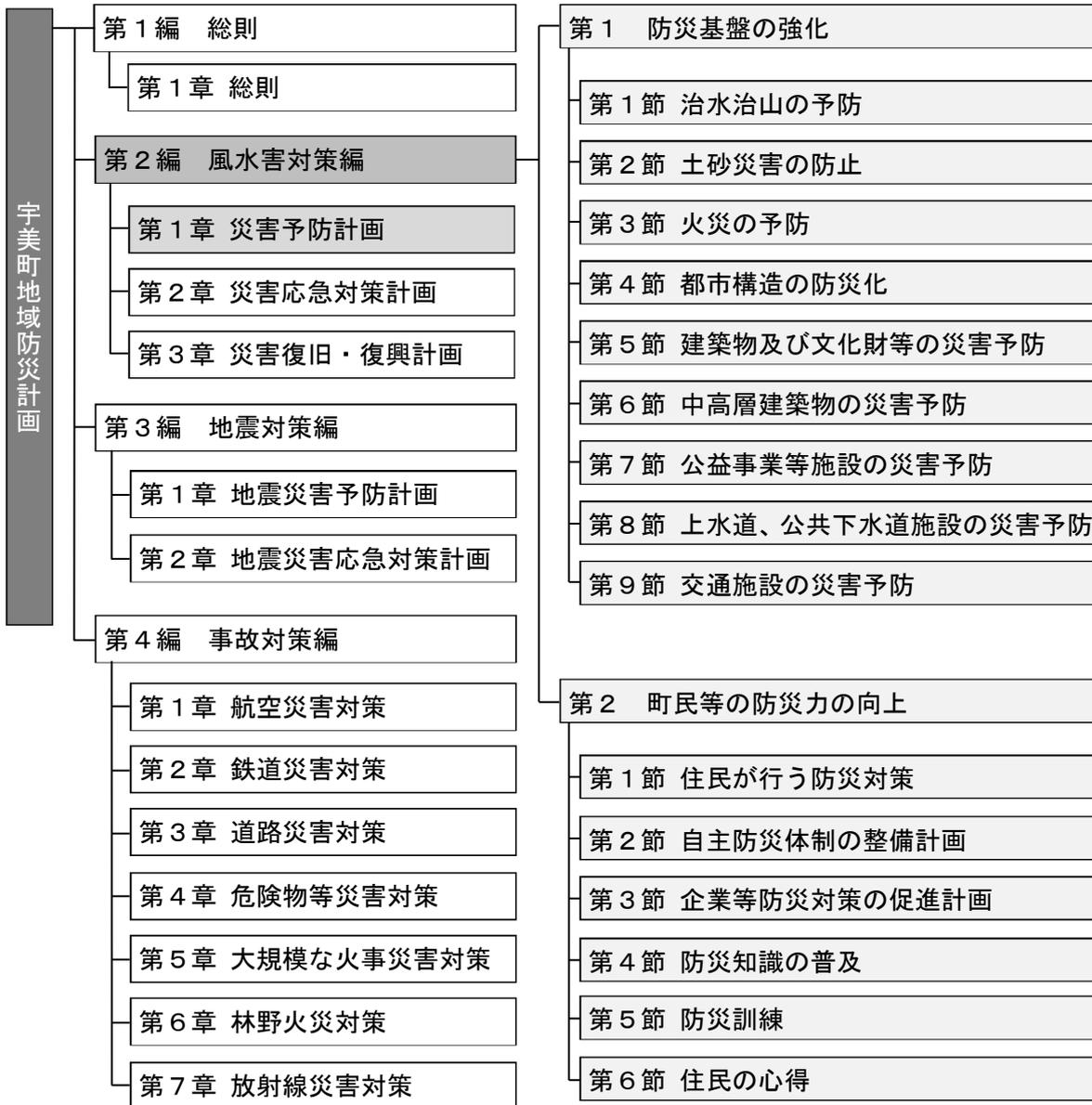


第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画
第2編 風水害対策編

＜本章の構成＞



宇美町地域防災計画

第1編 総則	
第1章 総則	
第2編 風水害対策編	第3 効果的な応急活動のための事
第1章 災害予防計画	第1節 広域応援・受援体制の整備
第2章 災害応急対策計画	第2節 防災施設、資機材等整備
第3章 災害復旧・復興計画	第3節 災害救助法等の運用体制整備
第3編 地震対策編	第4節 気象観測体制の整備
第1章 地震災害予防計画	第5節 情報通信体制の整備
第2章 地震災害応急対策計画	第6節 広報・広聴体制の整備
第4編 事故対策編	第7節 二次災害の防止体制の整備
第1章 航空災害対策	第8節 避難誘導体制の整備
第2章 鉄道災害対策	第9節 交通・輸送体制の整備
第3章 道路災害対策	第10節 帰宅困難者支援体制の整備
第4章 危険物等災害対策	第11節 保健医療活動の調整
第5章 大規模な火事災害対策	第12節 医療救護体制の整備
第6章 林野火災対策	第13節 要配慮者安全確保体制の整備
第7章 放射線災害対策	第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備
	第15節 災害備蓄物資等の整備・供給
	第16節 住宅の確保体制の整備
	第17節 保健衛生・防疫体制の整備
	第18節 ごみ・し尿・がれき処理体制
	第19節 農林業災害予防計画
	第20節 複合災害の予防
	第21節 防災関係機関における業務継

<各節の実施主体一覧>

第1 防災基盤の強化			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 治水治山の 予防	第1項 河川対策	都市整備課、 上下水道課	-
	第2項 ため池対策	都市整備課	-
	第3項 盛土等に伴う防災措置	都市整備課	-
第2節 土砂災害の 防止	第1項 土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の予防対策	地域コミュニティ課、 都市整備課	-
	第2項 山地災害対策	都市整備課	-
第3節 火災の予防	第1項 消防力の強化	地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 火災予防対策	地域コミュニティ課、 各管理担当課	消防機関
第4節 都市構造の 防災化	第1項 建築物不燃化の推進	管財課、都市整備課	消防機関
	第2項 土地利用計画	都市整備課、環境課、 シティプロモーション課	-
	第3項 土地区画整理・市街地再開発事業計画	都市整備課	-
	第4項 公園・緑地整備計画	都市整備課、環境課 地域コミュニティ課	-
第5節 建築物及び 文化財等の 災害予防	第1項 建築物災害予防計画	地域コミュニティ課、 各管理担当課	消防機関
	第2項 文化財災害予防対策	シティプロモーション課	消防機関
第6節 中高層建築 物の災害予 防	第1項 対象施設	-	-
	第2項 消防機関による予防措置	-	消防機関
	第3項 所有者による予防措置	-	-
	第4項 ガス事業者による予防措置	-	ガス事業者
第7節 公益事業等 施設の災害 予防	第1項 電気施設災害予防対策	-	九州電力送配電㈱
	第2項 ガス施設災害予防対策	-	ガス事業者
	第3項 通信施設災害予防対策	-	西日本電信電話㈱
	第4項 放送施設災害予防対策	-	日本放送協会
第8節 上水道、公 共下水道施 設の災害予 防	第1項 上水道施設災害予防対策	上下水道課	-
	第2項 公共下水道施設災害予防対策	上下水道課	-
第9節 交通施設の 災害予防	第1項 交通安全普及計画	都市整備課、 地域コミュニティ課、 学校教育課	-
	第2項 道路整備計画	都市整備課、 地域コミュニティ課	-
	第3項 鉄道施設災害予防計画	-	JR九州

第2 町民等の防災力の向上			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 住民が行う防災対策	第1項 住民が行う主な防災対策	-	-
	第2項 地区防災計画の策定	町防災会議	-
第2節 自主防災体制の整備計画	第1項 自主防災組織育成計画	地域コミュニティ課	-
	第2項 自主防災組織の活動内容	-	-
第3節 企業等防災対策の促進計画	第1項 事業継続計画の策定	地域コミュニティ課	-
	第2項 企業等の防災対策及び防災活動	-	-
	第3項 町が行う措置	地域コミュニティ課	-
第4節 防災知識の普及計画	第1項 職員に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 住民に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課	消防機関
	第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及	地域コミュニティ課、 こどもみらい課、 学校教育課	-
第5節 防災訓練の充実	第1項 総合防災訓練	町	防災関係機関
	第2項 各種防災訓練	地域コミュニティ課、 学校教育課	防災関係機関
第6節 住民の心得	第1項 家庭における心得	-	-
	第2項 職場における心得	-	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 広域応援・受援体制の整備	第1項 他市町及び関係機関等との相互応援体制の整備	地域コミュニティ課	消防機関、警察、自衛隊
	第2項 広域一時滞在の受入体制の整備	地域コミュニティ課	-
第2節 防災施設、資機材等の整備	第1項 防災中枢機能等の確保・充実	地域コミュニティ課	-
	第2項 装備資機材等の整備充実	地域コミュニティ課、 各管理担当課	消防機関
	第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備	地域コミュニティ課、 学校教育課、社会教育課	-
第3節 災害救助法等の運用体制の整備	第1項 災害救助法運用体制の整備	地域コミュニティ課、 福祉課	-
	第2項 罹災証明交付体制の整備	地域コミュニティ課、 税務課	-
第4節 気象観測体制の整備	-	-	-
第5節 情報通信体制の整備	第1項 情報通信施設等の整備	地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 防災情報システムの整備	地域コミュニティ課	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
第6節 広報・広聴体制の整備	第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備	地域コミュニティ課、総務課、シティプロモーション課	-
	第2項 報道機関との連携体制の整備	地域コミュニティ課、総務課、シティプロモーション課	-
	第3項 要配慮者への情報提供体制の整備	地域コミュニティ課、福祉課	-
第7節 二次災害の防止体制の整備	第1項 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	地域コミュニティ課、都市整備課	-
	第2項 危険物施設等災害予防計画	-	消防機関
第8節 避難誘導体制の整備	第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	地域コミュニティ課、福祉課	-
	第2項 指定避難所等の機能の整備	地域コミュニティ課、福祉課、各管理担当課	-
	第3項 避難路の選定	地域コミュニティ課、都市整備課	-
	第4項 円滑な避難誘導のための備え	地域コミュニティ課、福祉課、学校教育課、こどもみらい課	消防機関、警察
第9節 交通・輸送体制の整備	第1項 緊急通行車両の事前届出	地域コミュニティ課	関係機関
	第2項 緊急輸送体制の整備	地域コミュニティ課、都市整備課	-
第10節 帰宅困難者支援体制の整備	第1項 帰宅困難者の定義	地域コミュニティ課	-
	第2項 想定される事態	地域コミュニティ課	-
	第3項 帰宅困難者対策の実施	地域コミュニティ課、シティプロモーション課	-
	第4項 事務所、住民等の役割	地域コミュニティ課	-
	第5項 官民連携による都市の安全確保対策	地域コミュニティ課、シティプロモーション課	-
第11節 保健医療活動の調整	第1項 保健医療活動調整体制	健康課	-
第12節 医療救護体制の整備	第1項 医療救護活動要領への習熟	各課	関係機関
	第2項 医療救護体制の整備	健康課、地域コミュニティ課	医療機関、消防機関
	第3項 傷病者等搬送体制の整備	-	医療機関、消防機関
第13節 要配慮者安全確保体制の整備	第1項 社会福祉施設、病院等の対策	健康課、福祉課、地域コミュニティ課	消防機関
	第2項 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定	地域コミュニティ課	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
第13節 要配慮者安全確保体制の整備	第3項 保育園等における対策	こどもみらい課	-
	第4項 避難行動要支援者対策	福祉課、 地域コミュニティ課	-
	第5項 個別避難計画の作成・利用・提供	福祉課、 地域コミュニティ課	-
	第6項 外国人等への支援対策	地域コミュニティ課	-
	第7項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	福祉課、健康課、 学校教育課、 こどもみらい課、 地域コミュニティ課	-
	第8項 要配慮者への支援に関する住民の役割	福祉課、健康課、 学校教育課、 こどもみらい課、 地域コミュニティ課	-
第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備	第1項 災害ボランティアの役割	地域コミュニティ課、 福祉課	社会福祉協議会
	第2項 災害ボランティアの受入体制の整備	地域コミュニティ課、 福祉課	社会福祉協議会
	第3項 災害ボランティアの育成・支援	地域コミュニティ課、 福祉課	社会福祉協議会
第15節 災害備蓄物資等の整備・供給	第1項 災害備蓄物資等の整備・供給	地域コミュニティ課	-
	第2項 給水体制の整備	上下水道課	-
	第3項 食料供給体制の整備	福祉課、学校教育課、 地域コミュニティ課	-
	第4項 生活必需品等供給体制の整備	福祉課、 地域コミュニティ課	-
	第5項 医薬品等の供給体制の整備	健康課	-
	第6項 血液製剤確保体制の確立	健康課、福祉課	-
	第7項 義援物資の受入体制の整備	福祉課	-
第16節 住宅の確保体制の整備	第1項 応急仮設住宅(借上型)等としての既存住宅の供給体制の整備	管財課、 地域コミュニティ課	-
	第2項 応急仮設住宅(建設型)の供給体制等の整備	管財課、 地域コミュニティ課	-
第17節 保健衛生・防疫体制の整備	第1項 保健衛生・防疫活動要領への習熟	環境課、健康課	関係機関
	第2項 防疫用薬剤及び資機材等の確保	健康課、環境課	-
	第3項 学校における保健衛生の確保	学校教育課	-
第18節 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備	第1項 ごみ処理体制の整備	環境課	-
	第2項 し尿処理体制の整備	環境課	-
	第3項 がれき処理体制の整備	環境課	-

第3 効果的な応急活動のための事前対策			
節	項	実施主体	
		町	関係機関
	第4項 災害廃棄物処理体制の整備	環境課	-
第19節 農林業災害 予防計画	第1項 農業災害予防計画	都市整備課	-
	第2項 林業災害予防計画	都市整備課	-
	第3項 災害予防に関する試験研究の推進	都市整備課	-
第20節 複合災害の 予防	第1項 職員・資器材の投入判断	地域コミュニティ課	
	第2項 訓練の実施	地域コミュニティ課	
第21節 防災関係機 関における 業務継続計 画	第1項 業務継続性の確保	地域コミュニティ課	
	第2項 地方自治体におけるBCP	地域コミュニティ課、 総務課	

第1 防災基盤の強化

第1節 治水治山の予防

《基本方針》

町及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

《現況/課題》^{*1*2*3*4}

町の主要な河川は市街地を貫流し、周囲の山々から流下する区間も短い小さな流域からなっている。また、福岡市のベットタウンとなる等、急激な都市化の進展に伴い、流域の開発、土地利用の改変は拡大し、流域の保水能力は低下、雨水も短時間に流下し洪水の頻度も拡大することとなる。

今後も、温暖化による影響等から集中豪雨が発生することは避けられない状況にあるため、ひとたび大雨にみまわれると、氾濫、浸水、冠水等の被害をもたらす危険性が想定される。

*1●資料 1.4-2 「町危険箇所（水害・土砂）」

*2●資料 1.4-3 「災害危険河川区域」

*3●資料 1.4-4 「重要水防箇所（県）」

*4●資料 1.4-5 「宇美町防災ハザードマップ」

第1項 河川対策

1. 河川の改修、整備計画

町は、洪水等による被害を防止するため、以下の対策を講ずる。

- (1) 洪水量を調整するため、調整池の検討と計画流量の見直し等による河川改修を推進する。
- (2) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を防止する。
- (3) 宅地開発等の進行に伴う雨水流出量の増加を考慮した、改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- (4) 橋脚の塵芥の排除及び補修、橋台、石積の洗堀箇所の補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- (5) 災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。
- (6) 飲料水、農業用水、工業用水等の貯留確保及び治水対策事業の推進を検討する。
 - ア 農地、農業施設の洪水による被害を防止するため、砂防・治山・治水等の関係事業を促進する。
 - イ 流木被害防止のため、伐採時期、流失防止箇所の選定等指導強化を図る。

2. 水防用施設の整備^{*5}

災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の整備を図る。

3. 水防用資機材の整備

(1) 整備計画

町は、目標を設定して、現有の水防資機材の拡充を図る。また、資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

(2) 点検計画

毎年5月中に点検、整備を行い、梅雨期までに不良品の交換や不足品の補充等を行う。

4. 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 洪水浸水想定区域の指定

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。

*5 資料 2.1.1-1 「水防倉庫一覧」

町は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、町防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の利用者への情報伝達体制の確立

町は、町防災計画で規定した洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(3) 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

町は、洪水浸水想定区域をその区域に含むときは、町防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第2項 ため池対策

1. ため池・調整池整備、改修計画

町は、ため池の決壊等による被害を防止するため、「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、以下の対策を講ずる。

(1) 堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。

- (2)点検結果に基づき、必要があれば詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を立案する。
- (3)年次計画に基づき、水防上重要なため池から逐次改修を進めていく。
- (4)毎年、出水時期前にため池の点検パトロールを実施する。
- (5)老朽・危険なため池は、緊急性の高い順に受益関係者と協議のうえ、補修・点検等の検討を行う。
- (6)劣化状況評価や地震豪雨体制評価の結果に基づき、堤体の改修や補強を実施する。また、改修までに時間を要する場合は、日常点検や低水位管理を実施する。

2. 浸水想定区域における対策

作成したハザードマップを町民に配布し、ホームページにより広く周知することにより、啓発活動を実施する。

第3項 盛土等に伴う防災措置

既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置を講ずる。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを検討する。

大地震時等における宅地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関する調査及び滑動崩落防止工事の実施を検討する。

第2節 土砂災害の防止

《基本方針》

土砂災害に関し、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

- (1) 県が行う事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。
また、緊急性を要するような場合には、必要に応じ町単独の事業としても実施する。
- (2) 住民におかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
- (3) 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるように、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
- (4) 地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難場所の確保と、管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実に努める。

《現況》^{*1*2*3*4}

山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と社会環境の変化に伴う開発行為等による要因から、また、異常気象化における集中豪雨の発生に伴って、土砂災害は突発的に発生し、激甚な被害をもたらす可能性が高い。想定される災害としては、最も注意を要するものである。

そのため、これまでも砂防堰堤、治山堰堤、擁壁や法面工の整備といった砂防、治山、急傾斜地崩壊防止事業等が逐次進められてきた。

第1項 土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の予防対策

1. 土砂災害のおそれのある箇所の実態調査及び県指定の促進

町は、土砂災害のおそれのある箇所について災害予防対策を推進するため、危険箇所の把握等、以下の事項を実施する。

- (1) 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- (2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- (3) 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳を作成する。

2. 土砂災害の発生防止のための対策

(1) 災害予防設備等の整備

町は、土砂災害の発生を防止するため、土砂災害のおそれのある箇所について以下の対策を実施する。

*1●資料 1.4-7 「土砂災害（特別）警戒区域」
*2●資料 1.4-8 「土砂災害特別警戒区域等（土石流）」
*3●資料 1.4-9 「土砂災害特別警戒区域等（急傾斜地の崩壊）」
*4●資料 1.4-10 「山地災害危険箇所」

＜土砂災害の発生防止対策＞

災害区分	対策
急傾斜地崩壊	1) 地表水が崖面と反対側に流下するよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等、排水対策を実施する。 2) 崖地や台地端部の大きな樹木を伐採する。 3) 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート及びコンクリート等で整備補強する。 4) 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。
地すべり	1) 地すべりの発生における最大の誘因である地下水状況の変化を抑えるために、地表水や地下水の排除を促す排水対策として抑制工を実施する。 2) 発生している地すべりを抑えるために、くい工、シャフト工、アンカー工、擁壁工等の抑止工法を用いてその抑止を図る。 3) 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。
土石流	1) 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。 2) 土石流のおそれのある溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。 3) 既設工作物の点検を実施し、亀裂や洗堀部に対し早急に補修を実施する。

(2) 点検パトロールの実施

町は、梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するため、適切な対策を講じる。

3. 危険地区における対策

(1) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

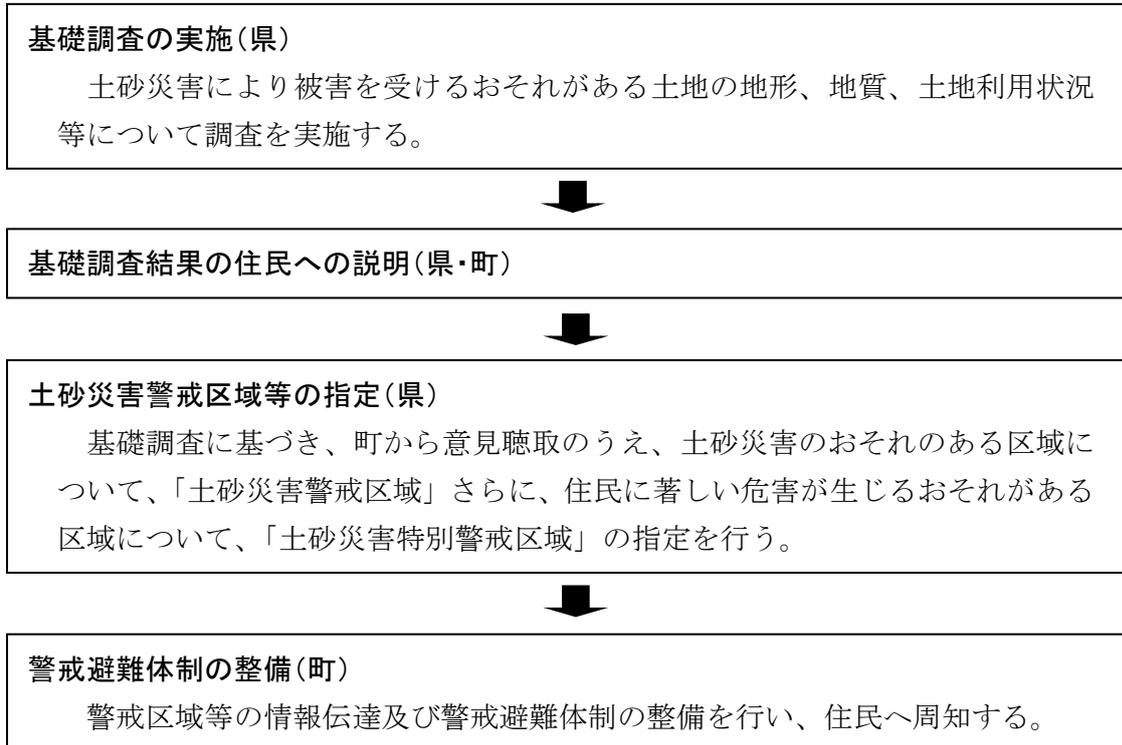
(2) 警戒・避難体制の整備

過去の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4. 土砂災害防止法の措置

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）」が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの3現象）から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととする。

＜土砂災害防止法による対策実施のフロー＞



(1) 県等の措置

土砂災害のおそれのある箇所のうち、特に危険度が高いとされる地域や将来住宅等の立地が予想され地域開発が活発な地域など、優先的に調査しなければならない箇所を抽出し、関係住民の意向を十分踏まえたうえで、県において土砂災害防止法に係る基礎調査を行い、その結果に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(2) 町の措置

町では土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備を行う。

第2項 山地災害対策

1. 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するため適切な対策を講じる。

2. 治山事業の推進

山地災害の発生防止のため、以下の事業を実施する。

- (1)崩壊、土砂流出等を防止するため、造林事業を推進する。
- (2)復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。
- (3)保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。

第3節 火災の予防

《基本方針》

生活の変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行えるよう、消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実、強化を図るとともに、次の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 消防力、消防設備の整備強化
- (2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- (3) 林野火災の防止
- (4) 防火管理体制の強化
- (5) 予防、査察制度の活用

《現況/課題》*1*2*3

消防体制は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、常備消防機関として消防本部（署）と、非常備消防機関として町消防団の2機関を設置している。また、それぞれの機関が保有する消防力では防止できない事態になったとき、互いに応援を求めて災害の防止を行う必要があるため、福岡都市圏及び福岡県全域を一体とした消防救急活動に対処するための消防相互応援協定を締結している。

町の消防力や消防施設等については、次のような問題点を抱えている。

- (1) 町外への就業者流出により、昼間における消防団員数が不足している。
- (2) 消火栓は、町内の集落をほぼ網羅するように整備されているが、防火水槽について一部で整備不足が目立っている。
- (3) 消防自動車進入困難地域、木造密集地域を考慮した「火災危険地区」は指定されていない。

第1項 消防力の強化

1. 消防施設の強化

町及び消防機関は、「消防力の基準」に基づき、年次計画により消防機械の整備、更新、機械の近代化、軽量化を図るとともに、資機材の不足する場合を想定し、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

また、毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

2. 消防水利の強化

町及び消防機関は、「消防水利の基準」に基づき、以下の方針に従い消防水利施設を整

*1●資料 2.1.3-1 「消防組織図」

*2●資料 2.1.3-2 「消防団の組織図」

*3●資料 2.1.3-3 「消防分団詰所」

備する。

- (1) 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、池）とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利を年次計画により整備していく。
- (3) 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
- (4) 防火水槽については、計画的に整備を進めていく。

3. 火災予防条例の制定・運用

町及び消防機関は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を制定、運用し、火災の発生を未然に防止する。

4. 消防計画の策定

町及び消防機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。また、策定した消防計画については、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

5. 消防団の強化

(1) 消防団の活性化

町及び消防団は、消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るため以下のようなソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

- 1) 安全装備（防火衣等）の整備拡充
- 2) 消防車の更新
- 3) 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- 4) 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

(2) 協力体制の強化

町及び消防団は、消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。

(3) 訓練の実施

町及び消防機関は、以下の訓練を実施する。

- 1) 緊急伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練
- 2) 消防団員や消防団OBの立場を活用した、消防団と自主防災組織の合同訓練

6. 市町村相互応援体制の強化

町及び消防機関は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

第2項 火災予防対策

1. 火災類型別の火災予防対策

(1) 危険地域火災予防対策

町及び消防機関は、あらかじめ人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、重点的に防火対策を講ずる。

- 1) 出動部隊数、消防機関よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 2) 建物や道路の現況を把握し、それに対応した火災予防対策を検討する。
- 3) 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

(2) 特殊建築物火災予防対策

町及び消防機関は、特殊建築物における火災を予防するため、以下の事項を実施する。

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置を促進し、あわせて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防火性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用を義務づけ、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

※特殊建築物：学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物のこと

(3) 車両火災予防対策

町及び消防機関は、一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

2. 防火管理体制の強化

(1) 防火管理者制度の推進

町及び消防機関は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- 1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また、現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図るようにする。
- 2) 防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。
- 3) 防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- 4) 消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

(2) 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防査察の強化

(1) 立ち入り検査

町及び消防本部は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、以下の計画に従って立ち入り検査を実施し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。

<予防査察の実施計画>

名称	対象	時期
定期予防査察	公共建物、工場、その他公衆の出入りする場	年1回以上必要に応じて
危険物予防査察	危険物施設	適宜
特別予防査察	特に火災予防の必要がある施設	必要な場合

(2) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行う。

4. 住民への啓発

町及び消防機関は、住民に対し、以下の啓発活動を行う。

- (1) 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。
- (2) 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。
- (3) 住宅防火診断等を通じ、火気使用設備、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器の設置、普及促進に努める。
- (4) 住民の防災意識の高揚を図る施設の建設を計画的に進める。

第4節 都市構造の防災化

《基本方針》

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に、土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。従って、町は、「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

《現況/課題》

町では、都市計画区域をはじめ、良好な都市環境づくりを目指し、土地の有効利用に努めている。

今後の都市開発の進展状況によってはスプロール現象、土地利用規制の弱い地域での開発等、災害時に被害の拡大をまねくことも懸念される。

特に、道路狭小で木造住宅の密集、迷惑駐車が頻繁する等から消防自動車が進入困難地域、木造、低層建築物が密集する市街地では、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼のおそれがあるため、人命、財産に大きな損害を与えると予想される。

そのため、火災危険地域の指定を進め、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討するなど、都市計画・消防計画に基づき地域全体での防災強化が必要である。

第1項 建築物不燃化の推進

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

1. 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとし、容積率500%以上の商業地域については原則として防火地域を定める。

2. 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定する。

3. 町営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮して、逐次耐火構造への建替えを推進する。

また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

4. 住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第2項 土地利用計画

町は、無秩序な市街化を防止し、また、都市災害にも対応できる都市づくりを推進するため、土地利用計画に基づいた市街地の形成を行う。

- (1) 土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- (2) 用途地域の再検討に当たっては、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重し、町域を広域的にとらえた住環境の保全という観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発を防止する。
- (3) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。従って、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定に努め、効果的な土地利用を図り、町勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- (4) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。
- (5) 町は、立地適正化計画による防災まちづくりの推進にあたり、災害リスクを十分考慮し、居住誘導区域を設定する上で、防災対策・安全確保対策などの防災指針を位置付ける。

第3項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

1. 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

2. 市街地再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大等の事態が深刻化している。これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

3. 住民との合意形成

都市計画マスタープラン等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。

第4項 公園・緑地整備計画

1. 公園・緑地の整備

(1) 公園・緑地の確保・整備

公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。このため、防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。

(2) 延焼遮断帯の整備

以下の方針により、火災時の延焼遮断帯を整備する。

- 1) 火災時に延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。
- 2) 延焼遮断帯として機能する道路、公園等を確保するため、狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

2. 避難場所の整備

災害時の避難場所や防災拠点として機能する公園の整備を促進する。

なお、大規模な公園は避難場所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点としての利用を想定する。

(1) 避難地の選定

避難地は、避難者の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。また、避難地は、収容避難施設までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2haとする。

(2) 広域避難地の整備

次の設置基準にしたがって広域避難地の選定・整備を検討する。

- 1) 広域避難地は、大火による輻射熱や火粉、煙等による被害から安全な面積を確保する。
- 2) 大規模な崖崩れや浸水等の危険のないこと、付近に多量の危険物等が蓄積されていないこと等を考慮する。
- 3) 到達距離は2km以内とし、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。

第5節 建築物及び文化財等の災害予防

《基本方針》

公共施設には、多数の勤務者や来訪者が出入りし、災害による被害を拡大させる要因となる。これら多くの人命を災害から守ることは、町としての大きな責務である。また、防災の観点から公共施設等を整備することは、避難所整備の有効な施策ともなる。そのため、新たに建築する公共施設は、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強について検討する。

また、町には歴史的観点からみても重要な史跡が分布し、貴重な文化財が保管されている。これら文化財を後生に残していくため、日頃から火災等の災害の防止と災害による被害の軽減に努める。

そのため、次の災害予防体制の確立を目指す。

- 1 防災管理体制の確立
- 2 避難体制の確立
- 3 防災施設の整備、拡充

《現況/課題》

町及び消防本部は、公共施設に対して、建物の不燃化、防災設備の整備点検等を促進している。

また、町内には貴重な史跡をはじめとする文化財等を有し、これら貴重な文化財を後世に残していくためには、地域ぐるみで保全し、災害の防止に努めていく必要がある。

第1項 建築物災害予防計画

1. 公共施設災害予防対策

(1) 防災管理体制の確立

町は、以下の事項を行い、防災管理体制を確立する。

- 1) 防火管理者の設置
- 2) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

(2) 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等避難体制の整備に努める。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

(3) 防災施設としての機能の確保

公共施設は、災害時に避難所や応急活動の拠点となる等、防災施設としての機能を有する。町は、これらの機能の確保・向上のため、以下の対策を講ずる。

- 1) 耐火、耐震化の促進
- 2) 消火器、消火栓、警報装置等の整備
- 3) 防災施設、設備の点検整備
- 4) 避難救護施設としての利用を想定した改築等の実施

2. 一般建築物対策

町は、必要に応じ消防機関等と協力して個々の建築物防災診断の実施を推進する。

3. 特殊建築物等の定期報告、指導

学校等の公共施設、病院、興業場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、以下の災害予防対策を講ずる。

- (1) 特殊建築物の所有者等から定期的にその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調(検)査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

4. 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

第2項 文化財災害予防対策

1. 文化財災害予防対策

町及び消防機関は、平素から管理者・住民への火災等への災害対応について、啓発・助言を行い、防災意識の高揚及び予防対策の強化を図る。

(1) 重要文化財の指定

町は、文化財所有者及び管理者に対し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図るとともに、国・県の指定する重要文化財については、防災設備等の整備を必要に応じて要請する。

(2) 広報活動の実施

町は、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 火災予防体制の確立

町は、文化財所有者及び管理者に対し、以下の事項の実施に関して指導することにより、火災予防体制の強化を図る。

- 1) 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 2) 自主防災組織の編成
- 3) 火気の使用制限
- 4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警報の実施
- 5) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

(4) 避難体制の確立

災害時の文化財の保護や参詣者の円滑な避難のため、以下の事項を実施する。

- 1) 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成
- 2) 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
- 3) 避難訓練の実施

(5) 防災施設、設備の整備

災害による文化財の被害を防止するため、以下の事項により防災施設、設備を整備する。

- 1) 消火設備の整備促進
- 2) 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
- 3) 電灯線、消火栓等の点検整備
- 4) 指定物周辺の火気禁止地帯の設定

第6節 中高層建築物の災害予防

《基本方針》

近年の建築物は土地の有効利用、効率化を図るために高層化、大規模化が進んでいる。

このような建築物は一般の建築物と比べ、使用形態が多様化した建築物が多く、よりきめ細かな防災対策が必要である。中高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、消防機関等は次に掲げる各事項の推進を図り、もって中高層建築物等における災害を未然に防止する。

《現況/課題》

町における中高層建築物の現況^{*1}を資料編に示す。

第1項 対象施設

高層建築物及び中層建築物とする。

高層建築物とは、高さが31mを超える建築物をいい、消防法第8条の2及び第8条の3規定の対象となる。また、中層建築物（4階以上の建築物）についても、一般の建築物とは異なった消防上の対策が必要となるため、次項以下に示す対策を行う。

【関係法令】

消防法第8条の2

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項は総務省令で定めるものを、協議して、定めておかななければならない。

消防法第8条の3

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品は政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

*1●資料 2.1.6-1 「中高層建築物の現況」

第2項 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

1. 所有者等に対する指導の強化

所有者等に対し、第3項に掲げる事項について重点的な指導を行う。

2. 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、又はその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

3. ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

4. 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の基準」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。

- (1) はしご車又は、屈折はしご車
- (2) 照明電源車
- (3) 救急車、排煙車、救助工作車
- (4) 救助用資機材

第3項 所有者による予防措置

中高層建築物の所有者は、関係機関の指導に基づき、予防措置を積極的に推進する。

1. 防火避難施設の点検整備

災害時の避難が円滑に行われるよう、以下の整備を行う。

- (1) 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- (2) 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- (3) 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- (4) 非常用昇降機の点検整備

2. 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

火災の予防及び被害の軽減を図るため、以下の事項を行う。

- (1) 消防計画の整備充実
- (2) 自衛消防組織の整備充実
- (3) 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- (4) 共同防火管理体制の確立
- (5) 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- (6) 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- (7) 収容人員の管理
- (8) 非常用進入口の確保
- (9) 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- (10) その他防災上必要な事項

3. 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常用通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

4. 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

5. 安全性の確保

中高層建築物の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

また、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進等を図る。

- (1) バルコニーの設置
- (2) 防火区画の適正化
- (3) 全体規模の限定
- (4) 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置
- (5) その他安全性を高める措置

第4項 ガス事業者による予防措置

ガス事業者は、中高層建築物等には、以下に示す災害予防措置を行う。

- (1) 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等の設置を検討する。
- (4) 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- (5) ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上防災訓練を実施する。

第7節 公益事業等施設の災害予防

《基本方針》

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その復旧は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの復旧を円滑に実施するための措置を講じる。

《現況》

電気施設、ガス施設及び通信施設の防災については、それぞれ九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社、各ガス事業者、西日本電信電話株式会社、日本放送協会（NHK）において平常時から保安規程を始め関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

第1項 電気施設災害予防対策

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、大規模地震や台風等の災害時の電力施設の被害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、被害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

【参考】

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき、次のような予防対策を行っている。

- ① 防災組織の確立
- ② 情報連絡及び動員体制の確立
- ③ 応急対策用資機材の備蓄
- ④ 関係設備の点検及び防護処置の実施
- ⑤ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- ⑥ 災害時における通信回線の確保、強化
- ⑦ 受容者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進
- ⑧ 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

第2項 ガス施設災害予防対策

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんであり、発災時は被害を最小限とするとともに、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図る。

(1) 防災設備、体制の整備

各ガス事業者は、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

(2) 防災体制（LPガス協会）

1) 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

2) 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

3) 支援体制

地震被害後においてもエネルギーの供給を推進するため、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(3) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第3項 通信施設災害予防対策

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

【参考】

西日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ① 情報収集、連絡体制の強化
- ② 関係設備の点検整備
- ③ 応急処置計画の点検、確認
- ④ 災害関係回線の点検、確認及び応急処置の準備
- ⑤ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- ⑥ 災害発生危険設備の補強及び防護
- ⑦ 無駐在局への出動体制の強化
- ⑧ 職員等の非常呼出等動員体制の確立

第4項 放送施設災害予防対策

日本放送協会福岡放送局は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

【参考】

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

- ① 消耗品、資機材等の定量常備
- ② 無線中継状態の把握
- ③ 移動無線機等の伝搬試験
- ④ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- ⑤ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- ⑥ その他、警戒時に必要と認められる事項

第8節 上水道、公共下水道施設の災害予防

《基本方針》

上水道及び公共下水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し汚水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

《現況/課題》

上水道は、人口増加による水需要の拡大から水資源確保に努めてきたことにより、水源開発は完了している。下水道は、下水道の普及を目指し、多々良川流域下水道を基本として宇美町流域関連公共下水道計画を推進している。

上水道及び下水道等の大部分の配管は、沖積平野に布設され、災害の危険性は避けられない状況にある。そのため、被害が甚大になることを想定し、人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

第1項 上水道施設災害予防対策

1. 災害に強い上水道施設の整備

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

特に、埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努める。

また、管路の変更時においては、耐震性能を有する管路への布設替えを行い、被害軽減に努める。

2. 災害時応急体制の確立

(1) 予防・応急復旧体制の整備

災害時の上水道施設の被害防止、又は被害を受けた場合の迅速な復旧のため、以下の事項により災害時応急活動体制を確立する。

- 1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、配水制限等の措置を検討する。
- 2) 緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- 3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。
- 4) 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルを作成する。

(2) 応急給水体制の整備

給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保について検討し、断水時の応急給水体制を整備する。

3. 広域応援体制の整備

町は、災害時及び渇水期の給水に関して広域的な連携を図り、水不足を防止して安定的な供給体制を確保するため、「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定」を締結し、給水及び資材の応援体制を整えている。

4. 渇水対策

渇水期の水不足の防止や、安定的な上水道の供給体制の確保のため、以下の対策を講ずる。

- (1) 広域的な連携のもと新たな水源の確保は完了しているので、自己水源と企業団受水の効率的な水運用を図る。
- (2) 宇美町水道水源保護条例による水源保護地域を常時監視するとともに、水の確保や保全に努める。
- (3) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設全般の耐震化を推進する。

第2項 公共下水道施設災害予防対策

1. 災害に強い下水道施設の整備

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、以下の事項の実施による施設の防災対策を検討する。

- (1) 埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努める。
- (2) 公共下水道更新時に老朽管路の耐震化を拡充する。
- (3) 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

2. 災害時応急体制の確立

(1) 予防・応急復旧体制の整備

災害時の下水道施設の被害防止、又は被害を受けた場合の迅速な復旧のため、以下の事項により災害時応急活動体制を確立する。

- 1) 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- 2) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- 3) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。

(2) 動力源の確保

下水道ポンプ施設は自家発電による動力を有していないため、町は、停電時の備え、予備動力等の確保を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

(3) 情報処理の迅速化

下水道ポンプ施設の管理においては、インターネット回線による集中管理システムを導入し、汚水の流出量、ポンプ及び機械の故障を常時監視しているが、停電、通信回線が不通となった場合は、人員配置による監視を行い、情報収集を行う。

第9節 交通施設の災害予防

《基本方針》

道路は、町内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていく。道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

《現況/課題》^{*1}

町内に網の目のように広がる町道は、一部幅員の狭いところもある等、自動車の利用率からみても決して安全性の高い地域とは言い切れない。これらの交通事情を考慮して、交通災害予防のための対策を推進していく必要がある。

また、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

第1項 交通安全普及計画

1. 交通安全施設の整備拡充

町は、交通事故を防止するため、歩道の整備、防護柵、街路灯、カーブミラーの設置等、交通事故防止施設の整備拡充を図る。なお、これらの施設の整備拡充は事故多発地域において優先的に推進する。

2. 交通安全意識の養成

町は、以下の事項の実施により、住民の交通安全意識の高揚に努める。

- (1) 講習会、研究会、作文、ポスター等による啓発
- (2) 学校安全教育の普及徹底

第2項 道路整備計画

1. 災害に強い道路の整備

道路管理者は、災害時の道路の被害を軽減し、災害時においても道路の機能が確保されるよう、以下の整備を行う。

- (1) 県道における土砂崩壊、落石等の危険箇所については、対策工事を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- (2) 町道における土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い、法面防護工

*1〇資料 1.4-11 「道路危険箇所(主要地方道・県道・町道)一覧」

等の設置を検討する。

- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 狭あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (5) 路面の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- (6) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- (7) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。
- (8) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。
- (9) 幅員の狭い橋梁について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

2. パトロールの実施

町は、道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。

3. 道路の新設、改良

(1) 道路の新設、改良の推進

災害時の道路ネットワークの確保・多重化のため、以下の方針により道路の新設、改良を進める。

- 1) 通過交通量の分散と災害時における交通途絶に応じた迂回路の確保を推進する。
- 2) 都市計画道路志免宇美線（幅員 25m）の早期着工を推進する。
- 3) 県道福岡太宰府線の改良事業を推進する。
- 4) 高規格の町道の改良を進めるとともに、人にやさしい町道への改善を進める。
- 5) 林道の改良事業を推進する。

(2) 道路の新設、改良に当たっての留意事項

道路の新設、改良に当たっては、災害時の安全性にも考慮するとともに、当該道路の新設等により新たな危険箇所が発生することのないよう留意する。特に、以下の事項の検討を行う。

- 1) 道路の新設により、排水系統が変わる場合の対策
- 2) 道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力の検討
- 3) 道路新設により、新たな危険箇所が発生する場合の対策

4. 緊急交通路整備計画*2

県（公安委員会）が指定を予定している緊急交通路（風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路）を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性の強化推進を図るなど、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に努める。

緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

第3項 鉄道施設災害予防計画

九州旅客鉄道株式会社は、鉄道施設における災害の防止及び被害の軽減のための対策を講ずる。

1. 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、以下の防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練（救出、救助、救護訓練）
- (4) 脱線復旧訓練

2. 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

*2●資料 2.1.9-1 「緊急交通路指定路線」

第2 町民等の防災力の向上

第1節 住民が行う防災対策

《基本方針》

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

第1項 住民が行う主な防災対策

1. 防災に関する知識の習得及び伝承

住民は、以下の防災に関する知識の習得に努める。また、過去の災害事例やそこから得られた教訓を伝承していく。

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 緊急地震速報、地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識
- (3) 過去に発生した災害の被害状況
- (4) 近隣の災害危険箇所の把握
- (5) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- (6) 応急手当方法

2. 防災に関する家族会議の開催

防災に関する家族会議を開催し、各家庭において以下の事項について平常時から話し合っておく。

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3. 非常用品等の準備、点検

災害の発生に備え、各家庭において非常持出し品を整理しておくとともに、食料等の備蓄を行う。

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4. 住宅等の安全点検、補強の実施

各家庭において、以下の住宅等の安全対策を講ずる。

- (1) 家屋の耐震化
- (2) 家具転倒防止、棚上の物の落下防止
- (3) 屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止

5. 地域の共助力の強化

住民は、県、町又は地域（自治会、自主防災組織等）が行う防災訓練、防災講演会等に積極的に参加し、地域の相互協力体制の構築に努める。

第2項 地区防災計画の策定

住民は、地区防災計画の策定を町防災会議に提案することができる。

1. 地区防災計画の記載事項

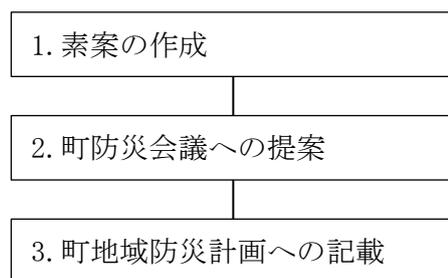
地区防災計画は以下の事項について定める。

- (1) 地区居住者等（地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練に関する事項
- (2) 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事項
- (3) 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事項
- (4) その他、当該地区における防災活動に関する事項

2. 地区防災計画の策定手順

地区防災計画の策定は、以下の手順で行う。

<地区防災計画の策定手順>



(1) 素案の作成

地区居住者等は、地区防災計画の策定を要求する際には、あらかじめ地区防災計画の素案を作成しておかなければならない。なお、地区防災計画の素案は町地域防災計画に抵触するものであってはならない。

(2) 町防災会議への提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、内閣府令で定める方法により計画の提案を行う。

(3) 町地域防災計画への記載

町防災会議は、地区居住者等により地区防災計画の提案がなされた場合には、遅滞なく、当該計画策定の必要性を判断し、必要があると認められたときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、計画策定の必要がないと判断した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

3. 地区防災計画による防災活動の実施

地区防災計画が定められた場合において、地区居住者等は、地区防災計画に従って防災活動を実施するよう努めなければならない。

第2節 自主防災体制の整備計画

《基本方針》

阪神・淡路大震災では、地震発生直後に多くの人が近隣の住民の手によってガレキの下から救出された。また、被災者の居場所を教え救助依頼を行う等、地域の活動は情報提供源としても大きく機能している。

また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成につながる。

そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

町の自主防災組織は、自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、住民の自主防災組織への積極的参加を促す。

＜関係法令：自主防災組織の基本方針＞

基本法第5条第2項

町長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

《現況/課題》

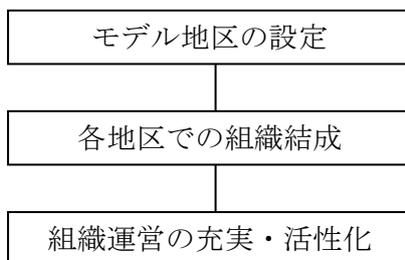
町では、新興住宅地が多く、新居住者が増加する中、住民の自主的な組織形成もこれからであり、現在、特に確立されたものはない。このため、地域的な自主防災組織の設置を検討推進している。

第1項 自主防災組織育成計画

1. 地域自主防災組織の育成計画

町は、次の計画に基づき、地域自主防災組織の結成、育成を推進する。

＜地域自主防災組織の育成手順＞



(1) モデル地区の設定

当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、代表的な地区を選定して組織化を図り、地域に適した組織及び活動方法のモデルを作成する。

(2) 各地区での組織結成^{*1}

上記のモデル地区を参考にしつつ他地区での組織化を逐次行い、最終的には学校区単位の自主防災組織協議会の組織化を図る。

1) 自主防災組織の重点地区

特に、災害による被害拡大の危険性が高い以下の地域に重点をおいて、組織の育成を推進する。

- ア 土砂災害等の危険地域
- イ 木造家屋の集中している地域
- ウ 消防水利の不足している地域
- エ 道路事情等により消防活動の困難な地域
- オ 避難行動要支援者の集中している地域
- カ 浸水被害が想定される地域
- キ 砂防指定区域

2) 自主防災組織の結成方法

自主防災組織を結成する方法としては以下の3タイプがあるが、どの方法を採用するかは地区特性を考慮して決定する。

<自主防災組織の結成方法>

	重複型	下部組織型	別組織型
概要	自治会役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治会長の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となって、自治会とは全く別個に自主防災組織を作る。
長所	組織作りが容易。活動を継続しやすい。	役員全員の負担が軽い。 経験者が蓄積され、専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。		
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすくなる。

*10資料 2.2.3-1 「防災単位区一覧」

(3) 組織運営の充実・活性化

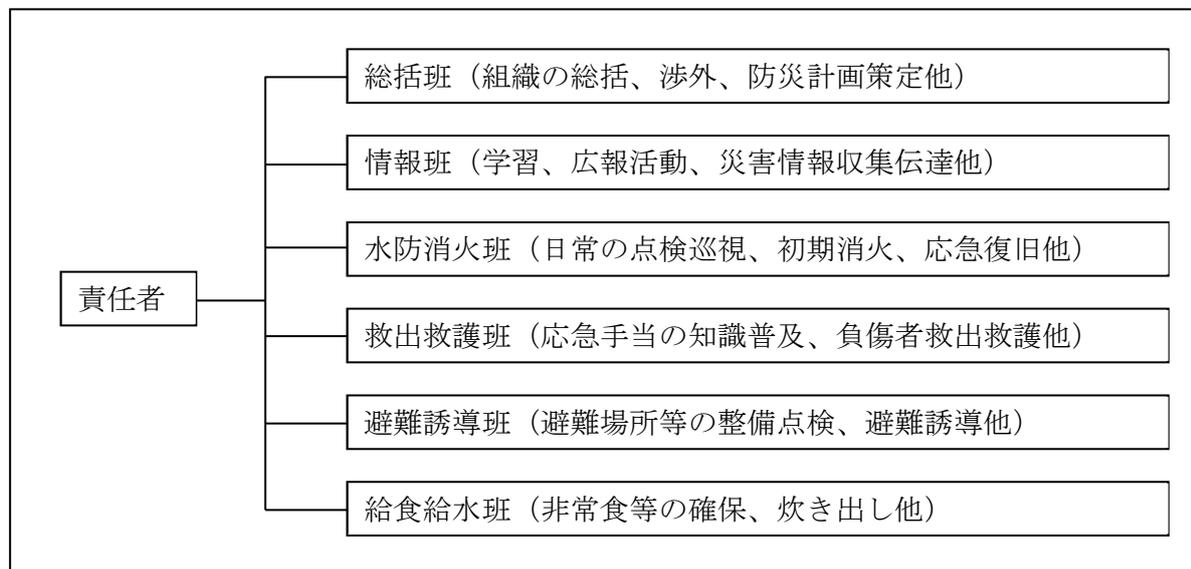
町は、自主防災組織結成後において日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行う。また、自主防災組織の要として活動できる防災士の育成・強化のため、防災士養成講座の受講支援を行い、組織の充実、活性化を図る。

2. 職域自主防災組織の育成計画

町は、次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

- (1) 多数のものが出入りする施設や、危険物の製造・保管施設等における被害の防止と軽減を図るため、以下の施設を対象に、事業所や施設の規模、形態等の実態に応じ、組織や施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。
 - 1) 学校、公共施設、神社、病院等多数の者が出入りする施設
 - 2) 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
 - 3) 石油類、高圧ガス、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
 - 4) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
 - 5) 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設）
- (2) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。

<組織の編成例>



第2項 自主防災組織の活動内容

地域自主防災組織の活動としては、以下に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

なお、自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

<自主防災組織の活動内容例>

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	(1) 地域災害史や体験談の掘り起こし (2) 災害についての学習 (3) 学習会や講演会の開催 (4) 応急手当知識の普及
	広報活動	(1) ミニコミ誌やパンフレット類の発行 (2) 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 (3) 情報伝達経路の確立
	点検活動	(1) 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 (2) 避難路、避難施設の点検整備 (3) 避難行動要支援者等の把握
	資機材整備	(1) 防災資機材の整備、点検 (2) 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	(1) 自主防災組織単位での防災訓練の実施 (2) 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 (3) 町等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	(1) 災害、被害情報の収集伝達 (2) 避難指示の伝達 (3) 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	(1) 危険箇所の巡視並びに予防対策 (2) 被害箇所の応急復旧 (3) 初期消火活動
	避難誘導活動	(1) 避難路、避難場所の安全確認 (2) 避難路、避難場所の指示 (3) 避難行動要支援者、子どもの避難補助 (4) 避難誘導
	救出救護活動	(1) 負傷者等の救出 (2) 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	(1) 食料、飲料水等の確保 (2) 炊き出し等の給食活動 (3) 給水活動 (4) その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	(1) 文化財等の安全確保

第3節 企業等防災対策の促進計画

《基本方針》

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

《現況/課題》

企業等は、事業継続計画を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第1項 事業継続計画の策定

1. 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、町はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い町を作るとは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2. 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「事業継続ガイドライン第三版（内閣府・平成25年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

第2項 企業等の防災対策及び防災活動

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 町が行う防災に関する施策への協力
- (2) 防災訓練
- (3) 従業員等の防災教育
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 火災その他の災害予防対策
- (6) 避難対策の確立
- (7) 応急救護
- (8) 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる。）
- (9) 施設耐震化の推進
- (10) システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- (11) 施設の地域避難所としての提供
- (12) 地元消防団との連携・協力

第3項 町が行う措置

町は、企業等が行う防災対策の促進のため、以下の措置を行う。

1. 防災訓練

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等呼びかける。

2. 事業継続計画の普及啓発

企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

3. 事業所との消防団活動協力体制の構築

「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度－消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は消防団長の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

第4節 防災知識の普及計画

《基本方針》

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。次の基本方針に基づき防災教育、訓練、調査等を行う。

- (1) 地域、職場、学校等と連携した防災訓練の実施
- (2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- (3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- (4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- (5) 学校での防災教育の推進
- (6) 災害危険箇所等の調査、点検及び周知

なお、防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

＜対象別の防災教育内容例＞

対象	内容	方法、媒体
防災関係者	1) 災害に関する知識 2) 災害危険区域に関する知識 3) 動員体制及び職員が果たすべき役割 4) 避難誘導方法	ア 研修会、講習会 イ 訓練 ウ 防災計画書
住民	1) 災害に関する知識 2) 災害危険箇所に関する知識 3) 家族への連絡方法 4) 情報収集伝達体制 5) 避難路、避難場所等、避難時の知識 6) 初期消火方法	ア 自治会等における指導、訓練 イ 自主防災組織の育成強化 ウ 防災ハンドブック、防災パンフレット、ビデオ等の広報資料
児童・生徒等	1) 災害時の危険に関する知識 2) 火災予防及び初期消火に関する知識 3) 安全な避難場所、避難方法等の知識 4) 災害時の安全な行動方法 5) 地域の防災対策と避難計画	ア 授業 イ 避難訓練 ウ 映画会、講演会 エ 防災副読本 オ ビデオ、スライド

《現況/課題》

町では、広報誌やホームページにより災害の被災地域、避難所、気象警報等の防災情報を周知し、また、災害防止月間等での大雨、台風時の対応等の防災に関する各種の情報の提供を行っていく必要がある。

第1項 職員に対する防災知識の普及

1. 防災教育の方法

職員に対する防災知識の普及は、以下の方法により行う。

- (1) 町、県や関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識普及活動への協力や参加
- (2) 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- (3) 町職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、防災行政無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

2. 災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

3. シンポジウム等への参加

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、町は、防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等の収集に努める。

第2項 住民に対する防災知識の普及

1. 防災知識の普及方法

住民に対する防災知識の普及は以下の方法により行う。

- (1) 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催
- (2) 防災マップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布
- (3) 防災行政無線、広報紙、広報車及びインターネットの利用
- (4) 防災ハンドブックの配布

2. 防災知識普及内容

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民へ災害の危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策、家庭での予防、安全対策、様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等の防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促す。

普及内容は以下のとおりである。

- (1) 災害危険箇所、危険区域
- (2) 食料・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 家具等転倒防止対策・安全対策
- (5) 災害発生時にとるべき行動

- (6) 避難所での行動
- (7) 災害時の連絡体制の確保
- (8) 気象及び予報・警報に関すること
- (9) 過去の災害による被害及びそこから得られた教訓
- (10) ボランティア制度に関すること
- (11) その他の必要事項

3. 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の危険予想区域内の住民に対し以下の避難者心得を周知しておく。

- (1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び町の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- (3) 避難所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人と連絡方法を定めておく。
- (5) 洪水警報、崖崩れ等による避難指示の伝達経路をよく確認しておく。
- (6) 非常持出袋を準備しておく。

第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及

児童、生徒等及び保護者に対する防災知識の普及のため、以下の取組みを推進する。

- (1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- (2) 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定及びその周知徹底
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- (6) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- (7) 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制確立

第5節 防災訓練の充実

《基本方針》

防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第28条に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

《現況/課題》

単独又は広域で防災訓練を実施し、逐次、関係機関と合同による各種防災訓練の実施を推進している。

第1項 総合防災訓練

1. 総合防災訓練

災害応急対策の完全遂行を期すため、町は関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同して防災訓練を実施する。

＜総合防災訓練計画＞

実施時期	毎年、防災週間に併せて行う。
訓練項目	(1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援） (2) 災害による被害状況の把握 (3) 救出、救護訓練 (4) 給水、炊出し訓練 (5) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難） (6) 防疫訓練 (7) 通信訓練（電話、無電、伝達） (8) 輸送訓練（資材、器材、人員） (9) 初期消火訓練 (10) 水防訓練 (11) 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練 (12) 工法訓練（各水防工法） (13) その他

第2項 各種防災訓練

1. 初動対応訓練

(1) 組織動員訓練

地域防災計画における動員配備計画や、職員初動マニュアル等に基づき、職員動員訓練等を実施する。なお、訓練の結果については、改善点等を計画に反映し、計画の実効性向上を図る。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

2. 水防訓練

出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

<水防訓練計画>

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	町、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	(1) 観測訓練 (2) 通信訓練 (3) 動員訓練 (4) 輸送訓練 (5) 工法訓練 (6) 樋門訓練 (7) 避難訓練 (8) 炊出訓練 (9) 救助訓練

3. 消防訓練

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、町、消防団、消防本部及び県が共同して訓練を実施する。

<消防訓練実施要領>

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	町、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防機械器具操法訓練 (2) 機械運用及び放水演習 (3) 操縦訓練通信連絡訓練 (4) 非常召集訓練 (5) 出動訓練 (6) 人命救助訓練 (7) 飛び火警戒訓練 (8) 破壊消防訓練 (9) 林野火災防ぎょ訓練 (10) 車両火災防ぎょ訓練 (11) 危険物等特殊火災防ぎょ訓練 (12) 自衛消防教育訓練 (13) 災害応急対策訓練

4. 地域避難救助訓練

災害発生時の避難、救助等の円滑な遂行を図るため、自治会や自主防災組織単位での避難救助訓練を行う。訓練の実施は、単独又は水防、消防等の救出活動訓練と複合で行う。

また、通常の訓練のほか、地域の特性等を鑑み、必要に応じて以下の訓練を実施する。

- (1) 職員、警戒巡視員及び避難誘導員に対する防災専門知識の教育・訓練
- (2) 想定される災害の種類に応じた、危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施

※訓練の実施においては、夜間における発災等様々なケースを想定する。

<避難救助訓練内容>

実施時期	随時
参加機関	町、消防本部、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	1) 情報連絡訓練 2) 避難所開設訓練 3) 要介護者避難訓練 4) 避難誘導訓練 5) 救出、救護訓練 6) 給食、給水訓練 7) 初期消火、水防訓練

5. 学校避難訓練

各学校は、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の習得のため、関係機関の協力を得て、避難訓練を実施する。

訓練の具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

<避難訓練内容>

実施時期	学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上
参加機関	学校、その他関係機関
訓練項目	避難訓練

6. 図上訓練

町は、対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

第6節 住民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第1項 家庭における心得

1. 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2. 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

- (3) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

(4)避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

(5)避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

(6)車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

(7)情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

(8)お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

3. 竜巻災害発生時の心得

(1)屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

(2)屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4. 土砂災害発生時の心得

土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

(1)土石流の前触れ

- ・山鳴りがする。
- ・川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

(2)がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がばらばら落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水がわき出る。
- ・わき水が濁る。

(3)地すべりの前触れ

- ・地面がひび割れたり、陥没する。
- ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・家の戸が開かなくなる。

- ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

(2) 土砂災害の避難行動

- 1) 土砂災害のうち、土石流の場合は、土砂や流木が流下するスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。
- 2) がけ崩れの場合は、斜面から離れるように逃げる。

5. 外出時の心得

河川上流付近が大雨により下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

第2項 職場における心得

1. 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2. 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

《基本方針》

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

町は、災害応急対策を行うために必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、町は、他市町村へ職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

《現況/課題》

町では、大規模な災害が発生した場合に備え、その被害を最小限にするため、次の応援協定等を締結している。^{*1}

- (1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成17年4月26日)
- (2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定(平成27年12月15日締結)
- (3) 福岡県消防相互応援協定(令和2年3月11日締結)
- (4) 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定(平成21年7月23日締結)
- (5) 福岡県広域航空消防応援実施要綱(平成14年8月1日締結)
- (6) 一般廃棄物の処理に関する相互協力協定(平成12年12月25日締結)
- (7) この他の協定・覚書等防災体制の拡充が必要である。

第1項 他市町及び関係機関等との相互応援体制の整備

1. 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、このほか、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。

*1 資料 2.3.1-1 「災害応援協定一覧」

2. 県との連携体制の整備

町は、災害時の県に対する応援及び応急対策の実施等の要請が円滑に行えるよう、事前に協議をする等の必要な措置を講ずる。

3. 自衛隊との連携体制の整備

町は、県と自衛隊との「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱（平成7年8月設置）」における協議や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

4. 関係機関との連携体制の整備

(1) 警察（粕屋警察署）

町は、平素から警察署及び交番との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

(2) 消防機関（粕屋南部消防本部）

町は、消防機関との「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

5. 航空機による相互応援体制

大規模大害が発生した場合に、航空機を利用した消防活動に関して相互応援を行えるよう、必要な体制を整備する。

6. 支援活動の準備

被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。

また、職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることの無いよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

7. 受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

第2項 広域一時滞在の受入体制の整備

1. 広域一時滞在の協定の締結

町は、大規模災害時において、被災者の町域を越えた避難が必要となることを想定し、県内外の他市町村への避難（広域一時滞在）のための協定の締結に努める。

2. 広域一時滞在の受入体制の整備

町は、他市町村からの広域一時滞在の受入に備え、受け入れ先の避難所の選定等、受入体制の整備を推進する。

第2節 防災施設、資機材等の整備

《基本方針》

災害に速やかに対処するため、防災施設、資機材等の整備、拡張等について、以下の内容に努める。

- (1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- (2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設、設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- (3) 未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- (4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

《現況/課題》

必要な防災施設、資機材等の整備については、設備投資の限界もあり、広域的支援に頼らざるを得ない状況にある。全庁的な防災施設等の整備には、将来的な構想と柔軟な運用について様々な検討が必要である。

現状においては、関係機関からの調達体制の整備も充分とは言えないことから、運用体制を優先して整備検討する必要がある。

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

1. 防災中枢機能等の整備計画

(1) 防災中枢機能の拡充

公共施設は、災害時に地域の災害対策活動の拠点となり得るため、防災中枢としての機能整備に努める。それぞれの所管する施設の安全性を確認し、装備資機材の状況を把握し利活用を進める。

その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

第2項 装備資機材等の整備充実

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

また、災害時における必要な資機材等の円滑な調達を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

<主な整備資機材>

項目	主な資機材名称	備考
気象観測施設、設備	ア 雨量・水位計 イ Web カメラ ウ 計測震度計	本項に記載
給水用資機材	ア 給水車 イ ポリ容器	本項に記載
水防用資機材	ア 救助船艇 イ ビニールシート ウ 土嚢、ロープ	第2編 第1章 第1 第1節「治水治山の予防」参照
消防用資機材	ア 消火薬剤 イ 消火器	第2編 第1章 第1 第3節「火災の予防」参照
救助用資機材	ア 救急車 イ 特殊消防車	第2編 第1章 第3 第12節「医療救護体制の整備」を参照
医療救護用資機材	ア 発電機 イ 人工透析他救急機材	第2編 第1章 第3 第12節「医療救護体制の整備」を参照
防疫用資機材	ア 防疫用薬剤	第2編 第1章 第3 第17節「保健衛生・防疫体制の整備」参照
流出油処理資機材	ア 吸着剤 イ オイルフェンス	第4編 第4章 第2節「危険物等災害予防計画」参照
その他	ア 通信機 イ 応急仮設住宅用 ウ 電気、ガス、上下水道等 エ 自家発電機、充電器	第2編 第1章 第1 第8節「上水道、公共下水道施設の災害予防」、 第3 第5節「情報通信体制の整備」、 第16節「住宅の確保体制の整備」参照 この他は本項に記載

1. 給水用資機材の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるように、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- 1) 広域避難場所への震災対策用貯水施設・震災対策用応急給水施設の設置
- 2) 学校等のプール施設の活用
- 3) ろ過器の配備
- 4) 給水車、ポリ容器の配備
- 5) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄

2. 非常用電源の整備

長期にわたる停電に備え、自家発電及び同充電器の設置を推進する。また、バッテリーの充電不足ほか予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

3. 災害時民間協力体制の整備

町は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

4. 配慮事項と分散備蓄

町は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1. 臨時ヘリポートの選定基準^{*1}

臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から基準に留意して選定する。

算定基準については、資料編に示すとおりである。

*1 資料 3.1.4-1 「臨時ヘリポート設置場所」

2. 臨時ヘリポートの標示

臨時ヘリポートには、以下の標示を行う。

- (1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- (2) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

3. 危険防止上の留意事項

臨時ヘリポートにおいては、危険防止のため以下の事項に留意する。

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

4. ヘリポートの管理

町は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

5. 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

《基本方針》

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町においてその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

また、被災者が適切に各種の支援を受けられるよう、罹災証明の迅速な交付体制を整備する。

第1項 災害救助法運用体制の整備

1. 災害救助法の運用に関する習熟

町は、自己研鑽や県の実施する災害救助法実務研修会に積極的に参加する等により、災害救助法の運用について内容に充分習熟しておく。

2. 運用体制の整備

町は、災害救助法の運用のための体制を整備する。

3. 必要資料の整備

町は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

4. 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第2項 罹災証明書交付体制の整備

町は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確保し、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 罹災証明書の交付のための調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成
- (2) 他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保
- (3) その他、罹災証明書の交付のための必要な措置

第4節 気象観測体制の整備

《基本方針》

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を整備するとともに、観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

1. 気象観測施設、設備整備計画^{*1*2}

土砂災害や河川の氾濫の危険性は、集中豪雨等によって引き起こされるもので、降雨量のデータ蓄積が非常に重要となる。同時に地方气象台や県から気象予報、警報として伝達されるが、局地的な豪雨等の場合には的確な情報を得にくい場合がある。

そのため、町域における降雨量等の気象情報を的確に得られるよう、以下の整備計画に従い気象観測施設等の整備を推進する。

- (1) 災害発生の危険予知や適切な避難指示ができるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請する。
- (2) 河川氾濫、土砂災害等の危険性が高い地区での雨量観測所の新設を検討する。
- (3) 町全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できる施設の整備を推進する。

*1●資料 2.3.4-1 「町の雨量・水位観測計」

*2●資料 2.3.4-2 「町の計測震度計」

第5節 情報通信体制の整備

第1項 情報通信施設等の整備

1. 無線通信施設の整備計画

(1) 防災行政無線

防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため町において設置する無線通信設備」をいい、次の計画を推進する。

- 1) 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備、充実（耐震・デジタル化等）を図る。
- 2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を図る。
- 3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備を整備する。
- 4) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- 5) 主要防災関係機関への通信回線を設置する。
- 6) 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。
- 7) 避難所（小・中学校）等への半固定型無線機の設置を検討する。
- 8) 各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。

(2) 消防無線

消防無線とは、「消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

- 1) 地域防災無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- 2) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- 3) 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- 4) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

(3) 福岡県防災・行政情報通信施設

防災情報通信施設として、県は以下の方針により「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。

- 1) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。
- 2) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。
- 3) 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

(4) 防災相互通信用無線の整備計画

防災相互通信用無線局は、基本法第2条に規定する指定行政機関等、地方公共団体及び地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するための行政機関、公共機関及び地方公共団体の出先機関並びに企業等によって組織された団体）が開設することができる。

また、防災相互通信用無線局の開設にあつては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用ができるよう平常時及び災害発生時における無線局の運用について協定等を結ぶこと、並びに地方非常無線通信協議会又は地区非常無線通信協議会への加入が条件となっている。

町及び防災関係機関は、以下の整備を推進する。

- 1) 災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して整備推進する。
- 2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

(5) 無線局の定期点検

災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

2. 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）整備計画

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。

町及び関係機関は、以下の事項を行い、災害時優先扱いの電話等の有効的な活動体制の整備を行う。

- (1) 内部機構における災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。
- (2) 災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように西日本電信電話㈱の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。
- (3) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるように、電話網運営体制の整備検討を行う。
- (4) 西日本電信電話㈱は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、関係機関が災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。
- (5) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

3. 通信設備優先利用等の協議

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用及び放送、インターネットを利用した住民への情報提供の要請等について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておく。

第2項 防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、以下に示す各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、町災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を行う。
- (2) 既存の各種情報メディアを活用して、次の項目のデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。
 - 1) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）
 - 2) 罹災証明情報（建物被災程度等）
 - 3) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

第6節 広報・広聴体制の整備

《基本方針》

災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を整備する。

第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1. 広報体制の整備

町及び関係機関は、あらかじめ以下の事項を行い、災害時の広報運用体制を整備する。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- (2) 各地区の要配慮者の把握
- (3) 広報・公聴担当者の習熟
- (4) 広報文案・録音テープの作成
- (5) 広報優先順位の検討

2. 広報手段の検討

(1) インターネット等を通じた情報交換

情報化の進展に伴い、インターネット等の情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(2) 広報手段の複数化

住民への広報手段は、代替手段も含めた複数手段となるよう留意する。

3. 要配慮者への広報手段の検討

(1) 多様な情報メディアの活用方策の検討

ケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

(2) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

4. 防災気象情報の伝達

町は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

5. 災害緊急情報自動配信システムの活用

町は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

6. 安否情報等の収集及び伝達

町は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

7. 大規模停電時における体制の整備

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

8. 情報の整理

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

9. 情報伝達の体制

町は、要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第2項 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第3項 要配慮者への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制の整備

《基本方針》

町は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1項 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進する。町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2項 危険物施設等災害予防計画

1. 消防法上の危険物

県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

(1) 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

(2) 消防機関が実施する対策

- 1) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 2) 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第8節 避難誘導體制の整備

《基本方針》

町は、災害から住民の生命及び身体を守り、また、災害により住居を失った住民の当面の生活の場を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。また、災害時の迅速・円滑な避難のため必要な対策を行う。

第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定^{*1}

町は、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
 指定緊急避難場所及び指定避難所の概要は以下のとおりである。

＜避難施設の種類と概要＞

名称	目的・概要	選定対象
指定緊急避難場所	ア 災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のために住民等を一時的に避難させるための場所 イ 災害の発生により生命等の危険が迫っているときに、これらから逃れることを目的とする	施設又は場所
指定避難所	ア 災害により住居を失った被災者等を滞在させるための施設 イ 災害による生命等の危険が去った後、必要に応じて開設する	公共施設 その他の施設

※ 1つの施設を指定緊急避難場所及び指定避難所の双方に指定しても良い

*1 資料 2.3.8-1 「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

1. 指定緊急避難場所の選定要件

指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに、以下の要件を考慮して選定する。

<指定緊急避難場所の要件>

想定する災害	要件
全て	管理の方法が次の基準に適合すること (1)災害時に開放できること (2)居住者等受入部分（下記②イ.における居住者等受入部分までの経路も含む）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること
地震以外	安全区域（※1）内にあること又は安全区域外であっても以下の基準に適合すること (1)想定する災害に対して安全な構造であること（※2） (2)洪水等を想定した施設の場合、想定される浸水の高さ以上の高さに居住者等受入部分（※3）があり、その場所までの経路があること
地震	以下のいずれかに該当すること (1)建物の場合：建築基準法における耐震性の基準に適合すること (2)建物以外の場合：周辺に地震により危険となることが想定される建築物や工作物がないこと

※1：災害が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域のこと。

※2：当該災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

※3：避難者の受入れの用に供すべき屋上その他の部分のこと。

2. 指定避難所の選定要件

指定避難所は以下の要件を考慮して選定する。

なお、一般的な避難所に加え、要配慮者を対象とした福祉避難所の指定も検討する。

＜指定避難所の要件＞

対象	要件
全ての指定避難所	(1)被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること (2)速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること (3)車輛その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること (4)想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
福祉避難所	要配慮者の良好な生活環境の確保のために、必要な以下の基準に適合すること (1)要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること（バリアフリー化等） (2)災害時に、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることが出来る体制が整備されること (3)災害時に、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

3. 管理者の同意の取得

町は、町の管理する施設以外の施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定するとき、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

4. 施設管理者による届出

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された施設の管理者（町を除く）は、当該施設に関する以下の事項を行う場合、その旨を町に届け出なければならない。

- (1)施設の廃止
- (2)避難者受入れ部分の面積の10分の1以上の面積の増減を伴う改築(指定避難所のみ)

5. 指定の取消し

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止されたとき、又は上述の要件に適合しなくなったときには、当該施設の指定を取り消す。

6. 指定の追加

町は、以下の方針に従い、必要に応じて指定避難所等を追加する。

- (1) 指定避難所が近辺にない地区について、指定避難所の新設を検討する。
- (2) 指定避難所における一人あたりの占有面積は、有効面積（延床面積の70%）を対象に4㎡/人以上とし、想定される避難者数がこの基準により算定される収容人員を大幅に上回る場合には、指定避難所の新設や拡張等について検討する。
- (3) 災害時の安全性に不安のある公共施設や老朽化した公共施設の改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）を行うことにより、新たに指定避難所に指定する。

7. 県への通知及び公示

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は指定の取消しを行ったときには、その旨を県に通知するとともに、公示する。

第2項 指定避難所等の機能の整備

1. 設備の整備^{*2}

町は、以下の計画に従い、指定避難所等に必要な設備を整備する。

- (1) 指定避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。
- (2) 地域住民が指定緊急避難場所へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。
- (3) 救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリコプターの発着場としての整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。
- (4) 対策本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

2. 管理・運営体制の整備

指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。また、避難所運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等の作成を検討する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

*2 資料 2.3.8-2 「避難地に必要な施設と設備（例）」

第3項 避難路の選定

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

第4項 円滑な避難誘導のための備え

町は、災害時の円滑な避難誘導のため、以下の事項を行う。

- (1) 過去における主な災害、あるいは地域的条件を考慮し、地区別の具体的な避難施設、避難経路等をあらかじめ住民に周知しておく。
- (2) 災害時の避難が円滑に行われるよう、避難誘導員の選定や避難誘導方法（緊急移送方法等）及び情報伝達方法の整備等を行う。
- (3) 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定地区及び氏名等のリストを平常時において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- (4) 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画の策定、警察、消防団等と協力した要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、有事に備えるよう指導する。

第9節 交通・輸送体制の整備

《基本方針》

災害発生時の応急活動においては、人や物資・資機材の輸送が重要となる。災害時の混乱した状況でも迅速、確実な輸送活動が行えるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1項 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きの実施のため、必要に応じて、県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行う。

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両である。

(1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とする。

- 1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- 2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8) 緊急輸送の確保に関する事項
- 9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等の長が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

2. 事前届出の申請

事前届出の申請要領は以下のとおりである。

申請者	基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）
申請先	申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課
申請書類	緊急通行車両事前届出書（2通）及び以下の添付書類 ・申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類（1通） ・自動車検査証の写し等

3. 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

4. 協定終結事業者への周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第2項 緊急輸送体制の整備

1. 輸送車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

2. 輸送施設・輸送拠点の整備

町は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

また、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

3. 緊急輸送道路の啓開体制の整備

町は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努める。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

第1項 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2項 想定される事態

1. 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2. 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇し、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3. 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒや災害応急対策活動に支障が生じることが予想される。

また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4. 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3項 帰宅困難者対策の実施

1. 基本的な考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、ターミナル駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、住民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力する。

2. 町の対策

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- 1) 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- 2) 各交通事業者に対し、発災時の運行情報発信の徹底を要請
- 3) 道路情報の収集伝達体制の構築
- 4) その他の情報収集伝達体制の構築

(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 一時滞在施設の提供

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に収容することができないか検討を行う。

また、町は、帰宅困難者の一時滞在中に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在中に必要な支援を実施するよう努める。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

(6) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

3. 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後は、町の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、町は、下記の心得の普及を図る。

(1) むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

(2) まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

(4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）を優先して収容する、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

第4項 事業所、住民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。

このため、帰宅困難者に関連する事業所、住民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。

また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。

第5項 官民連携による都市の安全確保対策

町は、緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めることに努める。

第11節 保健医療活動の調整

大規模災害が発生した場合、県対策本部の協力支援を要請する。その上で町は、災害対策に係る保健医療活動に協力する。

第1項 保健医療活動調整体制

町は、大規模災害が発生した場合に、速やかに保健所、保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（県外派遣を含む。））その他の保健医療活動に係る関係機関との情報連携等を行うための活動に協力する。

1. 福岡県保健医療調整本部

保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。

(1) 県本部の構成

県保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。

(2) 県関係機関への協力

町は、県・保健所等の災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣が可能となるよう、平時から、必要な人材の育成を支援する。

第12節 医療救護体制の整備

《基本方針》

大規模な災害発生時には、多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1項 医療救護活動要領への習熟

町及び関係機関は、県地域防災計画、町地域防災計画における災害時の応急医療、救急活動に関する計画及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2項 医療救護体制の整備

1. 情報収集・連絡体制の整備

町及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報システム等の情報ネットワーク化を検討推進するとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

2. 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、粕屋医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

(1) 編成対象機関

医療救護班は以下の機関を対象に編成する。

- 1) 町（医療機関等、粕屋医師会）
- 2) 県（保健福祉（環境）事務所）、国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他関係病院）
- 3) 福岡県医師会、福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部、災害拠点病院

(2) 編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

3. 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じる。

4. 医療救護用施設、資機材及び医薬品等の整備

(1) 救急救助用資機材の整備

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(3) ヘリコプター離着陸場の整備

町は、救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておく。

(4) 医療機関の機能維持体制の整備

医療機関は、医療施設の耐震性の強化に努める。また、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

5. 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第3項 傷病者等搬送体制の整備

1. 情報連絡体制

医療機関及び消防機関は、傷病者の迅速かつ的確な搬送のため、相互の情報連絡機能の確保を行う。

2. 搬送経路

消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3. 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、消防機関及び医療機関は、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第13節 要配慮者安全確保体制の整備

《基本方針》

要配慮者は、災害発生時に犠牲になるリスクが高くなると考えられる。また、社会福祉施設、病院等の施設では、常時入所者に加え、被災した高齢者、傷病者の対応に迫られることとなる。

そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

《現況/課題》

要配慮者の対象となる65歳以上の老年人口は10,715人、高齢化率29.0%（令和5年）である。高齢化の進行に伴って、要配慮者数の増加、特に、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者といった何らかの援助を要する者は、確実に増加することとなる。

このような在宅の要配慮者に関しては、福祉や医療の問題にとどまらず、災害時の防災面における地域対応等の問題を抱えている。

第1項 社会福祉施設、病院等の対策

1. 組織体制の整備

(1) 町の役割

町は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を行う。

(2) 社会福祉施設、病院等の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備え非常災害対策計画を作成するとともに、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るものとし、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制整備を行う。

また、町、施設相互間、自治会及び自主防災組織等と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

(1) 要配慮者自身の災害対応能力や、社会福祉施設、病院等の立地条件を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

(2) こども教育総合支援センターを有効に利用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。また、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

- (3)保健、医療、福祉の連携を基盤とした「地域社会福祉計画」の策定、「障がい者計画」、
「高齢者保健福祉計画」の推進等、地域保健医療の充実に努める。

3. 防災設備等の整備

- (1)町は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、要配慮者の安全を確保するための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）を推進する。
- (2)社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資器材等の整備の充実に推進する。
- (3)災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備の整備を推進する。
- (4)こども教育総合支援センターの機能の充実に努める。

第2項 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

- (1)町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。
- (2)要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備え非常災害対策計画を作成するとともに、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るものとし、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。計画の作成、避難訓練を実施した際は、その旨を町長に報告する。

第3項 保育園等における対策

町は、保育園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

第4項 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

町は、在宅の要配慮者への迅速・円滑な避難支援及び安否確認の実施のため、町内に居住する要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿及び個別避難計画を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成のための情報の収集

町は、避難行動要支援者名簿作成及び個別避難計画のため、関係部局間で要配慮者に関する情報を共有する。

また、必要に応じて、県その他の関係機関に対して名簿作成のための情報の提供を要請する。

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲の決定

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、特に以下の事項に留意して決定する。

- 1) 避難のために必要な以下の能力の有無
 - ア 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - イ 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ウ 避難行動をとるうえで必要な身体能力
- 2) 地域による避難支援の必要性があるか（同居家族の有無等）

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には以下の事項を記載する。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日（年齢）
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先
- 6) 避難支援等を必要とする事由
- 7) その他必要な事項

(4) 避難行動要支援者名簿の登録対象者

次に掲げる者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

- 1) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護度3～5の者
- 2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- 3) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の者
- 4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- 5) 指定難病の医療費助成認定を受けている者
 - 1)～5)に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

2. 避難行動要支援者名簿の保管

避難行動要支援者名簿の保管に当たっては、以下の対策を講ずる。

(1) バックアップ体制の構築

災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

3. 避難行動要支援者名簿の更新

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者名簿に関する更新情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

4. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者となる者の範囲

町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）となる者を定めておく。

(2) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者名簿に記載された情報を避難支援等関係者に提供する。

(3) 情報の漏えい防止のための措置

1) 町による措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう必要な措置を講ずる。

2) 避難支援等関係者による情報管理

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく、名簿情報の提供により知り得た情報を漏らしてはならない。

5. 個別避難計画

町は、災害時の避難支援を実効性のあるものにするため、避難行動要支援者一人ひとりのための個別避難計画を作成する。

(1) 個別避難計画策定の実施主体

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者のほか、町、民生委員や自主防災組織等が連携して行う。

(2) 避難支援等実施者の安全の確保

個別避難計画の策定に当たっては、避難支援等実施者の安全に十分に配慮する。

6. 施設設備の整備

町は、避難行動要支援者の避難対策のため、以下の整備を行う。

- (1) 一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。
- (2) 聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。
- (3) 在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備及び火災警報機等の設置等を検討する。
- (4) 避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の分布等を考慮し、避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

7. 支援体制の整備

町は、以下の事項を行い、地域における避難行動要支援者の支援体制を整備する。

- (1) 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の避難行動要支援者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。
- (2) 避難行動要支援者自身の災害対応能力及び在宅の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。
- (3) 地域包括支援センターやケアマネージャーと連携して、避難行動要支援者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。
- (4) 人工透析患者に対しては、一般社団法人全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

第5項 個別避難計画の作成・利用・提供

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

1. 個別避難計画の記載又は記録事項

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難の支援を必要とする事由
- (7) 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

2. 情報の収集

- (1) 町長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 町長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

3. 個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4. 個別避難計画情報の提供

- (1) 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該

個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- (2)町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

5. 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、4.により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6. 秘密保持義務

4.により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

8. 地区防災計画との整合性

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6項 外国人等への支援対策

1. 外国人への支援対策

町は、第5項に定める防災教育等の実施のほか、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

2. 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このため、町は、ホテル・旅館等の施設管理者が災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるよう配慮する。

また、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

第7項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

1. 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

2. 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育、訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を検討する。

第8項 要配慮者への支援に関する住民の役割

1. 学校、病院等における避難対策

学校、病院等の多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団、地域住民等と協力し、要配慮者へ十分配慮した避難対策を検討しておく。

2. 地域における対策

住民は、要配慮者の存在を知るとともに、以下の対策を行う等、民生委員等やボランティアを含めた各家庭における要配慮者支援に努める必要がある。

- (1) 防災に関する基礎知識の習得（危険箇所、避難場所、搬送用機材等の事前確認）
- (2) 人手の確保（知らせる人、救援者、搬送者：大人3人程度）
- (3) 通信手段の確認（救援者、救助者間の緊急用通信手段の確保）
- (4) 要配慮者の特性に応じた弱点、介護方法等の知識の習得
- (5) 地域ボランティアの組織づくりの推進

第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備

《基本方針》

大規模な災害の発生時において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が重要である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

第1項 災害ボランティアの役割

主なボランティアの役割は、以下のとおりである。

1. 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2. 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2項 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

第3項 災害ボランティアの育成・支援

1. ボランティアの登録支援・育成

町は、災害時における被災者の救援活動等の人員を確保するため、以下のとおりボランティアの登録及び育成を促進する。

- (1) 希望者の氏名や活動内容等を把握し、ボランティアの事前登録を推奨する。
- (2) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。
- (3) ボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。このため、ボランティア関係の講習会、交流会の開催、学校教育への導入等を検討する。

2. 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生した場合にボランティアが直ちに活動できるよう、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

町においては以下の施策を実施する。

- (1) 社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- (2) 災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第15節 災害備蓄物資等の整備・供給

第1項 災害備蓄物資等の整備・供給

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのために必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄並びに調達体制を整備検討する。

1. 備蓄計画

(1) 被災者のための備蓄計画

町は、以下の方法により、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進する。

なお、備蓄品目の検討に当たっては、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業所、住民等での備蓄② 町による集中備蓄又は避難所での分散備蓄③ 流通在庫備蓄④ 協定の締結による備蓄、調達 |
|--|

1) 事業所、住民等での備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備える。

また、町は、広報誌や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

2) 町による集中備蓄又は避難所での分散備蓄

町は、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3) 流通在庫備蓄

町は、農業協同組合や民間業者等と物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

4) 協定の締結による備蓄、調達

町は、近隣市町等との協定締結による備蓄、調達を検討する。

(2) 応急対策従事者のための備蓄

町は、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食料、飲料水の確保に努める。

2. 備蓄物資の運用

町は、避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から物資の備蓄を進めるとともに、活用方法と無理・無駄のない運用を検討しておく。備蓄物資の運用を検討するに当たっては以下の事項を考慮する。

- (1) 在宅被災者の生活自立状況
- (2) 高齢者等の要配慮者への配慮

3. 備蓄物資の供給計画

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。
- (2) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- (3) 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。
- (4) 備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。また、被災地への物資の輸送に当たっては、町の物資拠点への輸送に留まらず、被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。
- (5) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。
- (7) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。
- (8) 町及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2項 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町及び水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

1. 補給水利等の把握

町及び水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2. 給水用資機材の確保

町及び水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3. 貯水槽等の整備

(1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強に努める。

(2) 整備項目

- 1) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- 2) 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

4. 危機管理体制の整備

町及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5. 水道施設の応急復旧体制の整備

町及び水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6. 災害時への備えに関する啓発・広報

町及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル/人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3項 食料供給体制の整備

町及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1. 給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等備蓄施設に整備する。

2. 食料の備蓄

町は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

3. 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の整備

1) 指定避難所等へのLPガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

2) 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、都市ガスやLPガス事業者との間で協力体制を整備する。

4. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 町は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 町は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4項 生活必需品等供給体制の整備

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1. 生活物資の備蓄

(1) 町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

(2) 生活必需品等の備蓄

住民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

2. 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者の間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

3. 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 町は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。
- (2) 町は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5項 医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の確保を行う。

第6項 血液製剤確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

第7項 義援物資の受入体制の整備

町は、小口・混載の義援物資は県及び被災した町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に対策本部等が忙殺されないことがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第16節 住宅の確保体制の整備

《基本方針》

町は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

第1項 応急仮設住宅（借上型）等としての既存住宅の供給体制の整備

町営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、災害時に民間賃貸住宅の空家を借上げる応急仮設住宅（借上型）について検討する。

第2項 応急仮設住宅（建設型）の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第17節 保健衛生・防疫体制の整備

《基本方針》

災害の被災地域においては、生活環境の悪化に伴い、感染症等の疾病の発生と流行が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

第1項 保健衛生・防疫活動要領への習熟

町及び関係機関は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示す保健衛生・防疫体制に関する活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質向上のための研修等を行う。

第2項 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

第3項 学校における保健衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保など必要な処置を実施する。また、児童・生徒及び職員等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第18節 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

第1項 ごみ処理体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理する体制を整備する。

1. ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2. ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1)他の応急対策活動に支障のないこと
- (2)環境衛生に支障がないこと
- (3)搬入に便利なこと
- (4)分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

第2項 し尿処理体制の整備

災害時のし尿処理体制を整備する。

1. し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2. 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に指定避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるように仮設トイレを保有する建設業者等と協力関係を整備する。

また、災害時の仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

3. 素掘用資材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して素掘用資材の整備を推進するため、素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

4. し尿処理施設の整備

町は、公共下水道ポンプ施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

また、汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

第3項 がれき処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を適正に処理する体制を整備する。

1. がれきの処理要領への習熟と体制の整備

町は、県地域防災計画及び町地域防災計画に示すがれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2. がれきの仮置場の選定

町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1)他の応急対策活動に支障のないこと
- (2)環境衛生に支障がないこと
- (3)搬入に便利なこと
- (4)分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと

3. 応援協力体制の整備

町は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第4項 災害廃棄物処理体制の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

第19節 農林業災害予防計画

《基本方針》

農業あるいは農地というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、緑の空間を約束するものであると共に、豪雨時等は雨水調整池の機能も有していることから町における農業あるいは農地の持つ役割は極めて大きいといえる。従って、今後とも農業施設及び農産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所要の予防措置を講ずる。

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画に当たっては協力依頼を要請するとともに、町と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

《現況/課題》

洪水、台風等は、気象予報・警報や雨量情報により事前に予想されるため、直前の防災対策と平常時の維持管理により、ある程度被害の軽減に努めることができる。

第1項 農業災害予防計画

1. 農業施設災害予防計画

町は、農業従事者、施設管理者等に対し、災害の予防のため、それぞれの施設について以下の対策を講ずることを奨励する。

＜農業施設災害の予防対策＞

施設	対策内容
ため池	(1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行 (2) 斜樋、底樋の排水施設の点検整備 (3) 堤体の応急補強と通行規制 (4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去 (5) 不用貯水の排除及び事前放流 (6) ため池等整備事業の積極的活用
用排水路	(1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理 (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと (3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実に行うこと
農道	(1) 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃 (2) 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅、整備

2. 農作物災害予防計画

町は、農業従事者に対し、災害による農作物の被害を防止するための以下の予防措置を講ずるよう奨励する。

＜農産物被害の予防対策＞

農産物	予防対策
水稲	(1) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。 (2) 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。 (3) 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。 (4) 干ばつ時には計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。また、作期の分散等により被害の発生を防止する。 (5) 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防処置、事後処置を講ずる。 (6) 気象情報に即応した予防処置を講ずる。 (7) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。
果樹	(1) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。 (2) 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。 (3) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。 (4) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。
そ菜	(1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。 (2) 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。 (3) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。 (4) 倒伏防止のための支柱を補強する。
花き	(1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。 (2) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。 (3) 倒伏防止のための支柱を補強する。 (4) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。 (5) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

3. 家畜災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備、設置場所の選定等を指導する。

(2) 飼料作物

災害時においても飼料を確保できるよう、以下の対策を行うよう指導する。

- 1) 干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励普及を図る。
- 2) 飼料の加工、貯蔵の整備を推進し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。
- 3) 造成草地の浸食防止について防災処置を講じる。

4. 防災営農体制の整備

町は、農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、以下の計画により、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(1) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(2) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第2項 林業災害予防計画

町は、森林のもつ水源涵養機能等の災害予防機能を活用し、その維持向上に努めるとともに、災害による森林の被害を予防するため、関係機関、団体等と連携しながら、以下の予防対策を講ずる。

- (1) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- (2) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

第3項 災害予防に関する試験研究の推進

町は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第20節 複合災害の予防

《基本方針》

町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生する可能性を認識し、備えを充実する。

第1項 職員・資器材の投入判断

町及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行う。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

第2項 訓練の実施

町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第21節 防災関係機関における業務継続計画

《基本方針》

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

第1項 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第2項 地方自治体におけるBCP

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「①町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気・水・食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ並びに⑥非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定めておく。

第2章 災害応急対策計画

<本章の構成>



宇美町地域防災計画

第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画

第1編 総則

第1章 総則

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧・復興計画

第3編 地震対策編

第1章 地震災害予防計画

第2章 地震災害応急対策計画

第4編 事故対策編

第1章 航空災害対策

第2章 鉄道災害対策

第3章 道路災害対策

第4章 危険物等災害対策

第5章 大規模な火事災害対策

第6章 林野火災対策

第7章 放射線災害対策

第2 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報伝達

第2節 被害情報等収集伝達

第3節 災害広報・広聴

第4節 避難対策の実施

第5節 水防対策の実施

第6節 消防活動

第7節 警備対策の実施

第8節 救出活動

第9節 医療救護

第10節 飲料水の供給

第11節 食料の供給

第12節 生活必需品等の供給

第13節 交通対策の実施

第14節 緊急輸送の実施

第15節 保健衛生、防疫、環境対策

第16節 要配慮者の支援

第17節 安否情報の提供

第18節 遺体捜索、収容及び火葬

第19節 障害物の除去

第20節 文教対策の実施

第21節 住宅の確保

第22節 災害廃棄物等の処理

第23節 公益事業等施設の災害対策

第24節 上水道、下水道施設災害対策

第25節 公共土木施設対策

第26節 土砂災害応急対策計画

第27節 中高層建築物災害応急対策

第28節 二次災害の防止

第29節 農林業災害対策

<各節の実施主体一覧>

第1 活動体制の確立			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第1節 宇美町防災会議運用計画	第1項 町防災会議運用計画	総括班	-
第2節 災害対策本部組織計画	第1項 災害対策本部等の設置及び廃止	総括班	-
	第2項 組織及び系統	-	-
	第3項 応急対策の流れと主な組織体制	-	-
	第4項 分掌事務	-	-
第3節 動員配備計画	第1項 町の動員配備計画	総括班	-
	第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制	総括班	-
第4節 自衛隊の災害派遣要請	第1項 自衛隊派遣要請の基準と種類	-	-
	第2項 災害派遣要請要領	総括班	-
	第3項 派遣部隊の受入れ準備	総括班	-
	第4項 災害派遣の撤収要請	総括班	-
第5節 広域応援要請	第1項 応援の要請	総括班	-
	第2項 他市町村への応援の実施	総括班	-
	第3項 協定に基づく相互応援	総括班	消防機関
	第4項 広域一時滞在計画	総括班	-
	第5項 備蓄物資等の供給に関する相互協力	総括班	-
第6節 災害救助法の適用	第1項 救助法の適用基準	総括班	-
	第2項 災害救助法の手続き	総括班	-
	第3項 救助の実施	福祉・経済班、各班	-
	第4項 災害対策基本法の定める応急措置	総括班、各班	-
第7節 要員確保計画	-	総括班、各班	-
第8節 災害ボランティア応急活動計画	第1項 災害ボランティア活動の推進	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第2項 災害ボランティアの構成及び活動内容	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第3項 災害ボランティア活動環境の整備	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第4項 災害ボランティア活動開始までの流れ	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第5項 民間団体の活用	総括班、各班	-

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第1節 防災気象情報等の伝達	第1項 防災気象情報の種類	総括班	-
	第2項 防災気象情報の伝達	総括班	-
	第3項 異常現象等の通報	総括班	-
第2節 被害情報等の収集伝達	第1項 初期情報の把握	総括班	-
	第2項 被害情報の収集・集約	総括班、各班	-
	第3項 被害状況の調査要領	総括班、各班	-
	第4項 被害情報の報告	総括班、各班	-

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第2節 被害情報等の収集 伝達	第5項 通信計画	総括班、各班	西日本電信電話㈱
第3節 災害広報・広聴	第1項 災害広報の実施	総括班	-
	第2項 住民等からの問い合わせに対する対応	福祉・経済班	-
第4節 避難対策の実施	第1項 指定避難所及び指定緊急避難場所	総括班、福祉・経済班、 教育班	-
	第2項 避難準備情報、避難指示の発令	総括班	-
	第3項 避難指示等の伝達	総括班	消防機関、警察
	第4項 避難誘導及び移送	総括班	消防機関、警察
	第5項 警戒区域の設定	総括班	消防機関、警察
	第6項 指定避難所の開設・運営	総括班、福祉・経済班、 教育班	-
	第7項 要配慮者等を考慮した避難対策	総括班、福祉・経済班	-
第5節 水防対策の実施	第1項 水防に関する方針及び水防団体の役割	-	-
	第2項 町の水防体制	総括班	-
	第3項 水防活動	総括班、 土木建築農林班	消防機関
第6節 消防活動	第1項 消防活動体制	総括班、消防班	消防機関
	第2項 火災時の連絡系統	総括班、消防班	消防機関
	第3項 消防活動の実施	総括班、消防班	消防機関
	第4項 大火災等の情報収集及び報告	総括班、消防班	-
第7節 警備対策の実施	第1項 警察（粕屋警察署）による警備活動	-	警察
	第2項 自衛警備活動	総括班	警察、消防機関
第8節 救出活動	第1項 対象者及び期間	-	-
	第2項 救出活動における組織編成	-	警察、消防機関
	第3項 救出活動の実施	総括班、消防班	警察、消防機関
第9節 医療救護	第1項 医療体制の確立	総括班、福祉・経済班	-
	第2項 医療救護活動	福祉・経済班	-
	第3項 搬送体制の確保	総括班	消防機関
	第4項 災害救助法に基づく措置	福祉・経済班	-
第10節 飲料水の供給	-	上下水道班	-
第11節 食料の供給	第1項 食料供給計画	総括班	-
	第2項 食料の確保	総括班、福祉・経済班	-
	第3項 食料の配給	総括班、福祉・経済班	-
	第4項 炊き出し計画	福祉・経済班	-
第12節 生活必需品等の供給	第1項 生活必需品等供給計画	総括班	-
	第2項 生活必需品の確保	総括班、福祉・経済班	-
	第3項 配給方法	総括班	-
第13節 交通対策の実施	第1項 被害状況の把握	土木建築農林班	警察
	第2項 交通規制の実施	土木建築農林班	警察
	第3項 交通の確保	土木建築農林班	警察

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第14節 緊急輸送の実施	第1項 輸送の確保	総括班、 土木建築農林班	-
	第2項 緊急輸送計画	各班	警察
第15節 保健衛生、防疫、 環境対策	第1項 防疫対策	福祉・経済班、環境班、 上下水道班	-
	第2項 清掃対策	環境班、上下水道班	-
	第3項 保健衛生対策	福祉・経済班、環境班	-
	第4項 愛護動物対策	環境班	-
第16節 要配慮者の支援	第1項 災害により新たに発生した要配慮者 に関する対策	福祉・経済班	-
	第2項 高齢者及び障がいのある人に係る対 策	福祉・経済班	-
	第3項 各種生活支援	福祉・経済班	-
	第4項 外国人等の支援対策	福祉・経済班	-
第17節 安否情報の提供	第1項 町・県の役割	総括班	-
	第2項 情報収集	総括班	-
	第3項 照会を行う者	総括班	-
	第4項 照会手順	総括班	-
	第5項 提供できる情報	総括班	-
第18節 遺体捜索、収容及 び火葬	第1項 捜索、遺体処理、火葬の対象及び期 間	-	-
	第2項 行方不明者の捜索	総括班	警察、消防機関
	第3項 遺体の処理	福祉・経済班	警察
	第4項 遺体の火葬	福祉・経済班	警察
第19節 障害物の除去	-	土木建築農林班	-
第20節 文教対策の実施	第1項 学校教育対策	教育班	-
	第2項 学校給食等の措置	教育班	-
	第3項 保健衛生対策	教育班、福祉・経済班	-
第21節 住宅の確保	第1項 公営住宅一時使用・空き家活用	総括班、環境班	-
	第2項 被災住宅の応急修理	土木建築農林班	-
	第3項 応急仮設住宅の建設・供与	土木建築農林班	-
	第4項 臨時の措置	総括班	-
第22節 災害廃棄物等の処 理	第1項 ごみ処理	環境班	-
	第2項 し尿処理	環境班	-
	第3項 がれき等処理	環境班、 土木建築農林班	-
	第4項 死亡獣畜処理	環境班	-
第23節 公益事業等施設の 災害対策	第1項 電力施設災害対策	-	九州電力送配電(株)
	第2項 ガス施設災害対策	-	ガス事業者
	第3項 通信施設災害対策	-	西日本電信電話(株)
	第4項 放送施設災害応急対策	-	日本放送協会
第24節 上水道、下水道施 設の災害対策	-	上下水道班	-

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第25節 公共土木施設対策	第1項 公共施設対策	総括班、福祉・経済班、土木建築農林班、教育班	-
	第2項 鉄道施設対策	-	九州旅客鉄道(株)
第26節 土砂災害応急対策	第1項 警戒体制の確立	総括班、土木建築農林班、環境班	消防機関
	第2項 災害発生時の報告	総括班	-
	第3項 救助活動	総括班、土木建築農林班	消防機関
第27節 中高層建築物の災害応急対策	第1項 警察による措置	-	警察
	第2項 消防機関による措置	-	消防機関
第28節 二次災害の防止	第1項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	総括班	消防機関
	第2項 降雨等に伴う二次災害の防止	総括班、土木建築農林班	消防機関
第29節 農林業の災害応急対策	第1項 農林業用施設応急対策	土木建築農林班	-
	第2項 農作物応急対策	土木建築農林班	-
	第3項 畜産応急対策	環境班	-
	第4項 林産物応急対策	土木建築農林班	-

第1 活動体制の確立

第1節 宇美町防災会議運用計画

第1項 町防災会議運用計画

1. 準拠法等^{*1*2}

町防災会議は、基本法第16条の規程に基づき町長を会長として設置し、防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。なお、町防災会議の組織及び運用は、宇美町防災会議条例（昭和41年条例第25号）及び宇美町防災会議運営規程（昭和41年規程第7号）に基づく。

2. 組織

町防災会議は、会長及び委員で組織する。

- (1) 会長：町長
- (2) 委員：宇美町防災会議条例第3条に規定するもの

3. 所掌事務

町防災会議の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 防災計画の作成及びその実施の推進
- (2) 災害情報の収集
- (3) 法律又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務

*1〇資料 3.1.1-1 「宇美町防災会議条例」

*2〇資料 3.1.1-2 「宇美町防災会議運営規程」

第2節 災害対策本部組織計画

第1項 災害対策本部等の設置及び廃止

本町の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次頁に示す基準に基づき、「宇美町災害対策準備体制」（以下「準備体制」という。）、「宇美町災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）、「対策本部（宇美町災害対策本部）」を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

1. 災害対策本部等の種類及び組織概要*1*2

準備体制、警戒本部、対策本部の組織概要を以下に示す。

(1) 準備体制

設置	気象台から大雨・洪水・暴風等の警報が発表された場合、及び災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らないときは、地域コミュニティ課職員等が参集し、町災害対策準備体制をとる。
体制の長	地域コミュニティ課長とする。
配備体制	第1次配備体制（第2節の2. 配備要員）により動員配備を行う。
上位体制への移行	気象状況及び町内の被害状況等からより嚴重な警戒が必要と判断される場合は、速やかに警戒本部（第2次配備体制）に移行する。

(2) 警戒本部

設置	警戒本部は、地域コミュニティ課長の判断において設置し、警戒本部長を置く。
本部長	地域コミュニティ課長とする。
配備体制	警戒本部は、第2次配備体制（第2節の2. 配備要員）により動員配備を行う。
上位体制への移行	町内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、警戒本部長は速やかに町長にその旨を報告し、対策本部体制（第3次配備体制）に移行する。

(3) 対策本部

設置	対策本部は、町長の判断において設置し、対策本部長を置く
本部長	町長とする。
配備体制	対策本部は、第3次配備から第4次配備体制（第2節の2. 配備要員）により動員配備を行う。

*1●資料 3.1.2-1 「宇美町災害対策本部条例」

*2●資料 3.1.2-2 「宇美町災害対策本部要綱」

2. 対策本部等の設置基準

準備体制、警戒本部、対策本部の設置基準を以下に示す。

<対策本部等の設置基準>

区分	本部長	配備体制	設置基準
準備体制	地域コミュニティ課長	第1次配備	(1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく大雨、洪水、暴風等の警報が発令されたとき。 (2) 自主避難の申出があったとき。
警戒本部	地域コミュニティ課長	第2次配備	(1) 第1次配備の設置基準に加え、比較的軽微な規模の災害又は局地的な災害発生のおそれがあるとき。 (2) その他、地域コミュニティ課長が必要と認めたとき。
対策本部	町長	第3次配備 第4次配備	(1) 第1次配備の設置基準に加え、総合的な対策を必要とするとき。 (2) 気象業務法に基づく特別警報が発令されたとき(第4次配備) (3) 町全域にわたって大規模災害が発生し、又は発生が予想されるとき。 (4) 町全域ではないが、被害が特に甚大なとき。 (5) その他、町長が必要と認めたとき。

3. 災害対策本部等の設置場所

準備体制の本部は地域コミュニティ課内に設置する。

対策本部及び警戒本部は原則として庁舎西館2階会議室に設置するが、その規模等を勘案し、状況に応じて本部長の判断で他の会議室等に移設する。

<対策本部及び警戒本部の設置場所>

区分	設置場所	災害時優先登録電話	備考
通常	町役場西館2階会議室	092-932-2991	防災無線、会議室有
第二候補地	宇美町こども教育総合支援センター「うみハピネス」	092-933-0777	会議室有

4. 意思決定権者代理順位

準備体制、警戒本部及び対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の意思決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の意思決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

<意思決定権者代理順位>

区分	意思決定権者	意思決定権者代理順位		
		第1位	第2位	第3位
準備体制設置時 (警報発令)	地域コミュニティ課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
準備体制設置時 (自主避難有)	地域コミュニティ課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
警戒本部設置時	地域コミュニティ課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
対策本部設置時	町長	副町長	教育長	地域コミュニティ課長

※職務代行者に対しても連絡が繋がらない場合は、地域コミュニティ課職員の上席者を臨時の職務代行者とする。

5. 対策本部等の廃止基準

準備体制、警戒本部、対策本部は、以下に示す基準により廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- (2) 災害の応急対策が完了したと認められたとき。
- (3) 上記状況に応じて設置者が認めたとき。

6. 対策本部及び警戒本部の設置又は廃止の通知

設置者は、対策本部及び警戒本部を設置し、又は廃止したときは、必要に応じて、速やかに県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体等の関係機関に通知及び報告する。

7. 本部会議の開催

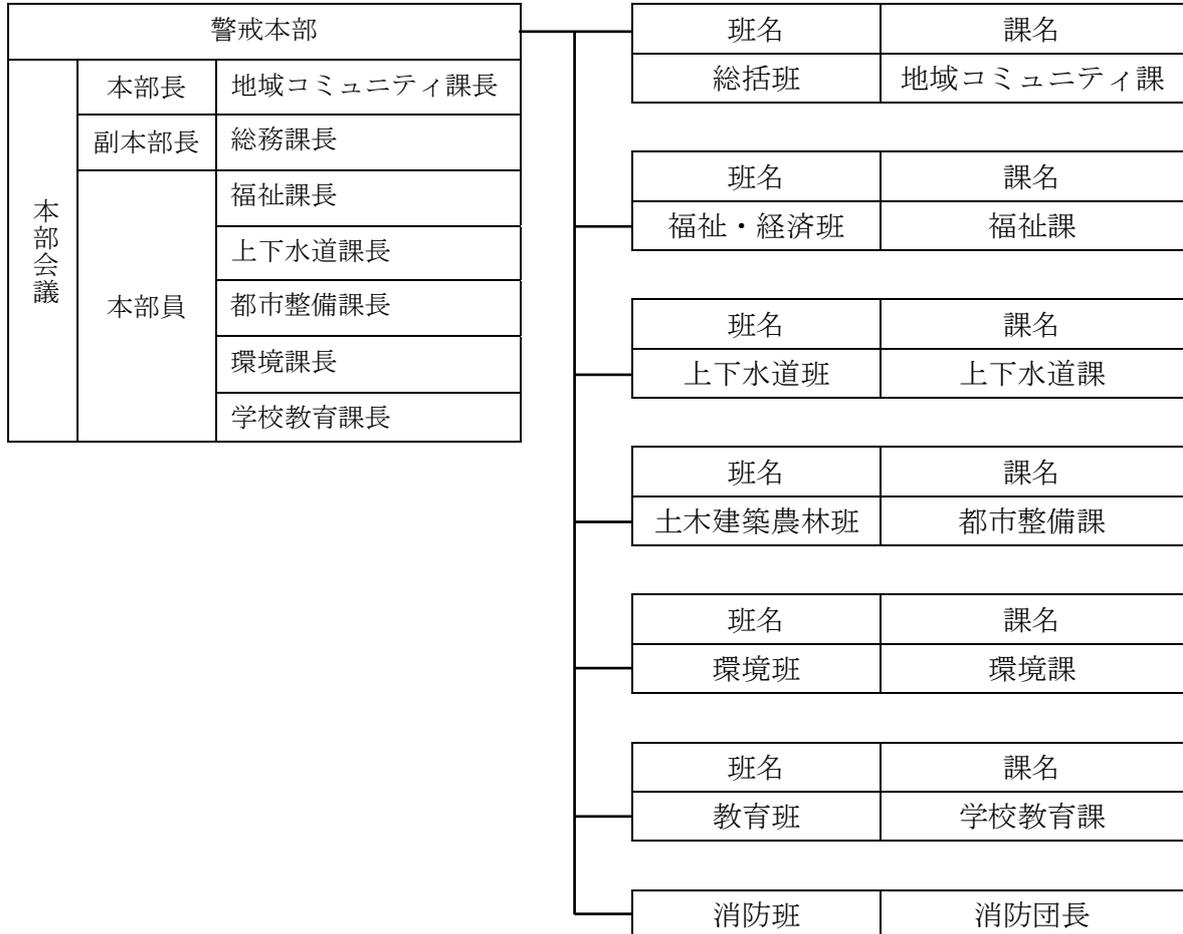
警戒本部及び対策本部には、各々の本部員によって構成される本部会議を設置し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2項 組織及び系統

1. 対策本部及び警戒本部の組織

(1) 警戒本部の組織

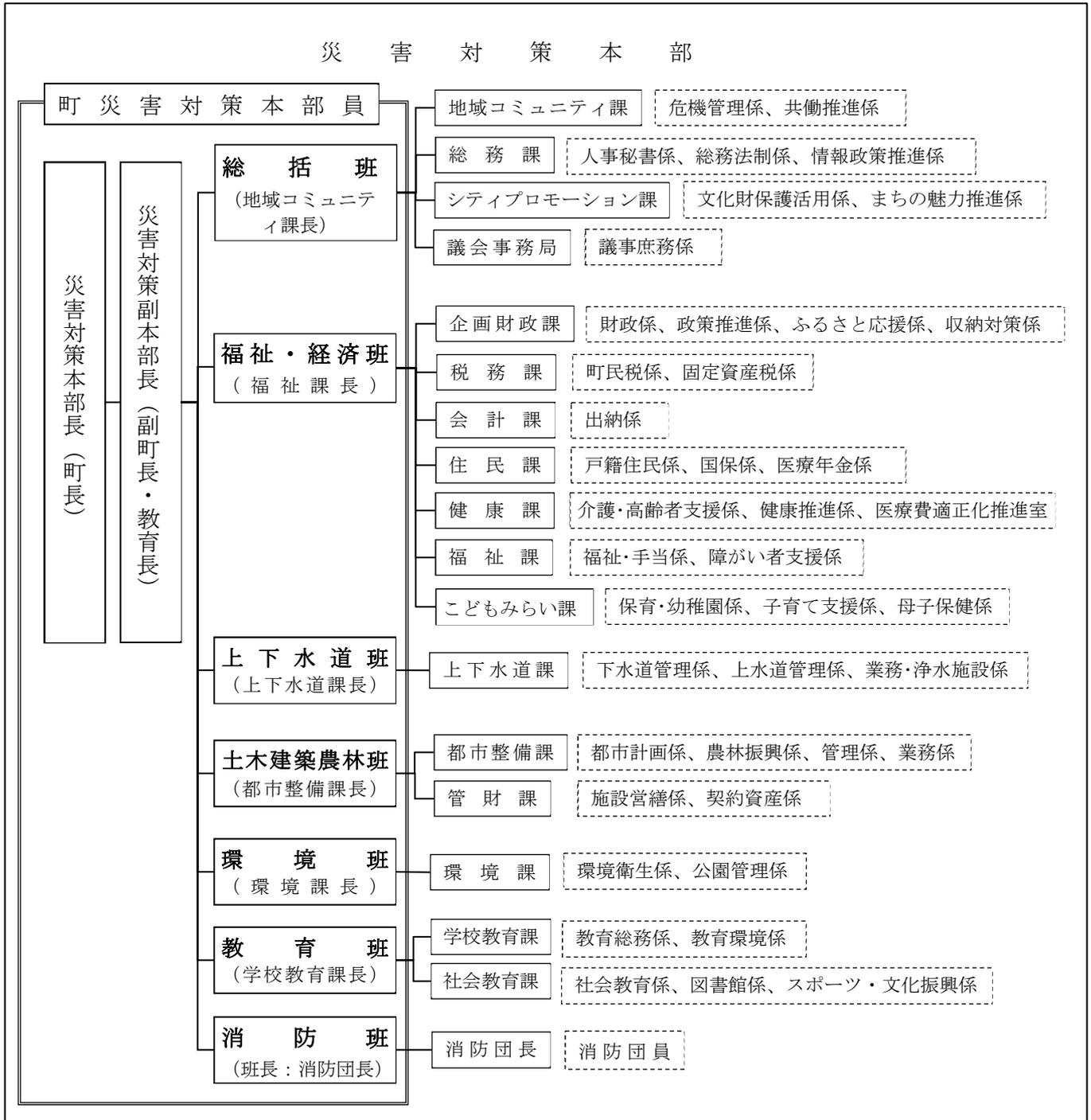
警戒本部の組織図を以下に示す。



(2) 対策本部の組織

対策本部の組織図を以下に示す。

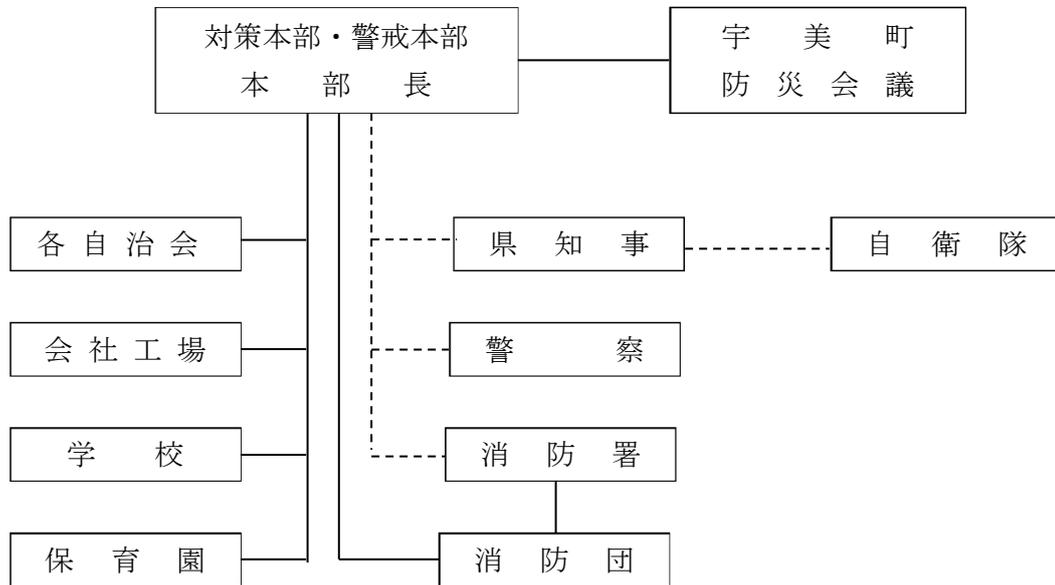
第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画



2. 対策本部及び警戒本部の指揮伝達系統

対策本部及び警戒本部の庁外における指揮伝達系統を以下に示す。

<対策本部及び警戒本部の指揮伝達系統>



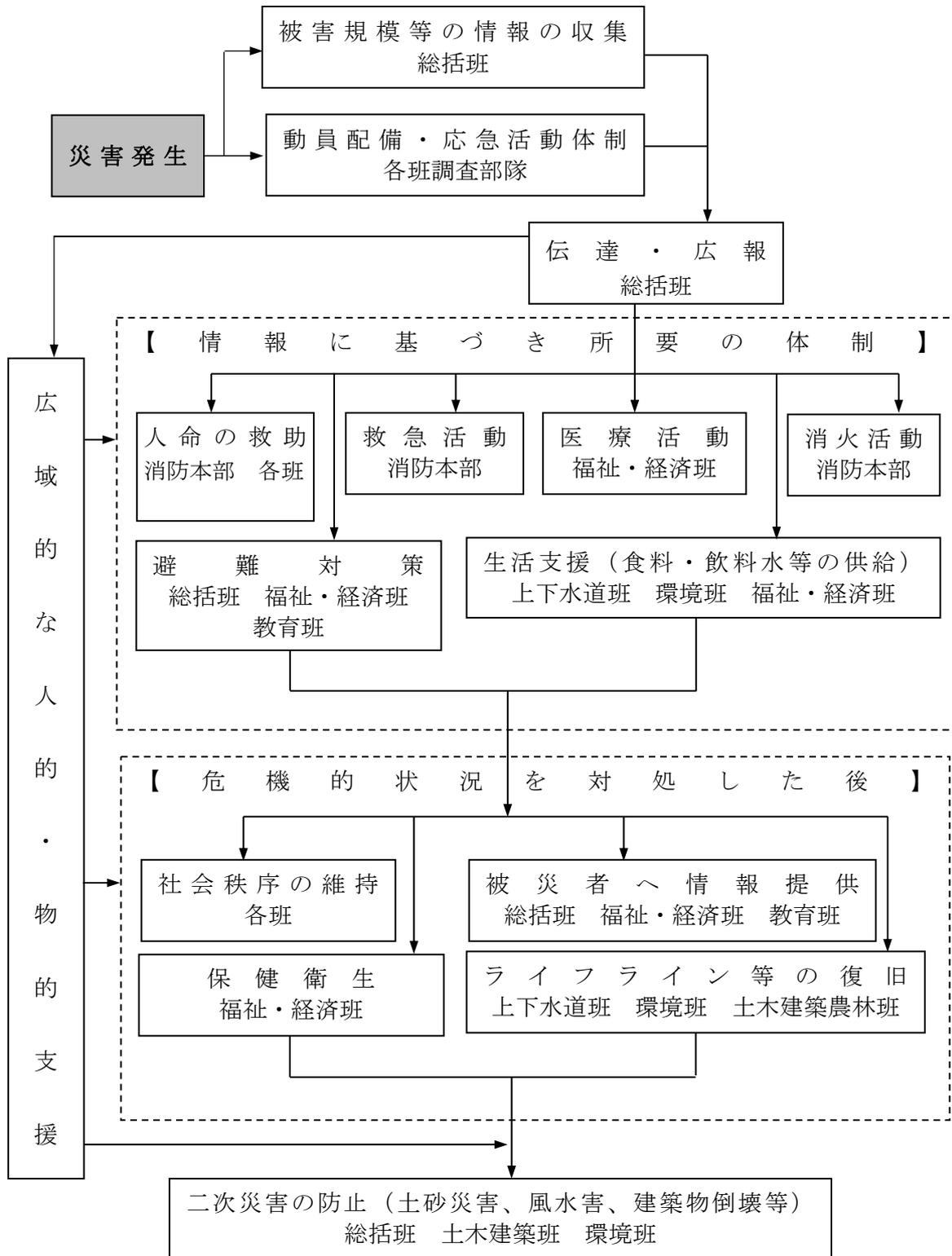
※宇美町防災会議

- ・会長：町長
- ・委員：「宇美町防災会議条例」による。

第3項 応急対策の流れと主な組織体制

応急対策の流れと主な組織体制を以下に示す。

＜応急対策の流れと主な組織体制＞



第2編
第2章
風水害対策編
災害応急対策計画

第4項 分掌事務

1. 警戒本部の分掌事務

警戒本部の分掌事務を以下に示す。

＜警戒本部の分掌事務＞

班名	課名	分掌事務
総括班	地域コミュニティ課・ 総務課・ シティプロモーション課・ 議会事務局	(1) 気象情報等の収集に関すること (2) 被害状況の把握に関すること (3) 職員への連絡、報告に関すること (4) 関係機関への連絡体制に関すること (5) 対策本部への移行準備に関すること (6) 自主避難所の運営に関すること
福祉・経済班	企画財政課・税務課・ 会計課・住民課・健康課・ 福祉課・こどもみらい課	
上下水道班	上下水道課	
土木建築農林班	都市整備課・管財課	
環境班	環境課	
教育班	学校教育課・社会教育課	
消防班	消防団	

2. 対策本部の分掌事務

対策本部の分掌事務を以下に示す。

<対策本部の分掌事務>

班名	課名	分 掌 事 務
総括班（地域コミュニティ課長）	地域コミュニティ課・総務課・シテイプロモーション課・議会事務局	1. 町災対本部並びに町警戒本部の設置及び廃止に関する事 2. 災害対策の樹立及び災害全般の調整に関する事 3. 本部会議の開催に関する事 4. 防災会議の運営、議会、その他防災関係機関との連絡調整に関する事 5. 救助法の適用及び運用の調整に関する事 6. 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関する事 7. 被害状況の調査集計及び連絡に関する事 8. 自衛隊の派遣要請依頼に関する事 9. 自衛隊、防災関係機関等の受け入れ等に関する事 10. 報道機関等との対応及び調整に関する事 11. 広報活動に関する事 12. 雨量観測、集計に関する事 13. 災害統計、災害資料の作成及び写真等災害記録に関する事 14. 被害状況の報告、要望書等に関する事 15. 行方不明者の捜索に関する事 16. 職員の動員、各部との連絡調整（安否確認）に関する事 17. 他の公共団体等との相互協力、応援要請に関する事 18. 民間団体への協力要請に関する事 19. その他要員等の確保、配備に関する事 20. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事 21. 避難指示及び避難誘導の指示伝達に関する事 22. 避難所の開設指示、連絡に関する事 23. 防災行政無線、通信の確保、災害時優先電話の確保に関する事 24. 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 25. 水防資器材の備蓄、管理に関する事 26. 火災・水害・土砂災害の警戒活動に関する事 27. 傷病者の救急搬送に関する事 28. 消防団の指揮監督に関する事 29. 庁舎の管理、庁内利用者の安全確保、避難誘導に関する事 30. 海外からの支援の受入れに関する事 31. 他の部の所管に属しない事 32. ヘリポートの設置に関する事 33. 宇美備蓄倉庫の設置に関する事 34. 帰宅困難者の避難支援、宿泊・交通機関との調整に関する事 35. 孤立防止対策に関する事 36. 町民個人情報のデータ管理に関する事 37. 関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 38. 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事 39. 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事 40. 議員との連絡調整に関する事 41. 史跡、文化財の被害調査及び保護に関する事

班名	課名	分 掌 事 務
福祉・経済班 (福祉課長)	企画財政課・ 税務課・ 会計課・ 住民課・ 健康課・ 福祉課・ こどもみらい課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 救助法に基づく諸対策に関すること 3. 日本赤十字社との連絡調整に関すること 4. 避難所(福祉避難所を含む)の運営に関すること 5. 食料の確保、供給に関すること 6. 炊き出し、資機材、食材(米・惣菜等)の調達に関すること 7. 被服、寝具、その他生活必需品の配給計画、必要量の調査・調達、配布に関する こと 8. 死亡者の措置及び埋葬、遺体安置所の設置に関すること 9. 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること 10. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 11. 医療救護、助産、健康相談に関すること 12. 医療機関に対する救護要請に関すること 13. 救護班の編成活動及び派遣に関すること 14. 保健福祉(環境)事務所等との連絡調整に関すること 15. 医療機関、団体等との連絡調整に関すること 16. 医療救護所の設置運営に関すること 17. 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 18. 避難行動要支援者の安全確保、安否確認、移送に関すること 19. 感染症の予防に関すること 20. 食品衛生に関すること 21. 被災世帯及び固定資産等の調査に関すること 22. 被災者に係る納税の減免・猶予に関すること 23. 罹災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること 24. 義援金等の受付、受領、管理及び配分に関すること 25. 罹災職員に対する諸給付金及び借付に関すること 26. 町対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること 27. 罹災証明に関すること 28. 災害復旧対策に関する資金収支に関すること 29. 災害復興計画の作成に関すること 30. 心のケア対策に関すること 31. 入所者(要配慮者、園児)の安全確保、安否確認に関すること 32. 物資の調査・調達・輸送・配分に関すること 33. 燃料の調達、非常用電源の確保、運用に関すること 34. 災害弔慰金、見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付等に関すること 35. 罹災者の生活控除申請等に関すること
(上下水道課長) 上下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 被災地の給水計画に関すること 3. 飲料水の確保、給水に関すること 4. 上水道の水質管理に関すること 5. 上下水道施設等の応急復旧に関すること 6. 仮設トイレ等の設置及び管理に関すること 7. その他上下水道の管理に関すること 8. 関係団体等への協力要請に関すること

班名	課名	分掌事務
土木建築農林班 (都市整備課長)	都市整備課・管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 被災住宅の調査に関すること 3. 災害危険箇所の応急対策及び復旧に関すること 4. 道路の啓開及び障害物の除去に関すること 5. 災害における通行止及び迂回路等の交通対策に関すること 6. 関係団体等への協力要請に関すること 7. 応急仮設住宅、空き家住宅への入居者選定に関すること 8. 避難路、輸送路の確保に関すること 9. 庁内の非常用電源に関すること 10. 障害物の除去に関すること 11. 建築物(宅地)の応急危険度判定、応援要請に関すること 12. 住宅の応急修理、建築資材等の調達に関すること 13. 町営住宅の供給に関すること 14. 庁舎等の被害調査及び災害対策に関すること 15. 町有財産等の被害調査及び災害対策に関すること 16. ガソリンの確保、配車計画及び運行に関すること 17. 水害・土砂災害の警戒活動に関すること 18. 土砂、流木処理に関すること 19. 総合的な災害復旧計画に関すること 20. 関係施設及び農作物等の被害調査及び災害対策に関すること 21. 家畜伝染病の防疫に関すること 22. 農作物の種苗及び家畜飼料の補給対策に関すること 23. 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること 24. 農道、林道、治山施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 25. 関係団体等への協力要請に関すること 26. 他の班の要請に応じて応援協力 27. 農林関係災害に対する金融に関すること
環境班 (環境課長)	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 災害時の塵芥、廃棄物等の処理に関すること 3. 被災動物の保護、収容に関すること 4. し尿の収集、運搬及び処分に関すること 5. 被災地の防疫に関すること 6. 消毒薬品及び衛生資材の調達及び配分に関すること 7. その他環境衛生に関すること 8. 家畜伝染予防に関すること 9. 家畜及び畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 10. 農林作物の病害虫、有害鳥獣の駆除に関すること
教育班 (学校教育課長)	学校教育課・社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 避難所の開設、管理に関すること 3. 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること 4. 学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 5. 教職員の動員に関すること 6. 学校給食に関すること 7. 応急教育対策に関すること 8. 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること 9. 災害後の教育環境・保健衛生に関すること 10. その他文教設備、施設等の応急復旧に関すること 11. 関係団体等への協力要請

班名	課名	分 掌 事 務
消防班 (消防団長)	消防団	1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 消防団の動員に関すること 3. 被災状況の調査に関すること 4. 現場広報（関係機関、住民）に関すること 5. 人命危険情報収集に関すること 6. 災害の警戒及び防ぎよに関すること 7. 避難誘導（要配慮者を含む。）に関すること 8. 被災者の救助、救出に関すること 9. 傷病者の搬送、身元確認等に関すること 10. 二次災害予防に関すること 11. 対策本部（現地対策本部）との連絡調整に関すること 12. 行方不明者の捜索に関すること 13. 各種資機材の調達手配に関すること 14. 応援協定、支援協定に関する応援隊・支援隊の派遣要請に関すること

第3節 動員配備計画

第1項 町の動員配備計画

1. 配備体制

各配備区分における体制を以下に示す。

<配備体制>

設置体制の内容		配備基準	
		地震発生時	風水害発生時
準備体制	第1 配備体制 ・地域コミュニティ課 ・都市整備課 ・環境課 ・上下水道課	・町近郊で震度4の地震が観測された場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表された場合 ・台風の接近などに備える
災害警戒本部	第2 配備体制	・町近郊で震度4の地震が観測された場合 ・自主避難の申し出があった場合 ・余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表された場合 ・自主避難の申し出があった場合 ・その他、地域コミュニティ課長が必要と認めた場合
災害対策本部	第3 配備体制	・町近郊で震度5弱以上の地震が観測され、比較的軽微な被害、又は局所的な被害発生のおそれがある場合 ・その他、町長が必要と認めた場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表され、比較的軽微な被害、又は局所的な被害発生のおそれがある場合 ・高齢者等避難、避難指示を発令する場合 （記録的短時間大雨情報110mm） ・その他、町長が必要と認めた場合
	第4 配備体制	・町近郊で震度6強以上の地震が観測され、総合的な対策を必要とする場合 ・町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合 ・町以外で甚大な被害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表され、総合的な対策を必要とする場合 ・特別警報が発表された場合 ・町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合 ・町以外で甚大な被害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合

2. 配備要員

各配備体制における配備要員を以下に示す。

なお、警戒本部及び対策本部の本部長は、災害状況の変化により必要があると認めるときは、自身の判断もしくは本部会議の意見を聞いて配備要員を変更することができる。

※△印は輪番職員、(△)印は必要に応じて輪番職員を動員する。

<動員配備表>

班名(課名)	係	参集職員	準備体制	警戒本部	対策本部		計
			第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	
			管理職 (係長以上)	約1/3	約2/3	全員	
計			7	14	22	27	27
総括班	地域コミュニティ課	危機管理係 共働推進係	管理職 係長 全員 ○2 ○2 △2 計6	○2 ○2 ○3 計7	○2 ○2 ○3 計7	○2 ○2 ○3 計7	7
	総務課	人事秘書係 総務法制係 情報政策推進係	管理職 係長 全員 ○1 (△) (△) 計1	○2 △1 (△) 計3	○2 ○3 △3 計8	○2 ○3 ○6 計11	11
	シティプロモーション課	文化財保護活用係 まちの魅力推進係	管理職 係長 全員 (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○2 ○1 △1 計4	○2 ○1 ○3 計6	6
	議会事務局	議事庶務係	管理職 係長 全員 (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○1 ○1 ○1 計3	○1 ○1 ○1 計3	3
計			0	21	54	82	82
福祉・経済班	企画財政課	財政係 政策推進係 ふるさと応援係 収納対策係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○3 ○4 △3 計10	○3 ○4 ○7 計14	14
	税務課	町民税係 固定資産税係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○2 ○1 △2 計5	○2 ○1 ○5 計8	8
	会計課	出納係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○1 ○1 - 計2	○1 ○1 ○2 計4	4
	住民課	戸籍住民係 国保係 医療年金係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	△1 △1 (△) 計2	○2 ○2 △6 計10	○2 ○2 ○13 計17	17
	健康課	介護・高齢者支援係 健康推進係 医療費適正化推進室	管理職 係長 全員 - (△) (△)	○2 △1 (△) 計3	○2 ○2 △5 計9	○2 ○2 ○9 計13	13
	福祉課	福祉・手当係 障がい者支援係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	○2 △1 (△) 計3	○2 ○2 △3 計7	○2 ○2 ○6 計10	10
	こどもみらい課	保育・幼稚園係 子育て支援係 母子保健係 保育園	管理職 係長 全員 - (△) (△)	○3 ○4 (△) 計7	○3 ○4 △4 計11	○3 ○4 ○9 計16	16
上下水道班	計		2	5	9	13	13
	上下水道課	下水道管理係 上水道管理係 業務・浄水施設係	管理職 係長 全員 △2 - (△) 計2	○3 △1 △1 計5	○3 ○3 △3 計9	○3 ○3 ○7 計13	13
土木建築農林班	計		4	5	11	15	15
	都市整備課	都市計画係 農林振興係 管理係 業務係	管理職 係長 全員 ○1 △1 (△) 計2	○2 △2 △1 計5	○2 ○4 △5 計11	○2 ○4 ○9 計15	15
	管財課	施設営繕係 契約資産係	管理職 係長 全員 ○1 △1 (△) 計2	○2 △1 (△) 計3	○2 ○2 △3 計7	○2 ○2 ○3 計7	7
環境班	計		2	3	7	9	9
	環境課	環境衛生係 公園管理係	管理職 係長 全員 ○1 △1 (△) 計2	○2 △1 (△) 計3	○2 ○2 △3 計7	○2 ○2 ○5 計9	9
教育班	計		0	6	16	24	24
	学校教育課	教育総務係 教育環境係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	○2 △1 (△) 計3	○3 ○2 △3 計8	○3 ○2 ○7 計12	12
	社会教育課	社会教育係 スポーツ・文化振興係 図書館係	管理職 係長 全員 - (△) (△)	○2 △1 (△) 計3	○2 ○3 △3 計8	○2 ○3 ○7 計12	12
合計			15	57	126	177	177

班名(課名)	係	参集職員	準備体制	警戒本部	対策本部		計
			第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	
			管理職(係長以上)	約1/3	約2/3	全員	
消 防 班	宇美町消防分団(10ヶ分団)	消防三役各分団長各分団員	消防三役各分団長	10ヶ分団	10ヶ分団	10ヶ分団	

3. 動員の方法

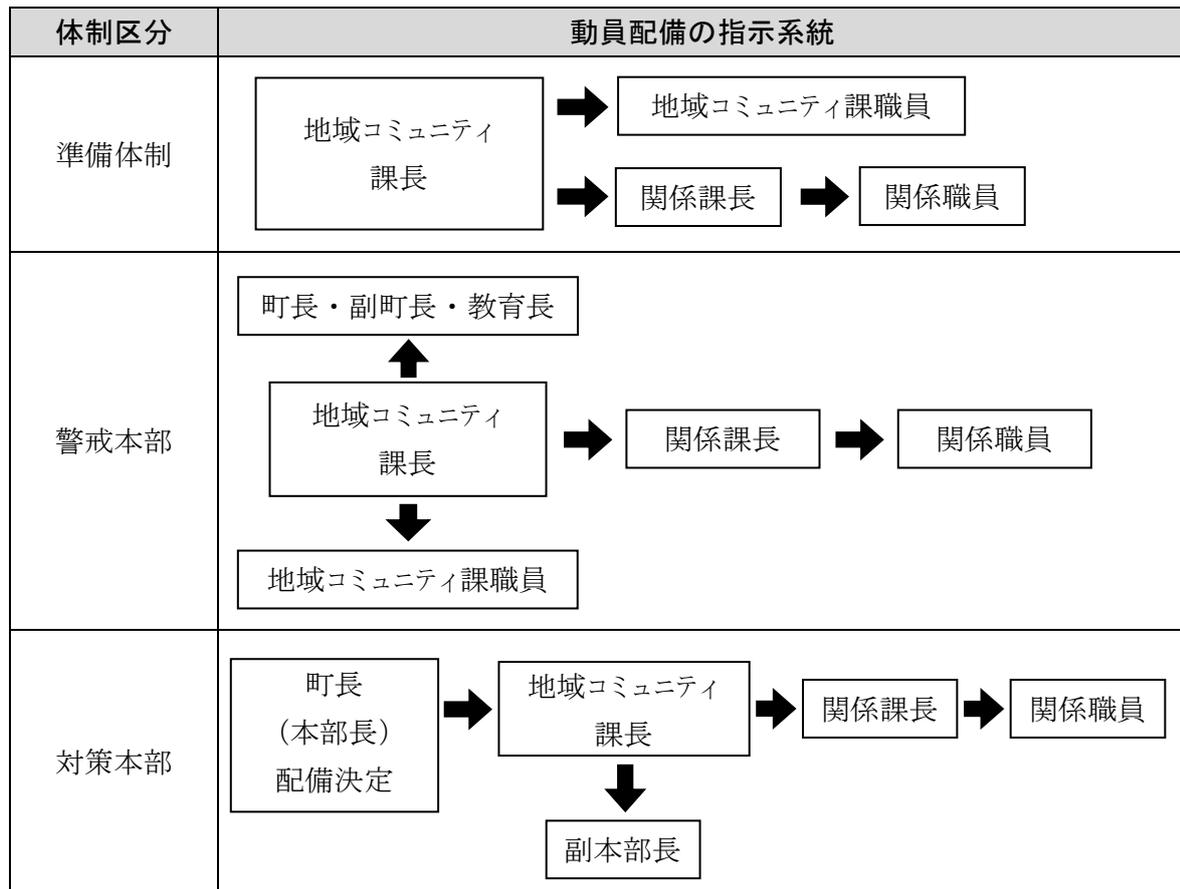
本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合は、警戒本部、対策本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 勤務時間内における動員配備の指示系統

勤務時間内における動員配備の指示系統を以下に示す。

なお、各職員に対する動員配備の指示・伝達は、動員配備表に基づき、配備体制に応じて関係課長が行う。

＜勤務時間内における動員配備の指示系統＞



(2) 勤務時間外における動員配備の連絡系統

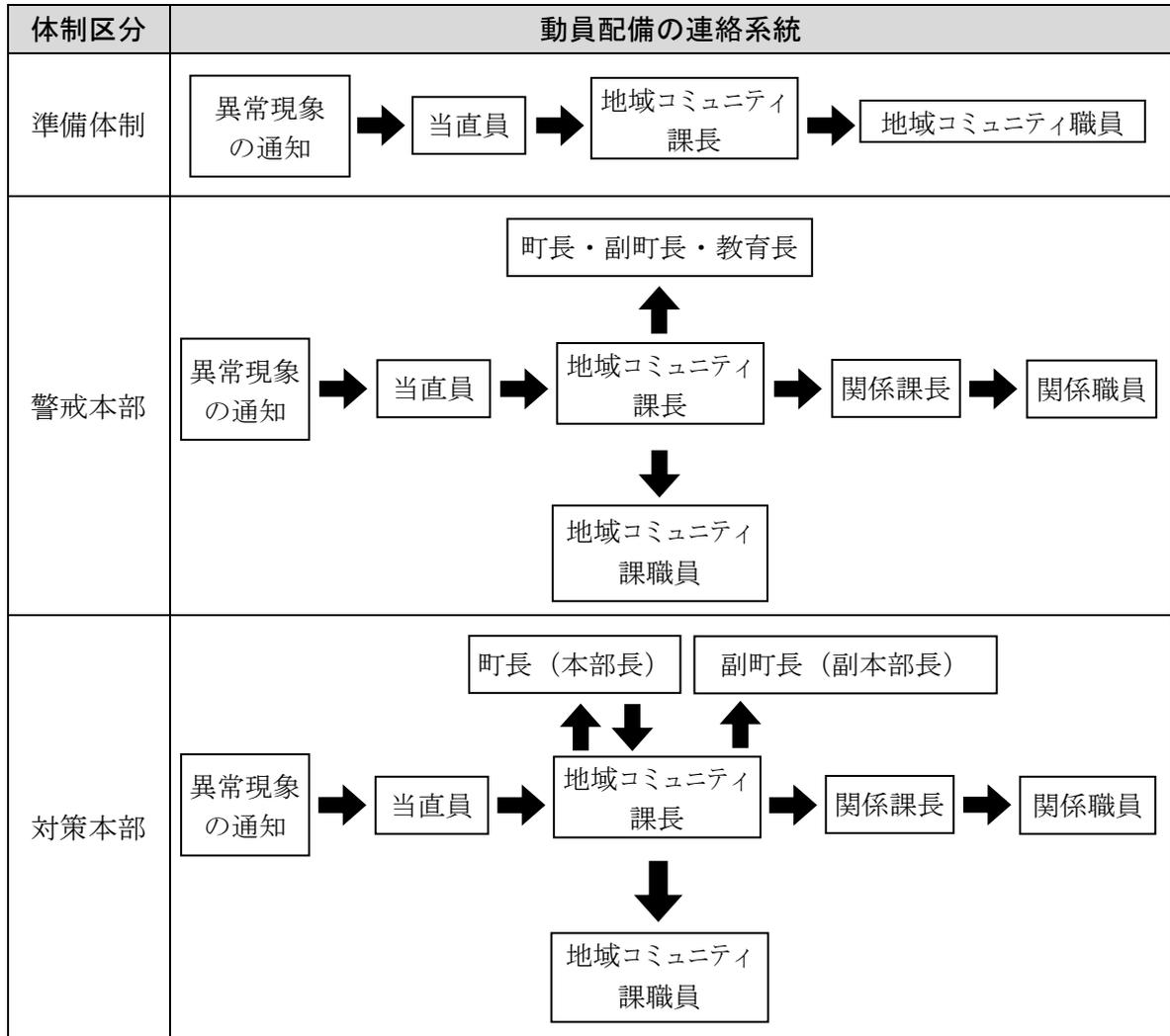
1) 非常伝達

当直者は、次の情報を覚知したときは地域コミュニティ課長に連絡する。

地域コミュニティ課長は、必要に応じて町長の指示を仰ぎ、関係課長に連絡する。

- ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

＜勤務時間外における動員配備の連絡系統＞



1) 職員の自主参集

ア 自主参集

準備体制時の配備職員は、テレビ、ラジオ、宇美町防災気象情報システム等により大雨、洪水、暴風等の警報を確認した場合、自主参集を行う。

また、その他の職員は、夜間、休日及び退庁後において、町内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

イ 参集場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「最寄りの小・中学校及び公共施設」に自主参集し、当該小・中学校及び公共施設において編成される「地区情報連絡班」にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

4. 動員状況の把握及び要員の確保

(1) 動員配備に関する連絡及び報告

1) 総括班に対する情報の集約

職員の登庁後、次の流れによって動員状況を総括班に集約する。

ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班でとりまとめて総括班に報告する。

イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について総括班に定期的に報告する。

ウ 総括班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。

エ 総括班は、対策本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

2) 本部長に対する報告*1

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を様式1により本部長へ報告する。

(2) 応援のための動員

災害対策活動を行うに当たり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。

この場合、本部長は、余裕のある他の班に対して応援を命ずるとともに、必要に応じて動員配備外の職員に対する動員を命ずる。

(3) 交代要員の確保

災害が長期化する場合は、交代要員の確保を図る。

5. 職員等による情報収集

登庁中の職員等により、次のとおり情報収集を行う。

(1) 職員は、自主集合の途中でできる限り被害状況を把握し、集合後速やかに所属する班長に報告する。

(2) 各班はその被害状況をとりまとめ、総括班に報告する。

(3) 総括班及び消防団は、情報収集（防災行政無線等による情報伝達）に努める。

6. 地区情報連絡班

(1) 地区情報連絡班の設置

地区情報連絡班の設置手順は次のとおりとする。

1) 職員は、本庁舎等への集合が困難かつ本庁舎との連絡が不可能な場合は、あらかじめ定める小・中学校及び公共施設に各自最も適した交通手段で自主集合し、「地区情報連絡班」を設置する。

2) 職員が不在の場合、各自治会長は地区情報連絡班を小・中学校及び公共施設に設置する。

*1 資料 3.1.3-1 「配備完了報告書」

- 3) 職員がいる地区は、職員が地区情報連絡班長（上席者）となり、職員が不在の地区は、各自治会長が班長となる。
- 4) 地区情報連絡班長は、当該小・中学校及び公共施設に自主集合した職員又は住民の中から地区情報連絡員を指名する。
- 5) 地区情報連絡班設置箇所において、同時に避難所を開設し、住民の避難が必要と判断される場合は、避難誘導と収容体制の措置をとる。

(2) 地区情報連絡班の業務

地区情報連絡班の業務は次のとおりとする。

- 1) 地区情報連絡班長は、当該小・中学校及び公共施設に自主集合した職員の名簿、人員を把握するとともに、総括班へ報告する。
- 2) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、地区情報連絡班長へ報告する。地区情報連絡班長は、被害状況を集約し、総括班へ報告する。

(3) 対策本部との連絡

地区情報連絡班は、地区における被害状況把握のため、緊急かつ臨時的に設置するものであるため、職員は、およその被害状況の把握ができた段階で、地区の災害状況等を勘案し、対策本部と連絡をとり、本部長の判断を求めた上で対策本部に復帰する。

第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制

1. 指定地方行政機関等の動員配備体制

町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるような動員配備の要請を行う。

2. 消防本部への伝達

総括班は、対策本部を設置した場合、消防本部へ伝達し、配備体制等について連携を図る。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

第1項 自衛隊派遣要請の基準と種類

1. 派遣要請基準

災害派遣の要請は、以下の場合に行うことができる。

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2. 派遣要請の範囲

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

<自衛隊災害派遣要請の範囲>

活動内容	概要
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
被災者の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。
消火活動	利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、町等の提供するものを使用する。
道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴の支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 派遣要請の種類

自衛隊の災害派遣には、次の4種類の方法がある。

なお、町が主体となって災害派遣要請を行う②要求（派遣要請要求）、③通知（緊急要請）のケースにおける派遣要請の要領は次項に示すとおりである。

区 分	種 類
①要請	・ 通常、自衛隊の要請は知事の判断による。
②要求（派遣要請要求）	・ 町長は、知事へ自衛隊派遣要請を要求する。
③通知（緊急要請）	・ 県との通信の途絶等により、知事に対して町長の要求ができない場合、知事の要請を待ついとまがない場合は直接、自衛隊へ通知する。
④自衛隊の自主判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがない場合は、知事等からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づき部隊等を派遣する ・ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合、自衛隊は自主判断に基づき部隊等の派遣を行う

第2項 災害派遣要請要領

1. 派遣要請要求の方法

(1) 要求（災害派遣要求）

本部長が、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、地域コミュニティ課長は、知事への依頼書様式に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を希望する期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) その他参考となるべき事項

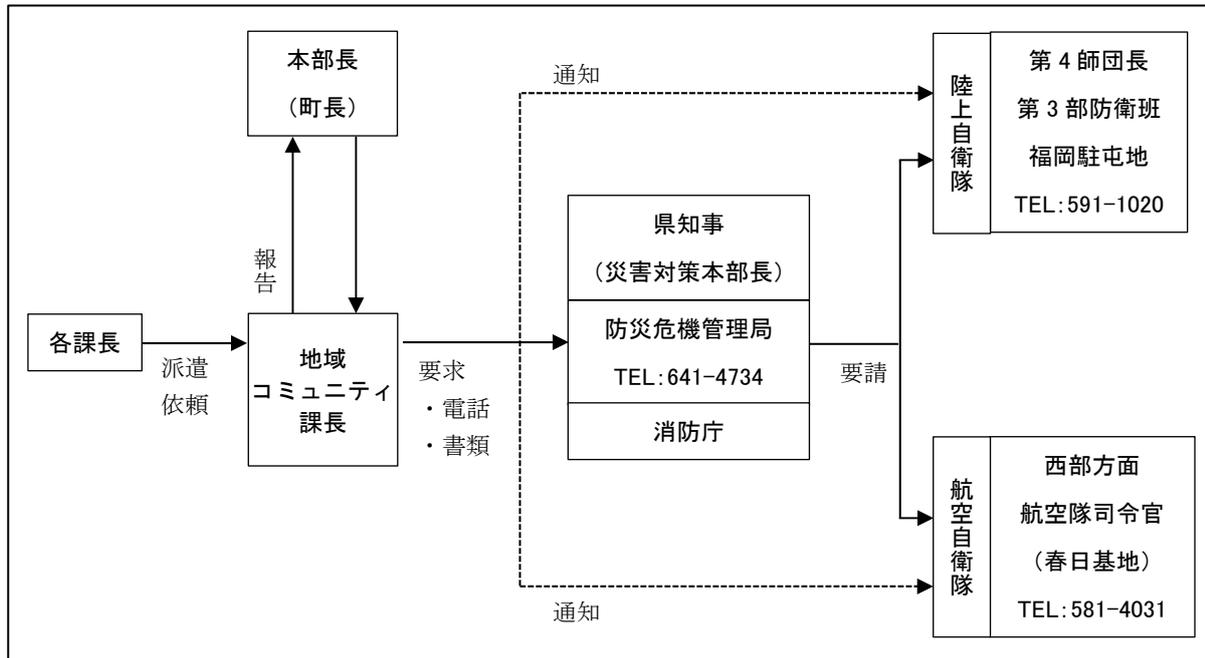
(2) 通知（緊急要請）

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第4師団司令部第3部）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2. 災害派遣要請要求の伝達系統

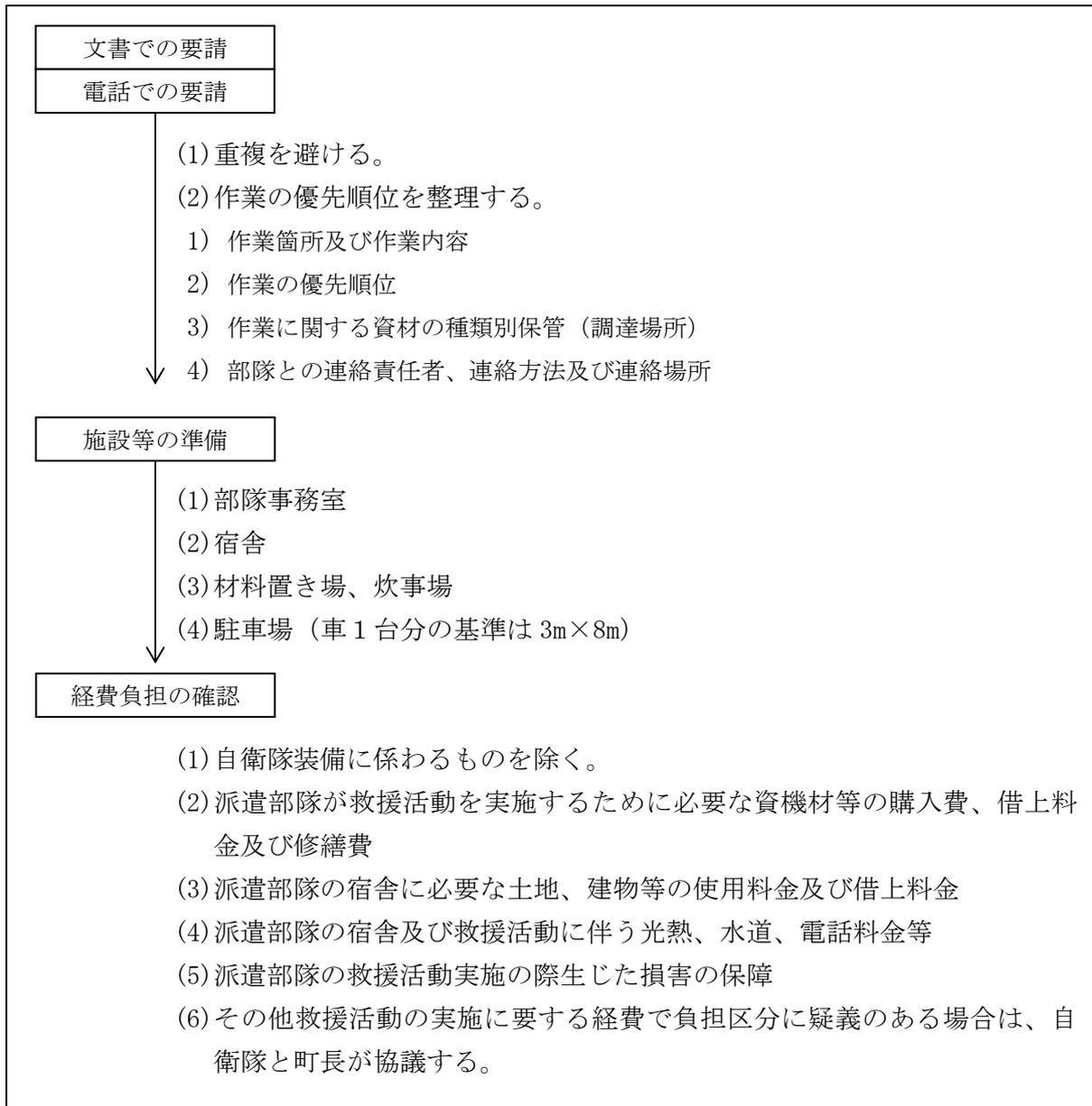
災害派遣要請要求の伝達系統は以下に示すとおりである。

<災害派遣要請系統図>



3. 派遣要請時の要点

派遣要請時の要点を以下に示す。



第3項 派遣部隊の受入れ準備

町は、派遣要請を行ったとき、又は派遣が行われる旨の連絡を受けたときは、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう留意し、派遣部隊の受入れ準備を行う。

1. 受入体制の整備

町は、以下の事項について確認しておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に関する資材の種類別保管・調達場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

2. 施設の準備

町は、派遣部隊の受入れのため、以下の施設を提供する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設
- (2) 部隊事務室
- (3) 材料置場
- (4) 炊事場
- (5) 駐車場（1台分の基準は3m×8m）

3. 資機材の準備

部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な機械、器具等は、特殊なものを除き、町において準備する。また、災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、県及び町において準備する。

準備すべき主な資機材は以下のとおりである。

＜準備すべき主な資機材＞

区分	品名	摘要
器具類	(1) ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	(2) リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	(3) スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	(4) その他土木機械	・土木作業
設備	(1) 夜間照明設備	・夜間作業
	(2) 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

4. 臨時ヘリポートの設置^{*1}

町は、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

町の臨時ヘリポート設置場所は資料編に示す。

(1) 機種に準ずる発着附近の基準^{*2}

機種に準ずるヘリポートの基準は資料編に示す。

(2) 危険防止のための措置

臨時ヘリポートでは、危険防止のために以下の措置を講ずる。

- 1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
- 2) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- 3) 安全上の監視員を配置する。
- 4) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないよう徹底する。

*1●資料 3.1.4-1 「臨時ヘリポート設置場所」

*2●資料 3.1.4-2 「機種に準ずるヘリポートの基準」

(3) 標示

臨時ヘリポートには以下の標示を行う。

- 1) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約 50m 離れた位置に設置する。
- 2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径 7 m以上のHの記号を標示する。

5. 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

<町が負担する経費>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）(2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金(3) 宿泊施設の汚物の処理料金(4) 活動のため現地で調達した資機材の費用(5) その他必要な経費については、事前に協議しておく。 |
|--|

第4項 災害派遣の撤収要請

町長は、災害の救助活動が終了し、又は他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに災害派遣撤収要請書を提出する。

撤収依頼書様式に記載する事項は以下のとおりである。

- (1) 派遣要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員及び従事作業内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5節 広域応援要請

第1項 応援の要請

1. 応援要請の方法

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

＜応援要請する場合の要点＞

- | |
|---------------------|
| (1) 災害の状況及び応援を求める理由 |
| (2) 希望する機関名 |
| (3) 希望する人員、物資等 |
| (4) 場所、期間 |
| (5) 給与、その他勤務条件 |
| (6) 活動内容 |

2. 応援要請における活動の範囲

応援要請における活動の範囲は以下のとおりである。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のために必要な事項

3. 応援の受入れ体制の確保

他の市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の確保に努める。

(1) 連絡体制の確保

町は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

また、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定める。

(2) 受入れ施設の整備

町長は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れのための施設の確保に努める。

第2項 他市町村への応援の実施

町長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、又は応援の必要があると認めた場合は、基本法に基づき、応援を実施する。

1. 支援対策本部の設置

町長は、他市町村において災害が発生した場合には関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2. 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3. 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制をとる。

4. 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

第3項 協定に基づく相互応援

1. 主な災害時の応援協定*1

町は、災害による被害を最小限に抑えるため、近隣市町村等との災害時の相互応援に関して以下の協定を締結している。

- (1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成17年4月26日)
- (2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定(平成18年10月10日)
- (3) 福岡県消防相互応援協定(平成25年3月28日)
- (4) 福岡都市圏水道災害時応援に関する協定(平成21年7月23日)
- (5) 福岡県広域航空消防応援要綱(平成18年10月10日)

以下では、これらの協定に基づく応援要請の内容を示す。

2. 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

(1) 対象市町村

対象市町村は、福岡県内の全市町村である。

(2) 応援の種類

対象となる応援の種類は以下のとおりである。

- 1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- 3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- 5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- 6) 被災傷病者の受入れ
- 7) 遺体の火葬のための施設の提供
- 8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- 9) ボランティアの受付及び活動調整
- 10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(3) 応援要請の手続き

応援の要請は、要請先の市町村に対して行う。ただし、要請先の市町村が複数である場合には、県に対して要請を行う。

要請の手続きは、以下の事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに要請文書を提出する。

- 1) 被害の状況
- 2) 応援の種類
- 3) 応援の具体的な内容及び必要量
- 4) 応援を希望する期間
- 5) 応援場所及び応援場所への経路

*1●資料2.3.1-1「災害応援協定一覧」

6) その他必要な事項

※なお、要請を受けた市町村の対応、自主応援、経費の負担等については資料編参照

3. 福岡都市圏市町消防相互応援協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象とする災害は、火災、救急救助事案その他の災害である。

(2) 協定市町

本協定の締結市町及び消防組合は、以下のとおりである。

<協定市町>

区分	市町名又は消防組合名称
市町	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川市、糸島市
消防組合	粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合

(3) 出動の区分

本協定に基づく応援出動には、計画出動及び特別出動の2種類がある。概要を以下に示す。

<出動の区分>

出動区分	概要	町における応援対象
計画出動	出動対象市町村と協議して定めた区域内に発生した火災を覚知したときに消防隊が自動的に出動	大野城市、筑紫野市、志免町、須恵町、太宰府市
特別出動	協定市町の区域内に大災害が発生し計画出動以外の応援を特に必要とする場合に、被災市町の要請によって出動	協定市町

(4) 特別出動の要請方法

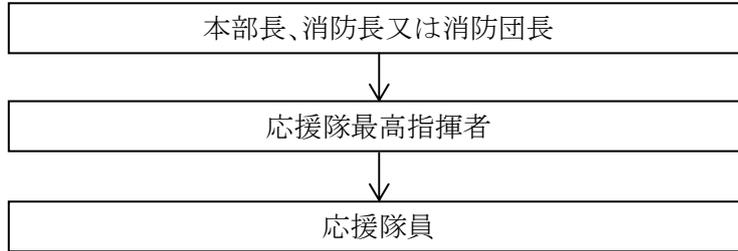
特別出動の要請は、町長から応援を要請する協定市町村長又は協定消防組合に対し、以下の事項をできる限り明らかにして、電話等により行う。

- 1) 災害の種別、場所及び概況
- 2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- 3) 活動内容及び集結場所
- 4) 誘導員又は担当責任者
- 5) その他必要事項

(5) 指揮系統

応援出動時の指揮系統は以下のとおりである。

＜特別出動時の指揮系統＞



※応援隊：他市町から出動した消防隊救急隊等

(6) 報告

応援出動時には、以下の報告を行なう。

＜特別出動時の報告＞

	現場報告	書類による報告	
伝達系統			
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> 現場到着 消防活動等の状況 引き上げ その他必要事項 	応援出動の内容 (応援消防隊等活動状況 報告書(様式第1号))	災害の概要 (災害概要報告書(様式第 2号))

4. 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象となる災害は、以下の災害のうち、大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものである。

- 1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他の特殊火災
- 2) 地震、風水害その他大規模災害
- 3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(2) 出動に関する地域区分及び要請順位

本協定では、県内の市町村を北九州地域、筑豊地域、福岡地域、筑後地域の4つに区分している。このうち、本町は福岡地域に該当する。

これらの地域区分で同地域内の市町村に対する要請を第一要請、地域外の市町村に対する要請を第二要請とし、応援の要請は原則として第一要請から行う。

＜地域区分＞

地域区分	対象地域に含まれる市町村	町の要請順位
福岡地域	福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合	第1要請地域
北九州地域	協定書参照	第2要請地域
筑豊地域	協定書参照	第2要請地域
筑後地域	協定書参照	第2要請地域

(3) 応援要請方法

応援の要請は、以下の事項を明確にし、代表消防機関等を通して行なうとともに、その旨を県に通報する。

なお、要請は電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出する。

- 1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- 2) 応援隊の人員、車両、資機材
- 3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- 4) 災害現場における最高指揮者の職、氏名
- 5) その他、必要な事項

(4) 要請時の必要措置

応援要請を行った場合においては、以下の措置を講ずる。

- 1) 応援隊集結場所への誘導員の配置
- 2) 誘導員による応援隊の誘導
- 3) 現場指揮本部の所在の明示

(5) 応援隊の編成及び指揮

応援部隊の編成は、代表消防機関等が行う部隊編成による。

また、応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の下で行われる。

(6) 応援に関する報告及び確認事項

応援の実施に当たっては、応援隊最高指揮官より本部長、消防長又は現場最高責任者に対して以下の報告及び確認を行う。

＜現場報告及び確認事項＞

区分	内容
現場到着報告事項	1) 応援消防本部又は消防団名 2) 応援隊の最高指揮者の職、氏名 3) 応援隊の人員、車両、資機材 4) その他必要な事項
現場到着確認事項	1) 災害の現況 2) 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名 3) 他の消防隊の活動概要 4) 活動方針 5) 今後の見込み 6) 応援隊の活動範囲及び任務 7) 使用無線系統 8) 指揮連絡担当者名 9) 安全管理上の注意事項 10) その他必要な事項
現場引き揚げ時報告事項	1) 応援隊の活動概要 2) 活動中の異常の有無 3) 隊員の負傷の有無 4) 車両、資機材等の損傷の有無 5) 使用した消火薬剤等の数量 6) その他必要な事項

5. 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象とする災害は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等である。

(2) 協定事業者

本協定の水道事業者等は以下のとおりである。

＜水道事業者等＞

区分	市町名
市町	福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市
その他事業者	春日那珂川水道企業団の各水道事業者、福岡地区水道企業団、山神水道企業団、宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者

(3) 応援の内容

応援の内容は以下のとおりである。

- 1) 応急給水活動
- 2) 応急復旧活動
- 3) 応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供
- 4) 応援送水
- 5) その他特に要請があった事項

(4) 応援要請の手続き

応援の要請は、応援要請書により福岡都市圏水道災害対策連絡会に対して行う。

なお、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるが、この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。

6. 福岡県広域航空消防応援協定に基づく応援要請

(1) 航空応援の対象

航空応援は、以下の災害が起こった場合において、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行う。

- 1) 地震、風水害その他大規模災害
- 2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- 3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
- 4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
- 5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 航空応援の種別

航空応援には以下の種別がある。

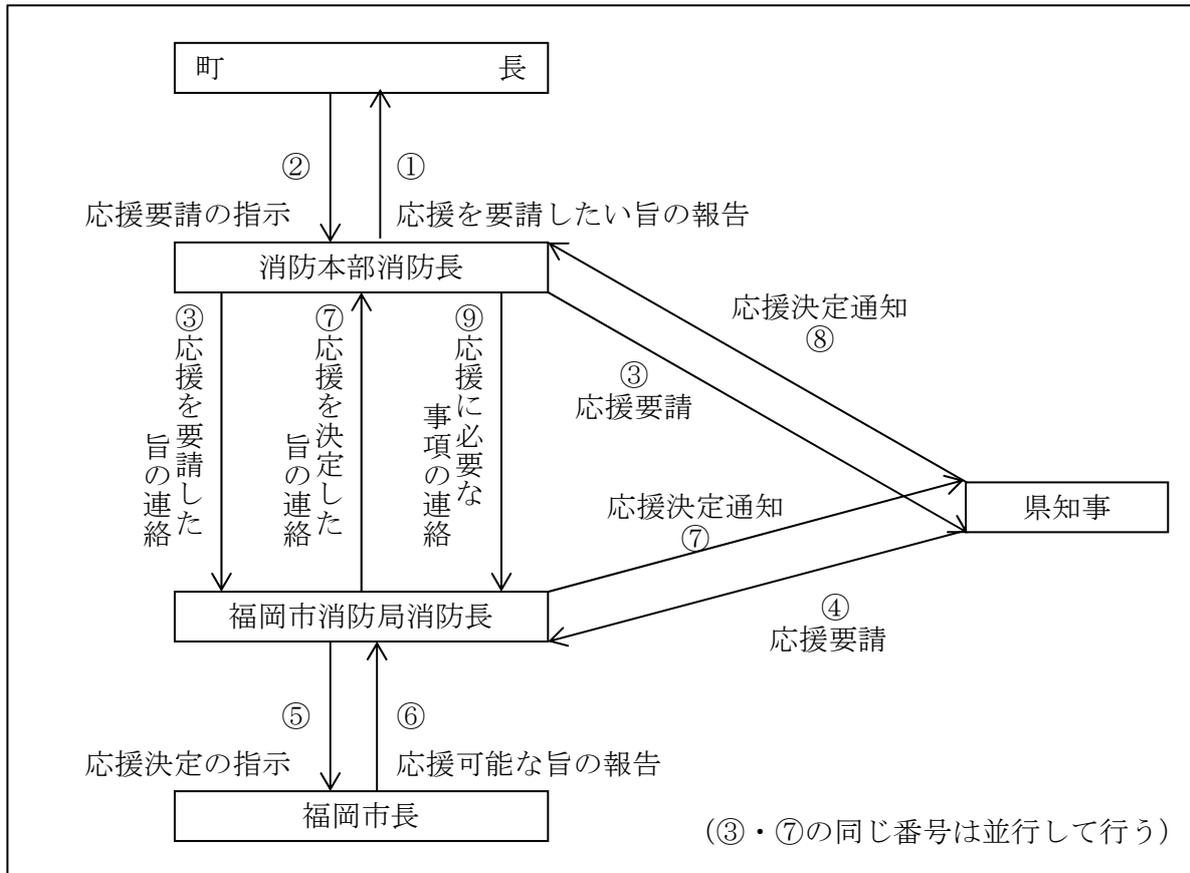
<航空応援の種別>

種別	概要
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(3) 応援要請手続き

応援要請手順の手順及び系統図を以下に示す。なお、要請、連絡、通報等は、電話又はファクシミリ等（後日正式文書送付）により行う。

<要請手続手順及び系統図>



第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画

(4) 応援要請時の明示事項

応援の要請は、以下の事項を明示して行う。

- 1) 要請側の市町村名
- 2) 消防長の氏名
- 3) 要請日時
- 4) 災害の発生日時、場所
- 5) 災害の概要
- 6) 応援活動の概要

(5) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、消防本部の消防長は福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。

- 1) 必要とする応援活動の具体内容
- 2) 応援活動に必要な資機材
- 3) へりの離着陸可能な場所及び給油体制
- 4) 災害現場における最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- 5) 離着陸現場における資機材の準備状況
- 6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況

- 7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- 8) 気象の状況
- 9) ヘリの誘導方法
- 10) 要請側消防本部の連絡先
- 11) その他必要な事項

(6) 指揮系統

応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行う。

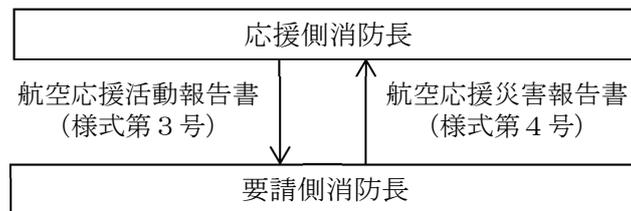
この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場最高指揮者に通告する。

※通信連絡使用電波：県内共通波 152.77MHZ

(7) 航空応援に関する報告

航空応援がなされた場合においては、応援側消防長及び要請側消防長の間で、以下に示すとおり相互に必要な報告を行う。

<航空応援に関する報告>



(8) 事前計画の立案

町は、航空応援を受ける場合に備え、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

- 1) 飛行場外離発着場の位置図
- 2) 燃料の補給体制
- 3) 応援消防航空隊と要請側消防本部との連絡方法
- 4) 離発着場への誘導員の派遣
- 5) 応援に伴い生ずることが予想される住人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
- 6) 空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制
- 7) その他必要な事項

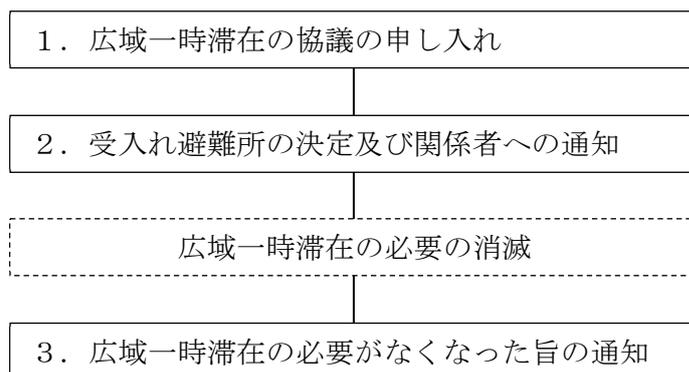
第4項 広域一時滞在計画

1. 広域一時滞在手続き

町は、町内において被災住民のための避難所を確保することが困難な場合には、県内外の他市町村に対し、被災住民の一時的な受入れを要請する。

また、県内外の他市町村から広域一時滞在の要請がなされた場合には、避難所の供与等の措置を講ずる。

広域一時滞在の手続きは、以下の流れで行う。



(1) 広域一時滞在の協議の申し入れ

町は、県内他市町村への一時滞在を求める場合には、当該他市町村に対して直接協議を行い、県外の他市町村への一時滞在を求める場合には、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 受入れ避難所の決定の通知

受入れ先の市町村において、住民を受入れるための避難所が決定したときには、当該受入れ先市町村（県外の場合には県）からその旨の通知がなされる。

その場合、町は、その内容を公示するとともに、県への報告、次の関係者への通知を行う。

※他市町村の住民を受け入れる場合においても、避難所が決定したときは、受入れ元の市町村、当該受入れ先となる避難所の管理者、及び次の 1) から 6) の関係者に対して通知を行う。

- 1) 現に住民を受け入れている避難所の管理者
- 2) 関係指定地方行政機関の長
- 3) 関係指定公共機関
- 4) 関係指定地方公共機関
- 5) 関係公共的団体
- 6) その他町長が必要と認める者

(3) 広域一時滞在の必要がなくなった場合の措置

町は、広域一時滞在の必要がなくなった場合、その旨を受入れ先の市町村（県外の場合には県）に通知するとともに、(2)と同様に通知、公示、報告を行う。

2. 県に対する助言の依頼

町は、必要に応じて、広域一時滞在の協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、県に助言を求めることができる。

第5項 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、上記の場合において、物資又は資材の供給に関して指定行政機関等の長、県及び周辺市町村の長その他の執行機関、並びに防災上重要な施設の管理者との相互の協力に努める。

第6節 災害救助法の適用

第1項 救助法の適用基準

1. 町の救助法適用基準

救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、救助法、救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより行われる。

町における救助法適用基準は以下のとおりであり、いずれかを満たした場合に救助法が適用される。

<町の救助法適用基準>

- (1) 町の住家滅失世帯数が60世帯以上であること
 - (2) 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が30世帯以上であること
 - (3) 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること
 - (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする以下の特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこ
 - ア 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること
- ※(4)に該当する例：
- ① 被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - ② 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又はおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当すること
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
 - ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること
- ※(5)に該当する例：
- ① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ② 交通事故により多数の者が死傷した場合
 - ③ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ④ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2. 救助法適用基準の充足性判断方法^{*1}

(1) 滅失世帯数の算定単位

滅失世帯数の算定は以下の基準により行う。

<滅失世帯数の算定単位>

被害の程度	算定単位
住家が全壊、全焼又は流出した世帯	1
住家が半壊、半焼した世帯	2世帯をもって1とする。
住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯をもって1とする。

(2) 被害の程度の認定基準

住家の被害程度の認定は以下の基準により行う。

<住家の被害程度認定基準>

被害区分	基準
全壊、全焼又は流出	住家の損壊(焼失)又は流失した程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの また、全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの
半壊又は半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できるもの
床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの 全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

(3) 住家、世帯の定義

住家、世帯の定義は以下のとおりである。

<住家、世帯の定義>

語句	定義	備考
住家	<ul style="list-style-type: none"> 人が起居できる設備のある建物 又は現に人が居住のため使用している建物 	<p>必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合計して1棟とする。</p> <p>なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。従って学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。</p>

*1〇資料 3.1.6-1 「被害認定基準」

語句	定義	備考
世帯	・ 生計を一つにしている 実際の生活単位	同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第2項 災害救助法の手続き

1. 救助法の適用申請

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。救助法の適用申請要領は以下のとおりである。

- (1) 町における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、町長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 知事は、災害による被害が第1項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣と協議する。
- (4) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

<知事への報告事項>

- 1) 災害発生の日時及び場所
 - 2) 災害の原因及び被害の概況
 - 3) 被害状況調（様式1）
 - 4) 法適用（見込）市町村名及び年月日
 - 5) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
 - 6) その他必要事項
- ※様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」による。

2. 救助に要した費用の請求

(1) 帳簿の作成^{*2}

町において救助法に基づく救助を行う場合、救助に要する費用は町が一時繰替支弁をする。この場合において、町は以下の帳簿を作成するとともに、支払証拠書類も整理しておく。

- 1) 救助の種目別物資状況
- 2) 避難所設置及び収容状況
- 3) 炊出し給与状況
- 4) 飲料水の供給簿
- 5) 物資の給与状況
- 6) 救護班活動状況
- 7) 病院診療所医療実施状況
- 8) 助産台帳
- 9) 被災者救出状況記録簿
- 10) 住宅応急修理記録簿
- 11) 学用品の給与状況
- 12) 埋葬台帳
- 13) 死体処理台帳
- 14) 障害物除去の状況
- 15) 輸送記録簿

※様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」による

(2) 繰替支弁金の請求

町は、救助費を繰替支弁した場合には、救助に関する業務の完了後 60 日以内に以下の書類を知事に提出する。

また、同費用の概算払いを受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書を、清算を行うときは災害救助費繰替支弁金清算払請求書を、以下の 1)～5) の書類を添えて知事に提出する。

- 1) 災害救助費繰替支弁金請求書
- 2) 救助業務に要した経費算出内訳
- 3) 決定報告による被害状況調
- 4) 災害救助費繰替支弁状況調
- 5) 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写

*2〇様式「救助事務の処理に必要な帳簿様式」

第3項 救助の実施

救助法に基づく救助は知事により実施され、町長は知事の補助機関として必要な事務を行う。また、知事から救助の実施について一部委任を受けた場合においては、町長が救助を実施する。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより町長が実施する。

1. 救助の種類

救助法による救助の種類及びそれぞれの担当班は以下のとおりである。

＜救助の種類及び担当班＞

救助の種類	担当班
避難所（応急仮設住宅を除く）の供与	土木建築農林班・教育班
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	福祉・経済班、教育班、 上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	福祉・経済班
医療及び助産	福祉・経済班
被災者の救出	各班
被災した住宅の応急修理	土木建築農林班
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	環境班、福祉・経済班
学用品の給与	教育班
埋葬	福祉・経済班
遺体の捜索及び処理	総括班、福祉・経済班
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	環境、土木建築農林班
応急仮設住宅の供与	土木建築農林班・教育班

2. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準^{*3}

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

*3 資料 3.1.6-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

第4項 災害対策基本法の定める応急措置

1. 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2. 関係機関への出動命令

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防機関及び水防団への出動準備・出動の指示を行い、また、警察官若しくは海上保安官の出動を要請する等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。（基本法第58条）

3. 事前措置

町長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示する。（基本法第59条）

4. 警戒区域の設定権（基本法第63条）

町長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

5. 工作物等の使用、収容等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

なお、町は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第64条）

第7節 要員確保計画

1. 対象となる作業

労働力の確保は、災害応急対策活動に関する以下の作業について行う。各班は、労働力の確保が必要な場合は、総括班へ依頼する。

- (1) 被災者の救難救助活動
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 遺体の処理
- (4) 救出物資の整理、輸送及び配分
- (5) 飲料水の供給
- (6) 医療及び助産
- (7) その他

2. 労働者等確保の手段

総括班は、以下の方法により必要な労働者等を確保する。なお、労働者の確保に際しては、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

3. 雇用方法

労働者の雇用は、目的・種目別計画の立案後、福岡公共職業安定所に対して労働者の斡旋依頼を行うか、又は直接雇用によることとする。

福岡公共職業安定所への斡旋依頼は、以下の事項を明らかにして行う。

※福岡公共職業安定所：TEL092-712-8609

- (1) 必要となる労働者の人数
- (2) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 賃金の額に関する事項
- (5) 始業及び終業の時刻
- (6) 所定労働時間を超える労働の有無
- (7) 休憩時間及び休日に関する事項
- (8) 就業の場所に関する事項
- (9) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (10) 労働者の輸送方法
- (11) その他の必要な事項

4. 賃金の支払い

(1) 賃金の支払い基準

賃金の支払い基準は以下のとおりとする。

- 1) 公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
- 2) 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- 3) 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 支払方法

賃金の支払い方法は以下のとおりとする。

- 1) 毎日支給が原則
- 2) 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- 3) 現場に近いところで労働者に直接支給

第8節 災害ボランティア応急活動計画

第1項 災害ボランティア活動の推進

大規模災害発生時においては、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには災害ボランティアの参加、協力が不可欠である。

このため、町は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して災害ボランティアへの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、災害ボランティアの受け入れに際しては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、活動が円滑に実施されるよう支援を行う。

第2項 災害ボランティアの構成及び活動内容

1. 災害ボランティアの構成

災害ボランティアの参加・協力を求めることができる対象者は以下のとおりである。

- (1) 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- (2) 大学等の学生
- (3) 公務員
- (4) 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- (5) その他、各種ボランティア団体等

2. 災害ボランティア活動の内容

災害ボランティアの行う活動は主として以下のとおりである。

活動内容の選定に当たっては、ボランティアの意見を尊重するとともに、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

＜災害ボランティアの活動内容＞

区分	活動内容
生活支援に関する業務	(1)被災者家屋等の清掃活動 (2)現地災害ボランティアセンター運営の補助 (3)避難所運営の補助 (4)炊き出し、食料等の配布 (5)救援物資等の仕分け、輸送 (6)高齢者、障がい者等の介護補助 (7)被災者の話し相手・励まし (8)被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 (9)その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	(1)救護所等での医療、看護 (2)被災宅地の応急危険度判定 (3)外国人のための通訳 (4)被災者へのメンタルヘルスケア (5)高齢者、障がい者等への介護・支援 (6)アマチュア無線等を利用した情報通信事務 (7)公共土木施設の調査等 (8)その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3項 災害ボランティア活動環境の整備

1. 活動体制の整備

災害ボランティアの受け入れ及び活動体制の整備の流れは次のとおりである。

＜受け入れ体制整備の流れ＞

<p>STEP 0：社会福祉協議会 平常時は社会福祉協議会が災害ボランティアに関する情報収集・提供を行う。</p> <p>STEP 1：準備体制の整備 福祉・経済班及び総括班は、災害ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間支援窓口となり、ボランティアの活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。</p> <p>STEP 2：災害ボランティアセンターの設置 社会福祉協議会は、対策本部からの要請により災害ボランティアセンターを設置し、業務を行う。</p>

2. 各機関の役割

災害ボランティアに関する各機関の役割は次のとおりである。

＜災害ボランティア関連機関の役割＞

実施機関	業務
社会福祉協議会	平常時における災害ボランティア環境の整備に関する以下の業務 ・各種ボランティア団体との連絡・連携体制の構築 ・災害ボランティアに関する情報収集・発信
福祉・経済班 総括班	災害ボランティアセンター設置までの連絡窓口としての以下の業務 ・受入れのための活動拠点の準備 ・広報紙等による募集要領等の広報 ・ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整
災害ボランティアセンター	ボランティア情報の集約や発信・受信基地としての以下の業務 ・対策本部との連携による災害情報の収集及び提供 ・全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整 ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ ・町内外からのボランティアの受け入れ・受付・派遣

実施機関	業務
災害ボランティアセンター	ボランティア活動支援のための以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じた資機材の確保 ・運営スタッフの要請・確保 ・ボランティアニーズの把握及び情報提供 ・活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等） ・ボランティア活動情報の集約・管理 ・その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワーク形成及び活動支援

3. 対策本部と災害ボランティアセンターの連携

対策本部は、災害ボランティアセンターと連携して、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県対策本部へ情報を提供する。

また、対策本部はボランティアが把握した情報を積極的に受け入れ、被害状況の把握に役立てるとともに、ボランティア活動の効果的な実施のため、対策本部から災害ボランティアセンターに対して、災害による被害や避難者の状況及び対策本部の活動状況等の情報を提供する等、相互に情報交換を行う。

4. ボランティア活動の支援

(1) 活動拠点等の提供

対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティアの活動拠点を確保し、必要な資機材を備える。

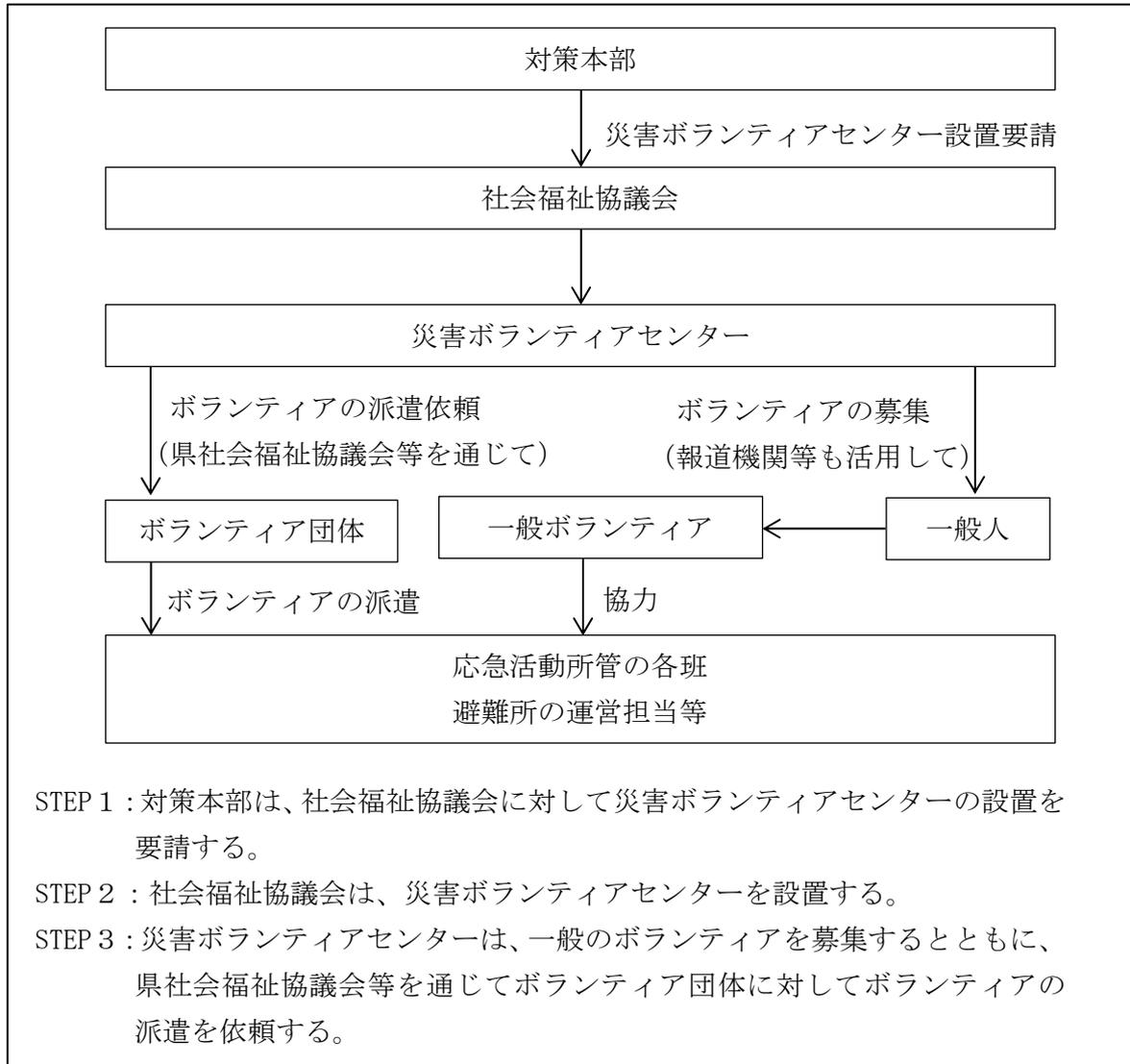
(2) 情報の提供

ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。また、災害時に対策本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第4項 災害ボランティア活動開始までの流れ

災害ボランティア活動開始までの流れは以下のとおりである。

<災害ボランティア活動開始までの流れ>



第5項 民間団体の活用

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、町長は民間団体に対し応援協力を求める。

1. 要請の対象団体

災害時において要請が可能な民間団体は以下のとおりである。

- (1)自治会
- (2)自主防災組織
- (3)土木建築業者
- (4)農業協同組合
- (5)商工会
- (6)その他の団体

2. 応援の対象となる活動

民間団体に対する応援要請の対象となる活動は以下のとおりである。

- (1)被災者に対する炊出作業
- (2)被災者に対する救出作業
- (3)救助物資の輸送配給作業
- (4)清掃防疫援助作業
- (5)被害状況の通報連絡作業
- (6)応急復旧作業現場における軽備な作業
- (7)その他必要とする作業

3. 要請時の明記事項

民間団体に対する応援要請時に、明記すべき事項は以下のとおりである。

- (1)応援を必要とする理由
- (2)作業の内容
- (3)従事場所
- (4)就労予定時間
- (5)所要人員
- (6)集合場所
- (7)その他参考事項

第2 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

第1項 防災気象情報の種類

1. 気象警報、注意報等^{*1*2*3*4}

(1) 気象警報、注意報等の種類

福岡管区気象台は、大雨等の気象現象によって災害が起こる可能性がある場合において、警報、注意報等を発令する。それぞれの定義及び発令される情報の種類は以下のとおりである。

(2) 気象警報、注意報等発令の地域細分

気象警報、注意報等の発令は市町村単位でなされる。

なお、テレビやラジオ等で警報、注意報等が放送される際には、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。町の該当する地域は「福岡地方」となっている。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

2. 水防警報等

(1) 水防警報

県は、国土交通大臣が指定したもの以外の河川（湖沼）で、洪水による被害を生ずるおそれがあると認めるものを水防警報河川に指定し、洪水のおそれが生じた場合には、洪水警報を発令する。

なお、県の指定する水防警報河川のうち、町に水防警報等の通知が行われる河川は宇美川（観測所名：片峰新橋（志免町））となっている。

(2) 特別警戒水位（はん濫危険水位）到達情報

県は、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位（はん濫危険水位）に達した場合にはその旨を関係機関に通知する。

※洪水特別警戒水位（はん濫危険水位）：警戒水位を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難指示を判断する際の目安の一つとなるもの。

*1●資料 3.2.1-1 「注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準」

*2●資料 3.2.1-2 「警報、注意報等の定義及び種類」

*3●資料 3.2.1-3 「特別警報・警報・注意報の種類と概要」

*4●資料 3.2.1-4 「気象庁震度階級関連開設表」

3. 土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とするもので、県及び気象台が共同で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

4. 火災気象通報

(1) 概要

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報する。

火災気象通報を行う場合の基準は次のどちらかを満たす場合である。

- 1) 実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下となり最大風速が 7m/s をこえる見込みのとき
- 2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき(降雨、降雪中は通報しないこともある)

(2) 火災警報の発令

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するため、火災警報を発令する。

火災警報の発令は、以下の場合に、消防法に基づいて行う。

- 1) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき
- 2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

第2項 防災気象情報の伝達

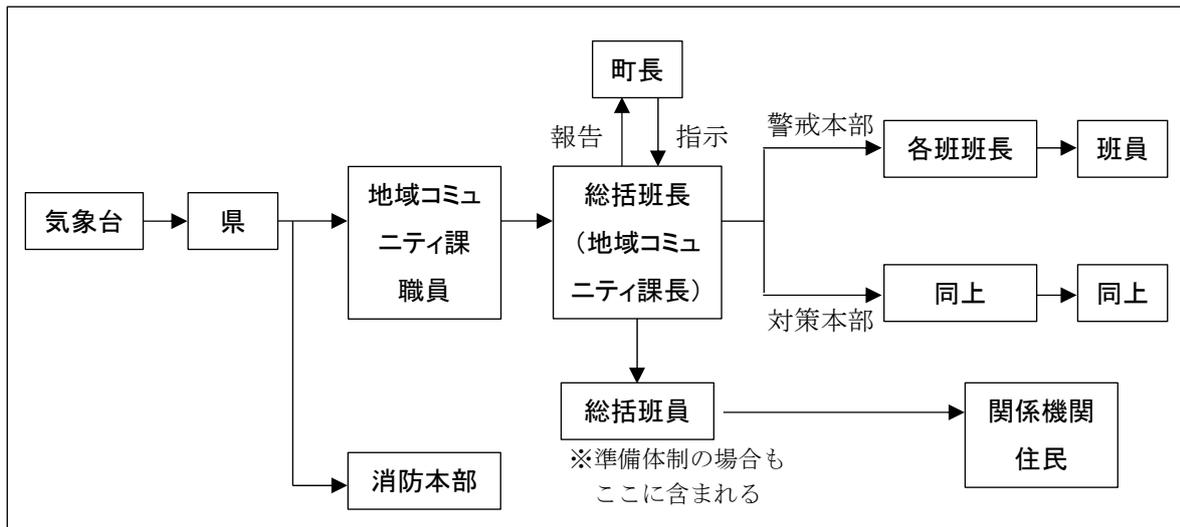
1. 伝達系統

町は、以下の要領で防災気象情報の伝達を行う。

- (1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、知事から県防災行政無線で町（地域コミュニティ課）及び消防本部等に伝達される。
- (2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに総括班長（地域コミュニティ課長）に報告する。総括班長は本部長（町長）の指示を受けるとともに、対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- (3) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
- (4) 関係機関への連絡は、原則として電話、町防災行政無線にて行い、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。^{*5}
- (5) 総括班は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、町防災行政無線又は広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

第2編
第2章
風水害対策編
災害応急対策計画

＜気象警報、注意報の伝達系統＞



2. 住民への周知方法

町は、防災気象情報の通知を受けたときは、避難指示等の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。また、関係住民に対して、当該防災気象情報の伝達を行うとともに、必要に応じて、予想される事態及びこれに対する取るべき措置も併せて伝達周知を行う。なお、警報等が解除され、危険がなくなったときにおいても、その旨を住民に周知するとともに関係者に通知する。

住民への一般的な周知方法は次頁に示すとおりである。

*5●資料 3.2.1-5 「町防災行政無線」

＜住民への周知方法（例）＞

区分	方法
直接的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系）又はふくおかコミュニティ無線による同報的運用による通報 ・広報車の利用 ・水防計画等による警鐘の利用 ・電話・口頭による戸別通知 ・有線放送の利用 ・ヘリコプター等の利用
間接的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知 ・他機関を通じての通知

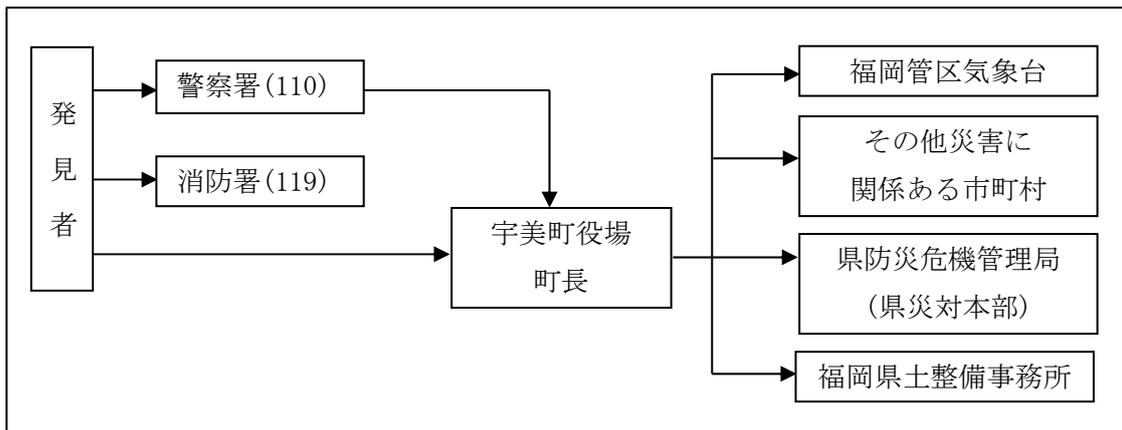
第3項 異常現象等の通報

基本法第54条に基づく異常現象発見時の通報、伝達は、以下の要領で行う。

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 異常な現象の通報を受けた町長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局、福岡県土整備事務所、農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。

※異常な現象：大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう、異常水位、地すべり等の自然現象のこと

＜異常現象発見者の通報系統図＞



第2節 被害情報等の収集伝達

第1項 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

1. 被害状況調査等

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

2. 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- (1) 人的被害、家屋等の被害状況
- (2) 火災の発生状況
- (3) 土砂災害等の発生状況
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 救出・医療救護関係情報
- (6) 交通機関の運行・道路の状況
- (7) ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- (8) その他必要な被害報告

第2項 被害情報の収集・集約

1. 情報総括責任者（総括班）への被害情報の集約

(1) 情報収集体制

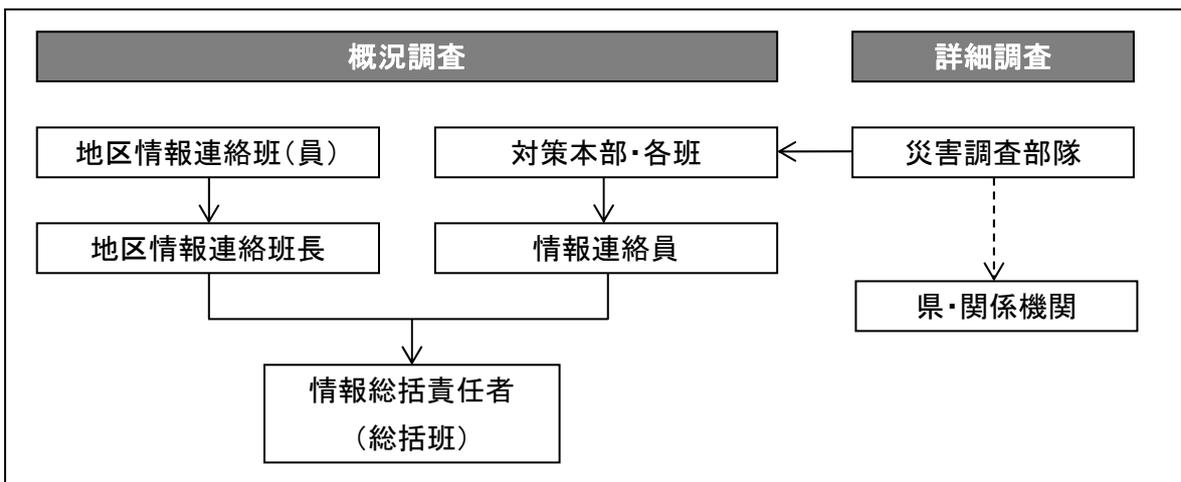
被害状況に関する情報収集体制は以下のとおりとする。

区 分	概 要
情報総括責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 総括班が情報総括責任者となる。・ 総括責任者は、情報連絡員及び地区情報連絡班から集まる被害情報を集約する。
情報連絡員	<ul style="list-style-type: none">・ 各班に情報連絡員を1名以上配置する。・ 情報連絡員は班長を補佐し、各班に集まる被害情報を集約して総括班に報告する。

区分	概要
地区情報連絡班長	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会に1名以上の地区情報連絡員で構成される地区情報連絡班を設置する。 小中学校等の避難所に職員がいる場合は職員が班長となり、職員が不在の場合は各自治会長が副班長となる。 地区情報連絡班は、地元の消防団、自治会長等と連携して、被害状況の収集を行う。 地区情報連絡班長は、班内で集められた被害情報を集約し、総括班に報告する。
災害調査部隊	<ul style="list-style-type: none"> 各班は、専門技術員、関係職員等からなる災害調査部隊を編成する。 災害調査部隊は、所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設等）の被害状況を調査する。

(2) 情報総括責任者（総括班）への情報集約の流れ

情報総括責任者（総括班）への情報集約の流れは次のとおりである。



第3項 被害状況の調査要領

1. 被害状況の調査項目

被害状況の調査項目は次のとおりとする。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時・場所又は地域
- (3) 被害の状況
- (4) とられている対策
- (5) 今後の見込み及び必要とする救助の種類

2. 被害認定基準

被害状況調査に当たっては、救助法適用の「被害認定基準」*1に基づき判定を行う。

3. 被害状況調査における留意事項

被害状況調査における留意事項は以下のとおりである。

- (1) 総括班において、被害の程度及び状況が分かるよう、また、被害の報告、広報写真として役立つような写真の撮影を行う。
- (2) 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「地区情報連絡班」を設置し、地元の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集を行う。
- (3) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し速報する。
- (4) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (5) 被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第4項 被害情報の報告

1. 被害情報の報告手順

各班が収集した情報は、以下の要領で集約及び報告を行う。

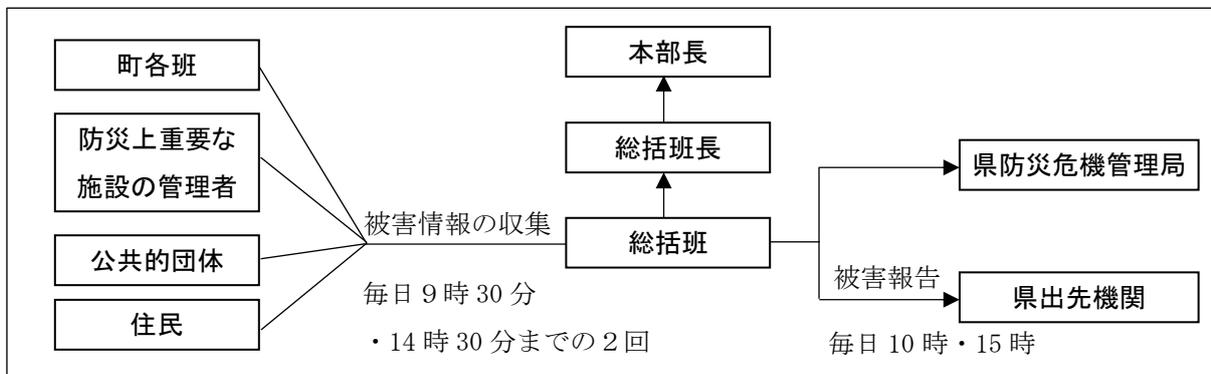
地区情報連絡班長及び情報連絡員は、収集した情報をとりまとめ、毎日9時30分と14時30分までの2回、総括班に報告する。

- (1) 総括班は、最終的な被害情報を総括表にまとめ、毎日10時、15時に県に報告する。

2. 被害情報の伝達系統

被害情報の伝達系統は以下のとおりである。

<被害情報伝達系統図>



*1●資料 3.1.6-1 「被害認定基準」

3. 県への被害情報の報告要領^{*2}

(1) 報告の区分と概要

町は、基本法第53条第1項に基づき、災害発生後速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告するとともに、以後、時間の経過に応じ所定の報告を行う。報告の区分及び概要を以下に示す。

<報告の区分・概要>

区分	責任者	概要
即報	町長 総括班長	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合、直ちに災害概況即報（様式第1号）を県防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出する。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間（10時・15時）までに報告する。
詳報	町長 総括班長	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に様式第2号又は第3号にて報告する。
確定報告	町長 総括班長 各部門別 担当班長	応急対策を終了したとき、又は対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。

(2) 報告先^{*3}

内容別の報告先は資料編に示す。

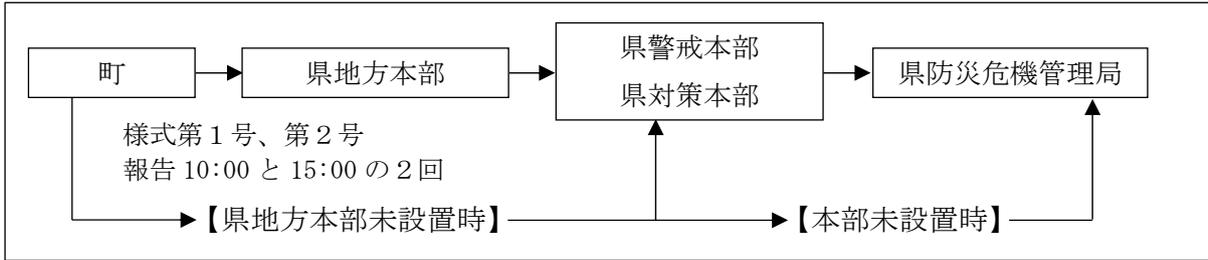
なお、県に被害状況等の報告ができない場合には、内閣総理大臣及び消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、町から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行う。

また、緊急の場合には、災害即報等の所定の様式によらず、直接電話等により防災関係機関へ連絡を行い、以後遅滞なく所定の様式にて行う。

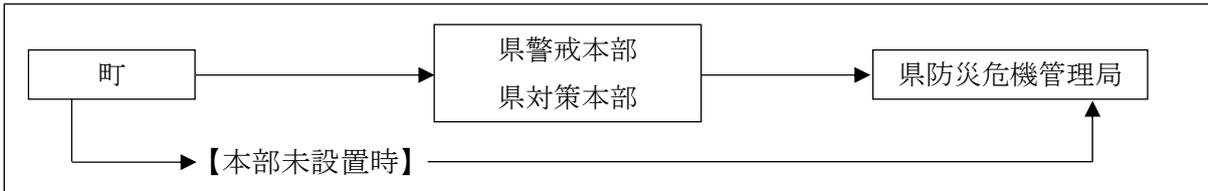
*2●資料 3.2.2-1 「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

*3●様式-14 「福岡県被害状況等の調査・報告様式」

※1 災害概況報告及び被害状況即報の伝達系統



※2 被害状況確定報告の伝達系統



第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画

第5項 通信計画

1. 通信の非常疎通措置

(1) 町が行う措置

災害発生直後には、通信の確保のため以下の事項を行う。

- 1) 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- 2) 必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行い、そのための要員・資機材を確保する。
- 3) 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。
- 4) 救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(2) 西日本電信電話㈱の行う措置

1) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話㈱は、次の措置により迅速且つ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、ネットワーク回線網による疎通確保を図る。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速且つ適切に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

2) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」

による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話(株)において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171 番」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言一録音一再生を行う仕組みとなっている。

2. 非常時の使用通信手段

町が災害時に利用する通信手段は以下のとおりである。このうち、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を積極的に活用する。

<災害時に利用できる通信手段>

- ・ 防災行政無線
- ・ 非常電話、非常電報
- ・ 他の機関の専用通信施設
- ・ 非常無線
- ・ アマチュア無線
- ・ 電子メール
- ・ 消防、水防無線
- ・ 携帯電話

(1) 防災行政無線^{*4}

町の防災行政無線局は資料編に示す。

(2) 公衆電気通信施設（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

◆災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

*4 資料 3.2.1-5 「町防災行政無線」

1) 要請先機関

通信施設が優先利(使)用できる主な機関名は次のとおりである。

＜通信施設利(使)用の要請先機関＞

利(使)用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
町長 水防団長、消防団長 消防機関の長	県警察本部	粕屋警察署
	国土交通省九州地方整備局	福岡維持出張所
	J R九州本局	香椎駅等
	九州電力株式会社	営業所

2) 要請方法

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類の提出又は口頭により申し込む。

- ア 利(使)用しようとする理由
- イ 通信の内容
- ウ 発信者及び受信者

(4) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法(昭和52年法律第131号)第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。

1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。利用可能な通信内容は以下のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

2) 非常無線通信の依頼先

福岡地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙(普通用紙で可。)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア 宛先の住所、氏名(職名)、及びわかれば電話番号
- イ 本文(200字以内)、末尾に発信人名(「段落」にて区切る。)
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、又余白の末尾に発信人の住所、氏名(職

名) 及び電話番号を記入する。

(5) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(6) 電子メール等の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

3. 非常災害時における通話料の免除取扱い

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、西日本電信電話(株)が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報、又は救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話(株)が定める条件に適合するもの。

4. 航空機との交信方法⁵

地上と陸上自衛隊航空機との交信方法は資料編に示す。

*5 資料 3.2.2-2 「航空機との交信方法」

第3節 災害広報・広聴

第1項 災害広報の実施

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。広報の実施については、総括班を主管として行う。

1. 住民への広報

住民への広報は、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極めたうえで広報内容や方法を検討して行う。

(1) 広報手段

広報手段は、以下の方法から適切な手段を選択して行う。

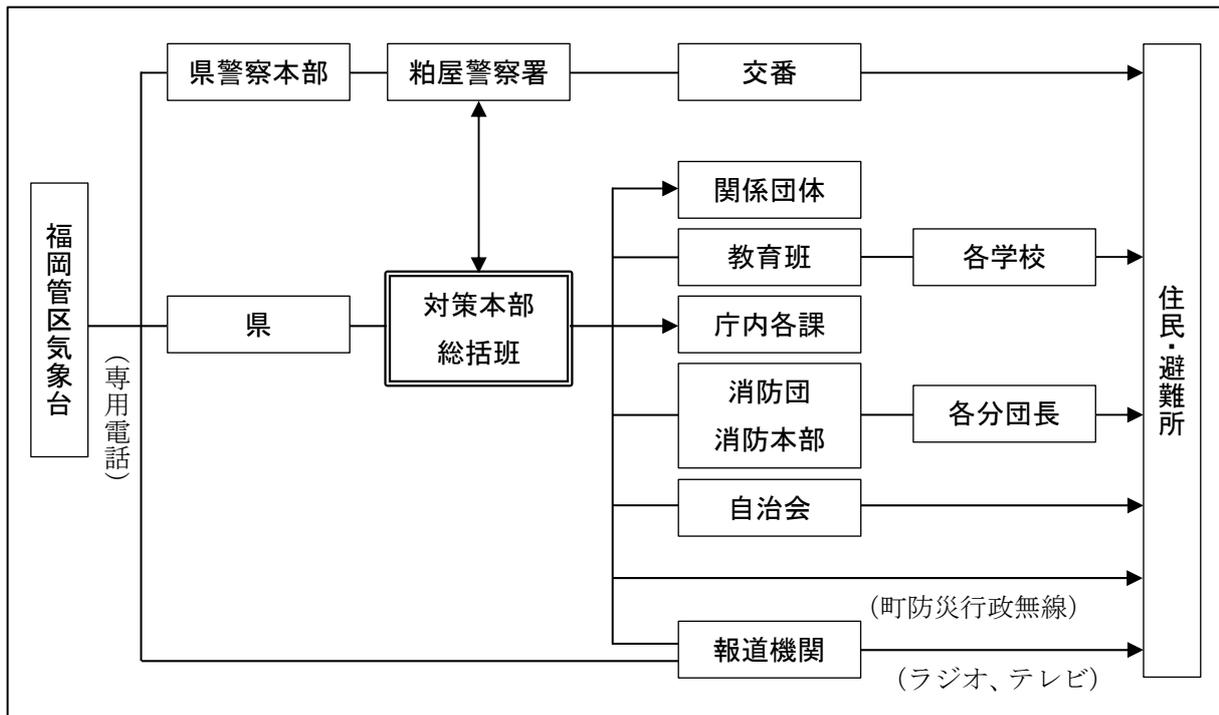
なお、広報手段の選択に当たっては、要配慮者や避難所、避難場所にいる被災者にも適切な情報提供がなされるよう、情報を提供する際に活用する媒体にも配慮する。

- 1) 同報系通信による地域広報
- 2) 報道機関による広域広報
- 3) 民間のウェブサイトによる広報
- 4) 広報車による現場広報
- 5) 自主防災組織等における個別広報
- 6) 避難所・避難場所等における派遣広報
- 7) 広報紙の掲示・配布等における広報

(2) 広報伝達経路

住民への広報伝達経路を以下に示す。

<広報伝達経路>



第2編 風水害対策編
 第2章 災害応急対策計画

(3) 広報内容

住民に対する広報内容は以下のとおりである。なお、これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

- 1) 対策本部の設置・廃止（年 月 日時分）
- 2) 気象予報・警報の状況
- 3) 二次災害危険の見通し
- 4) 被災状況と応急措置の状況
- 5) 避難の必要性の有無
- 6) 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
- 7) 生活関連施設（電気、水道、下水道、鉄道、道路等）の被害と復旧の見込み
- 8) 医療機関の状況
- 9) 流言飛語の防止に関する情報
- 10) 災害時の風評による人権侵害を防止するための情報
- 11) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- 12) 安否情報に関すること
- 13) 物価の安定等に関すること
- 14) 被災者支援に関する情報
 - ア 防疫活動の実施状況
 - イ 食料、生活必需品の供給状況
 - ウ 避難所の設置に関すること
 - エ 応急仮設住宅の供与に関すること
 - オ 炊き出しその他による食品の供与に関すること
 - カ 飲料水の供給に関すること
 - キ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- 15) その他住民のとるべき行動や心がまえ
 - ア 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - イ 電話、交通機関等の利用制約
 - ウ 食料、生活必需品の確保
 - エ ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
 - オ 上水道の飲用注意
 - カ 公共下水道の使用注意

2. 放送機関に対する放送要請

(1) 災害時における放送要請

町は、放送局を利用することが適切と考えるときは、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

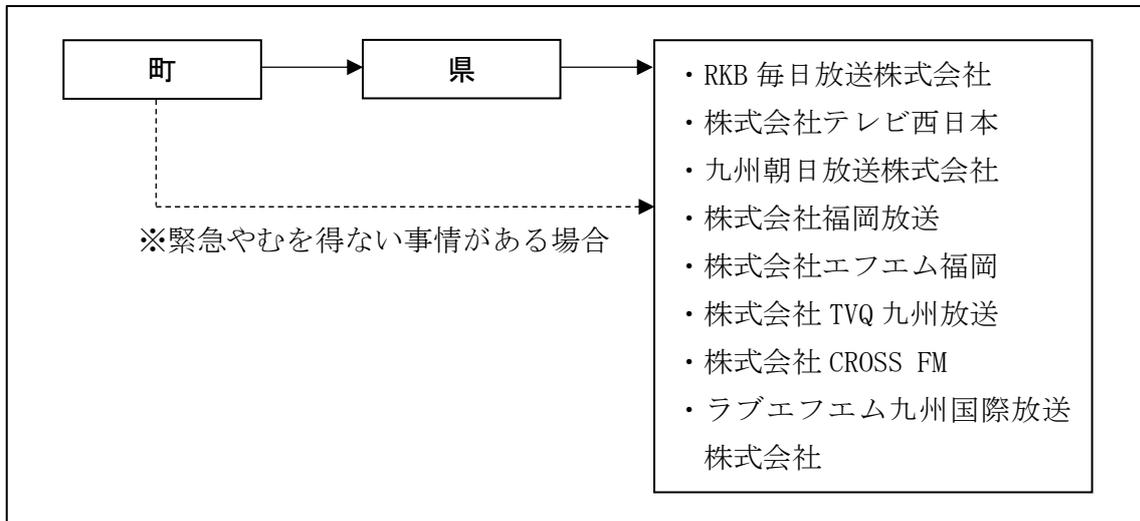
1) 要請先

放送の要請は、県に対して行う。ただし、やむを得ない場合には直接放送局に対し

て行うことができる。

対象となる放送局は以下のとおりである。

＜災害時における放送要請の依頼先＞



2) 要請方法

放送の要請は、以下の事項を明らかにし、文書又は緊急やむを得ない場合においては口頭により行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 放送希望日時
- エ その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請

町長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、NHK 福岡放送局に対して、基本法第 57 条に基づき無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

1) 要請要件

当該要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合に行うことができる。

- ア 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
- イ 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

2) 要請方法

要請は、別紙様式により、原則県を通じて行う。ただし、緊急やむをえない場合にはNHK福岡放送局に直接要請することができる。

<緊急警報放送の要請先>



(3) 広報内容

放送機関を通じて行う広報の内容は以下のとおりである。

- 1) 災害の種別
- 2) 発生日時及び場所
- 3) 被害の状況
- 4) 応急対策実施状況
- 5) 住民に対する避難指示の状況
- 6) 住民及び被災者に対する協力・注意事項

3. 報道機関への対応

町は、報道機関への情報提供のため必要に応じて記者発表を行い、そのために必要な準備を行う。また、報道機関に対して避難所等におけるプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第2項 住民等からの問い合わせに対する対応

1. 災害相談窓口の設置

福祉・環境班は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、町役場内に各班により編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

<相談内容の例>

- ・行方不明の受付
- ・安否情報の照会
- ・罹災証明
- ・税の減免
- ・仮設住宅への入居申請
- ・住宅応急修理
- ・医療相談
- ・生活相談等
- ・災害によって生じる法律問題

2. 安否情報の問い合わせへの回答

(1) 安否情報の照会方法

安否情報の照会を行う者は、以下の事項を明らかにするとともに、これらの事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類を提示、又は提出する。

なお、町は、照会者が遠隔に居住する等の事情により上述の方法によることができない場合は、適切な方法をとる。

ウ 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

エ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

オ 照会をする理由

(2) 安否情報の提供*1

町は、資料編に示す区分に応じて安否情報を提供する。なお、被災者が提供を行うことに同意をしている場合であつて、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分にかかわらず提供を行う。

ただし、上記にかかわらず、当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、又は当該照会により知ることができた情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。このほか、住民からの安否情報の照会に回答するときは、当該被災者又は第三者の権利利益を害することのないよう配慮する。

*1●資料 3.2.3-1 「安否情報の提供区分」

(3) 安否情報の提供のための情報の収集

町は、安否情報の照会への回答を適切に行い、また、当該回答の適切な実施に備えるため、県その他の関係機関に対して必要な情報の提供を求める。

第4節 避難対策の実施

第1項 指定避難所及び指定緊急避難場所

1. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定^{*1}

町は、住民の避難のため、災害による生命等の危機が迫っているときに、一時的に避難するための「指定緊急避難場所」及び災害による生命等の危機が去った後、自宅が被災した被災者等が一定期間生活する場としての「指定避難所」をそれぞれ指定している。指定避難所及び指定緊急避難場所の一覧は資料編に示すとおりである。

2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の使用

指定避難所及び指定緊急避難場所の使用に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 避難を要する場合には、原則、居住地近辺の主たる避難所に避難する。ただし、大規模な災害で避難人員が多い場合や、避難所として不適當になった場合には、さらに近辺の安全な公共的施設等の避難所へ誘導して適宜使用する。
- (2) 避難路は、通学路を中心に現地の状況に応じて適宜決定する。
- (3) 野外架設はなるべく避け、既存建物を利用する場合には被災の程度、炊き出し、その他の条件を判断し、避難所として適切なものから順次、開設する。

3. 収容対象者

指定避難所等の収容対象者は以下の者である。

- (1) 災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

4. 開設期間

開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第2項 避難準備情報、避難指示の発令

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報等の伝達を行う。

*1 資料 2.3.8-1 「指定避難所及び指定緊急避難場所一覧」

1. 避難の指示権を有する者^{*2}

避難の指示権を有する者は資料編に示す。

2. 避難準備情報、指示の発令基準^{*3}

町は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備情報、避難指示を発令する。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて、指定行政機関等の長及び県に対し助言を求める。発令基準は、資料編に示す。

第3項 避難指示等の伝達

町長は、避難のための立退きが円滑に行われるよう、あらかじめ定められた方法に従い、避難場所、避難経路等の必要な事項について、迅速かつ的確に住民に伝達を行う。

1. 伝達事項

避難指示等の発令時には、以下の事項を伝達する。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別
- (2) 発令者
- (3) 差し迫っている具体的な危険予想
- (4) 避難対象地区名
- (5) 避難日時、避難先及び避難経路
- (6) 避難指示の理由
- (7) 避難に当たっての以下の注意事項
 - 1) 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）及び戸締りを行うこと
 - 2) 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずること
 - 3) 携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意すること。
 - 4) 必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯すること

2. 伝達の方法

避難指示等の住民への伝達は、総括班が関係機関と連携して行う。伝達は、以下の方法、経路で行う。

- (1) 防災行政無線による伝達・周知
- (2) 広報車、サイレン等による伝達・周知
- (3) 電話等による伝達・周知
- (4) 戸別巡回、伝達網による伝達

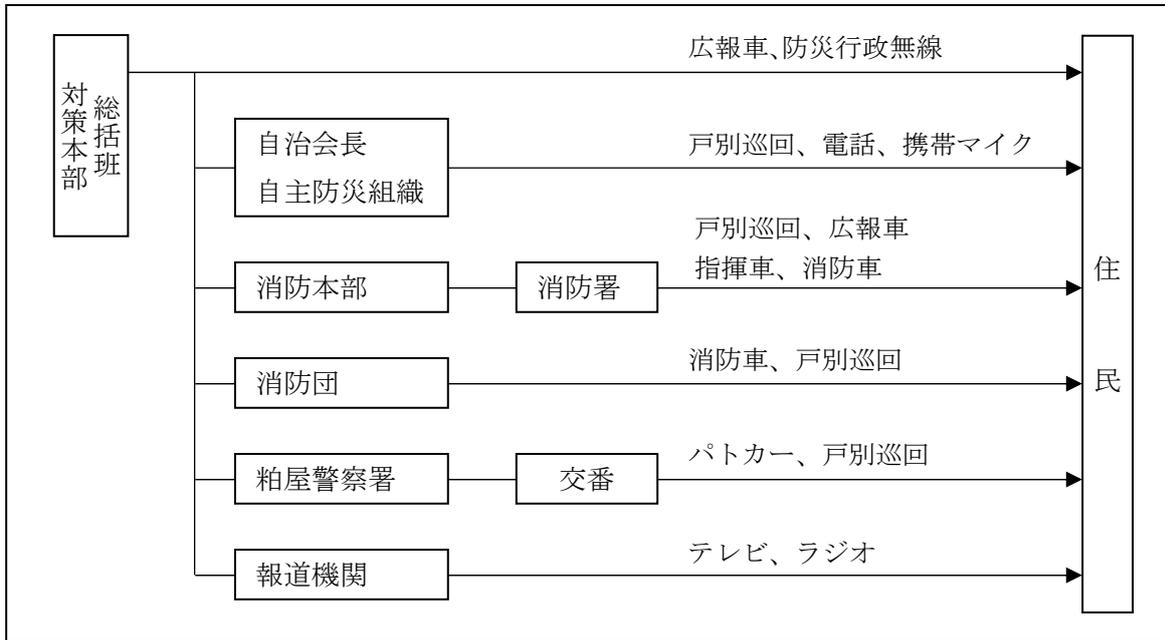
*2●資料 3.2.4-1 「避難の指示権者及び時期」

*3●資料 3.2.4-2 「避難準備情報、指示の発令基準」

(5) 報道機関を通じた伝達・周知

(6) 民間の事業者が運営するウェブサイトを通じた伝達・周知（町が依頼する）

＜避難指示等の伝達経路＞



第2編
 第2章
 風水害対策編
 災害応急対策計画

3. 避難実施責任者、避難誘導員による伝達

町は、避難指示等の伝達が円滑に進むよう、地域における避難実施責任者又は避難誘導員による伝達活動を支援する。避難実施責任者及び避難誘導員は、町長が各地域の実情に応じて防災に精通した者を選任する。

4. 危険回避のための避難

遠距離等の理由により避難が困難となることが予想される場合は、早い段階で浸水想定区域内であっても堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある避難所（木造建物を除く。）への避難を促す。

第4項 避難誘導及び移送

1. 住民が行う避難準備

(1) 避難準備

住民は、高齢者等避難等が発令された場合において、以下の避難準備を行う。

- 1) 火気及び危険物の始末、戸締りを完全にします。
- 2) 家屋の補強及び家財の整理をします。
- 3) 携行品を準備します。
- 4) 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにします。

(2) 携行品

住民の携行品は以下のとおりである。

- 1) 懐中電灯、ろうそく、トランジスタラジオ
- 2) 下着1～2着
- 3) 食料2～3食分
- 4) 1.5m程度の竹又は棒
- 5) ロープ又は帯、紐
- 6) 貴重品、印鑑

2. 指定緊急避難場所の解錠

指定緊急避難場所のうち、学校、公民館等の施設への避難が行われる場合であって、避難者の受入れのために施設の解錠が必要なときは、あらかじめ選任した解錠責任者により解錠を行う。

3. 避難誘導

避難指示等が出され、避難の必要があるときには、住民はあらかじめ確認した最寄りの指定緊急避難場所へ避難する。この場合において、総括班、消防団及び避難誘導員は、警察等関係機関の協力のもと、住民の安全、円滑な避難のための避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の順位

避難誘導に当たっては、要配慮者を早めに避難させ、次いで、防災活動従事者以外の住民、防災活動従事者の順に行う。

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導時の留意事項は以下のとおりである。

- 1) 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性について、避難者に周知する。
 - ア 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
 - イ 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難指示を行う。
 - ウ 指示に従わない者についても、以下の事項を重点的に伝え、できる限り説得をする。
 - ・「ここには危険である！」
 - ・「家財等の警備体制は十分である！」
 - エ 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、町が車両、舟艇等により避難させる。
 - オ 必要によってはロープや紐等で身体をつなぐ。

4. 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、指定緊急避難場所が使用できない場合、あるいは指定緊急避難場所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

第5項 警戒区域の設定

町及び関係機関は、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずる。警戒区域の設定に当たっては、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び県に対し助言を求める。

警戒区域の設定権者は以下のとおりである。

<警戒区域の設定権者>

設定権者	代位者※	災害の種類	内容・要件	根拠法
町長	警察官 自衛官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	基本法第63条
消防長又は消防署長	警察署長	火災	事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	警察官	水害を除く災害全般	災害現場において、活動確保を主目的に設定するとき	消防法第28条及び第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	警察官	洪水	水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定するとき	水防法第21条

※代位者による警戒区域の設定は、第1位の設定権者が現場に不在の場合や、設定権者より要求があったときに行う

第6項 指定避難所の開設・運営

1. 指定避難所の開設

町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所の開設を行う。避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

避難所の開設は、対策本部の指揮の下、福祉・経済班、教育班により、消防署及び警察署等と十分な連絡を図りながら行う。

2. 応援の要請

町長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

3. 指定避難所以外の施設の利用

(1) 施設が利用できない場合等の措置

施設の被災により避難所としての使用ができない場合や、被災地域が広域にわたるために被災者を収容することができない場合等には、以下の措置を講ずる。

ア 被災等により指定避難所が使用できない場合には、管理者の同意を得て旅館やホテルを借り上げ、避難所として利用することを検討する。

イ 上記の場合において、野外に仮設テント等を設置し、又は天幕を借り上げて設営することも検討する。

ウ 被害が激甚なため、町内での被災者の収容が困難な場合には、広域一時滞在の要請を行う（第7節 第4項「広域一時滞在計画」参照）。

(2) 避難所等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合であって、避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間において町長が設置する避難所については、消防法第17条の消防用設備等の設置等に関する規定は適用されない。ただし、町は、上記規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

4. 避難所の開設に係る周知及び報告

町長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、以下の事項を知事に報告する。また、災害の状況により避難所を変更した場合においても同様とする。

- (1) 避難発令の理由
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (4) 収容状況及び収容人員
- (5) 開設期間の見込み（救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

5. 避難者の受入れ

(1) 避難者の誘導

避難所の開設を行う者は、避難者の受入れスペースを指定し、避難者を誘導する。

(2) 避難者名簿の作成

各避難所の責任者は、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むよう、避難者の名簿を作成し人員を把握する。

6. 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、避難者の状況把握に努める。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(1) 登録事項

被災状況登録窓口における登録事項は以下のとおりである。

- 1) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- 2) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- 3) 親族の連絡先
- 4) 住家被害の状況や人的被害の状況
- 5) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- 6) 要配慮者の状況
- 7) その他、必要とする項目

(2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

(3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

(4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、対策本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(5) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けら

れず孤立することのないよう留意する。

7. 避難所の運営

避難所の運営は、住民及びボランティアの自主性を尊重して行い、町はこれに協力する。

(1) 運営体制の整備

避難所の運営のため、管理責任者を選任する等、運営体制を整備する。なお、管理責任者は、町職員、学校長、各自治会長とする。

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- 1) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
- 2) 要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- 3) 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に対策本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

(2) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- 1) 避難者に必要な食料、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- 2) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

<備品、設備の例>

- ・ 畳、マット、カーペット
- ・ 間仕切り用パーティション
- ・ 冷暖房機器
- ・ 仮設風呂・シャワー
- ・ 洗濯機・乾燥機
- ・ 仮設トイレ
- ・ その他必要な設備・備品

- 3) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量確保に努める。
- 4) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。
- 5) 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

8. 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

町は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

9. 応援協力関係

町長は、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

また、町長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第7項 要配慮者等を考慮した避難対策

1. 避難行動における対策^{*4}

(1) 要配慮者関連施設における避難対策

要配慮者関連施設においては、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防団や近隣住民、自主防災組織等と協力して避難措置を行う。

要配慮者関連施設には以下のものがある。

^{*4}資料 3.2.4-3 「要配慮者利用施設一覧」

<要配慮者関連施設>

名称	根拠法
児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設
老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する施設
障害者支援施設	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条に規定する施設 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）に規定する施設 障害者総合支援法（平成18年法律第123号）第5条に規定する施設
病院、診療所、介護老人保健施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する施設
特別支援学校、幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第3章・同第8章に規定する施設
保護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する施設

(2) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者への避難支援は、避難行動要支援者名簿及び事前に打ち合わせた個別避難計画を活用して行う。（第2章 第11節「要配慮者対策計画」参照）

また、名簿情報の提供に不同意であった者についても、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難支援の必要が高まった状況においては、町は関係者へ名簿情報を提供し、避難支援を実施する。この場合において、名簿情報の提供を受けた者はこれにより知ることができた情報を漏らしてはならず、また、町は情報漏えい防止のため必要な措置を講ずる。

なお、避難行動要支援者名簿の作成が十分でない場合においては、在宅サービス利用者名簿等既存の要配慮者に関する情報を活用して、避難支援を行う。

2. 安否確認の実施

町及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用して速やかに避難支援が行われなかった避難行動要支援者等の安否確認を行う。また、避難行動要支援者に該当しない者であっても、必要に応じて、地域の高齢者や障がい者等の安否確認を併せて行う。

3. 避難所における対策

町及び関係機関は、避難所における要配慮者の支援のため、以下の事項を行う。

- (1) 町は、民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供する。
- (2) 食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利にならないよう配慮する。
- (3) 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- (4) 車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。
- (5) 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (6) 民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。
- (7) 被災地に隣接する社会福祉施設においては、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

4. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請

町に災害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請を行う。

5. 外国人に係る対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

(2) 情報の提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食料・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

第5節 水防対策の実施

第1項 水防に関する方針及び水防団体の役割

1. 方針

洪水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）第25条に基づき、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制を確立し、水防活動を行う。

2. 水防管理団体の役割

町は、水防管理団体として、水防管理者たる町長の統轄の下に水防に関する一切の業務を処理し、町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

また、水防管理団体は、水防事務を処理するため水防団を置く。なお、水防団は、消防団が兼務する。

第2項 町の水防体制

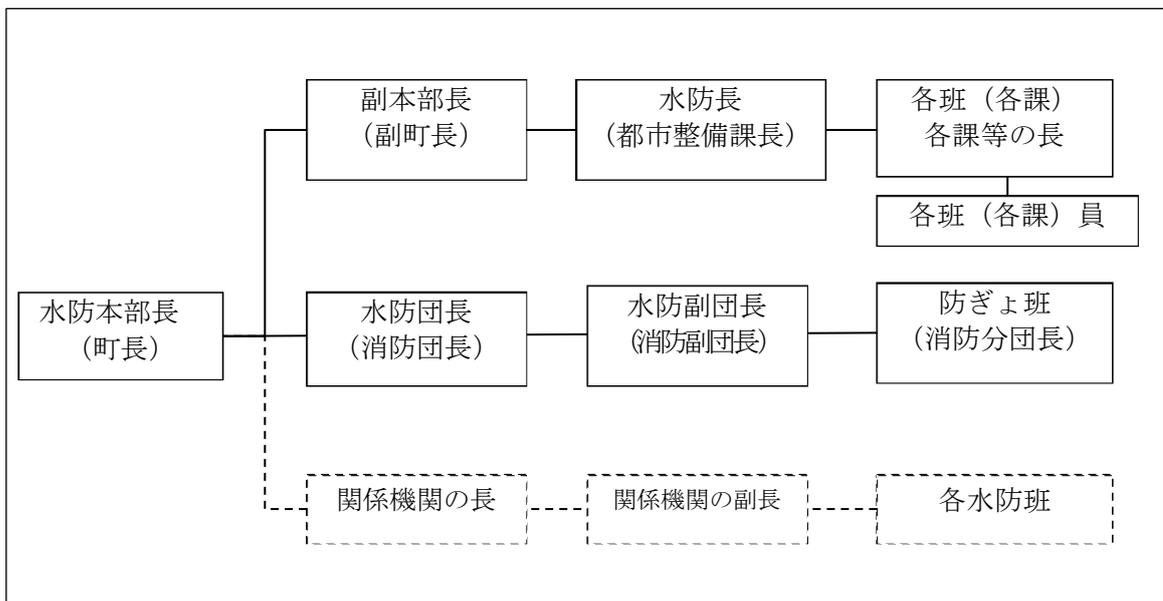
1. 水防本部

気象台より洪水注意報が発表されたとき、又は水防法第16条に基づく水防警報が発表された場合等、洪水の発生が予想されたときから、洪水の危険がなくなるまでの間、町役場内に「町水防警戒本部」、「町水防本部」を設置する。ただし、町災対本部が設置されたときは、これに移行する。

(1) 水防本部の編成

庁舎内に水防本部をおき、その編成は次のとおりとする。

<水防組織図>



(2) 各班の編成及び動員

各班の編成及び動員は、第2章2節「動員配備計画」の動員配備に準ずる。

(3) 各班の任務

水防本部における各班の任務は、第2章1節における対策本部の分掌事務に準ずる。

(4) 配備体制

町長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うとともに事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑、万全を期する。その他、配備体制は対策本部に準ずる。

(5) 解除若しくは移行

町災対本部の設置に至らない状態となり時間の経過とともに終息すると認めた場合には、水防本部体制を解除する。

また、避難指示の発令を必要と認めるとき、若しくは水防本部体制での対応が困難になった場合は、対策本部に移行する。

2. 通信連絡体制

(1) 町内の連絡体制

非常時における通信連絡は、水防本部の組織図に従って電話施設及び電報により行うものとし、連絡に当たっては確実を期するため、送受信者氏名、時刻、内容等の主要なる事項を記録しておく。

(2) 他の関係機関との連絡体制

町長は、常に福岡県土整備事務所及び隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定めた連絡方法により緊密な連絡をとる。

第3項 水防活動

1. 雨量・水位計の監視

(1) 雨量・水位計の監視及び報告

町は、町内に設置した雨量計及び水位計の数値を監視し、必要に応じて、以下の収集したデータを関係機関に報告する。(第2章 第7節「防災施設、資機材等整備計画」参照)

- 1) 1日の雨量(午前9時～翌日の午前9時)
- 2) 最大時間雨量(何日、何時何分～何時何分)
- 3) 連続雨量

(2) 水位、雨量の通報基準

水防地方本部(福岡県土整備事務所)への水位、雨量の通報基準は以下のとおりである。

＜水位、雨量の通報基準＞

区分	担当課	水防地方本部（福岡県土整備事務所）への通報基準
雨量		雨量の通報は、総雨量が50mmに達したとき、その後毎時ごとに観測値を通報する。
水位	地域コミュニティ課 都市整備課 環境課	水位の通報は、 ①水防団待機水位を超えてから、通報水位が下がるまで毎時観測し、通報する。 ②はん濫注意水位、はん濫危険水位を超えたときは直ちに、通報する。

2. 河川の監視及び警戒

町長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、警戒巡視員を派遣して水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させる。

(1) 常時監視

河川、堤防等について、巡回し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

関係各班及び消防団は、水防本部が設置されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、堤防等特に重要な箇所を中心として巡視する。その際、特に以下の箇所に着目して点検を行うこととし、水防上の危険があると認められたときは福岡県土整備事務所に連絡して必要な指示を受ける。

また、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させる。

- 1) 裏法の漏水又は水による亀裂及びがけ崩れ
- 2) 天端の亀裂又は沈下
- 3) 堤防の越水
- 4) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 5) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じてパトロール及び事前規制等の必要措置を行う。

3. 水防警報の発令及び伝達

(1) 発令基準*1

片峰新橋（宇美川）観測所における水位が以下の基準に達したときには、県より水防警報が発令される。

水防警報の発令基準は資料編に示すとおりである。

*1●資料 3.2.5-1 「水防警報の発令基準」

(2) 水防信号*2

水防法第20条第1項の規定により県が行う水防信号に準拠する。

(3) 警報等の伝達

町は、气象台又は県より気象警報に関する通報を受領した場合、雨量が通報基準に達した場合は、直ちに、関係者へ連絡する。

4. 水防団の出動

次に示す基準及びあらかじめ定められた計画に従って、水防団に出動準備又は出動の指命を行う。

＜水防団の出動準備・出動基準＞

区 分	基 準
出動準備	(1) 河川の水位が上昇し出動の必要が予想されるとき (2) 豪雨により破堤、漏水、崖くずれ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき
出 動	(1) 河川水位がはん濫危険水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び堤防、ため池、用排水路に危険のおそれがあるとき (2) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき

5. 住民の安全確保

(1) 警報等の周知

通報が台風又は豪雨の予報にして一般に対する警報を発令する必要があると認めるときは、町は、広報車その他通信施設を利用して、速やかに住民へ周知する。

特に、危険河川区域、危険地域に対しては迅速に行う。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、現地の状況に応じ現場指揮者に適切な指示を行うとともに、町長は必要と認める区域の居住者に対し、広報、その他の方法により、立退き又はその準備を指示し、この旨を、直ちに関係方面に通報する。

現場指揮者は、水防管理者から指令を受けたら速やかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導させ、避難が完了したとき直ちに連絡する。

(3) 警戒区域の設定

水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

6. 堰・水門等の措置

町は、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて、堰、水門等に関して必要な措置を行う。

*2 資料 3.2.5-2 「水防信号」

7. 堤防の決壊に関する措置^{*3}

(1) 決壊の防止

町長は、水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止する。町の水防資機材の保有状況は資料編に示す。

(2) 決壊時の措置

堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちに、その旨を県土整備事務所及び氾濫する方向の管理団体等に報告し、決壊箇所については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

8. 応援要請

(1) 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出勤を求める。

(2) 隣接水防管理団体等の応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体、市町村又は消防署長に対して、水防作業員及び必要な応援を求める。

この場合、応援のため派遣された者は、所要の機具、資材を携行し、応援を求めた者の所轄の下に行動する。このため、利害を共通する隣接の管理者と洪水防ぎょについて、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておく。

(3) 県土整備事務所への指導派遣の要請

町長は、必要があると認めるときは、県土整備事務所長に指導のための所員の派遣を要請する。

(4) 地元住民の応援

水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者、又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。水防作業に従事させる場合は、次の事項に注意する。

- 1) 水防作業出勤者はおおむね満20才以上50才未満の強健な者であること。
- 2) 水防活動には危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させる。
- 3) 水防活動には適当に班を編成し、水防機関において統率し臨機の措置を講ずる。

9. 水防活動の終了

(1) 警報の解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は連絡を受理した場合、住民に周知するとともに、関係者にその旨通報する。

(2) 水防報告と水防記録

各分団長は、水防活動終了後、水防本部長に報告しなければならない。

^{*3}資料 3.2.5-3 「町の保有する水防資機材」

第6節 消防活動

第1項 消防活動体制

1. 消防職員、団員の招集

消防職員、団員の招集は、必要に応じて別に定める「非常招集規程」等に基づき行う。

- (1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあつては、消防団長が各分団長を通じて行う。

2. 情報伝達体制

町は、火災時には以下の事項を行い、情報の伝達に努める。

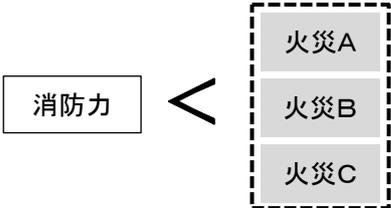
- (1) 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。

3. 消防隊の出動

消防隊の出動は、「消防隊出動計画」等に基づき行い、効果的な運用を図る。

なお、消火活動においては、消防力と火災の規模等を勘案のうえ、以下に基づき、必要な活動を行う。

<消防活動内容の基準>

状況	◆消防力が優勢の場合 	◆多発火災時等消防力が劣勢の場合 
消防活動方針	(1) 一挙鎮圧	(1) 優先順位による消防活動 1) 木造密集地域 2) 焼け止まり・延焼遮断の有無 3) 道路狭小、進入困難地域 4) 自然水利の効果的利用が困難な地域 (2) 避難者の安全確保 (3) 現場の広報活動

4. 関係機関との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

また、福岡都市圏市町村消防相互応援協定及び福岡県消防相互応援協定等に基づき、他市町と協力して消防活動にあたる。

5. 住民等の役割

住民、自主防災組織、自衛消防隊の役割は以下のとおりである。

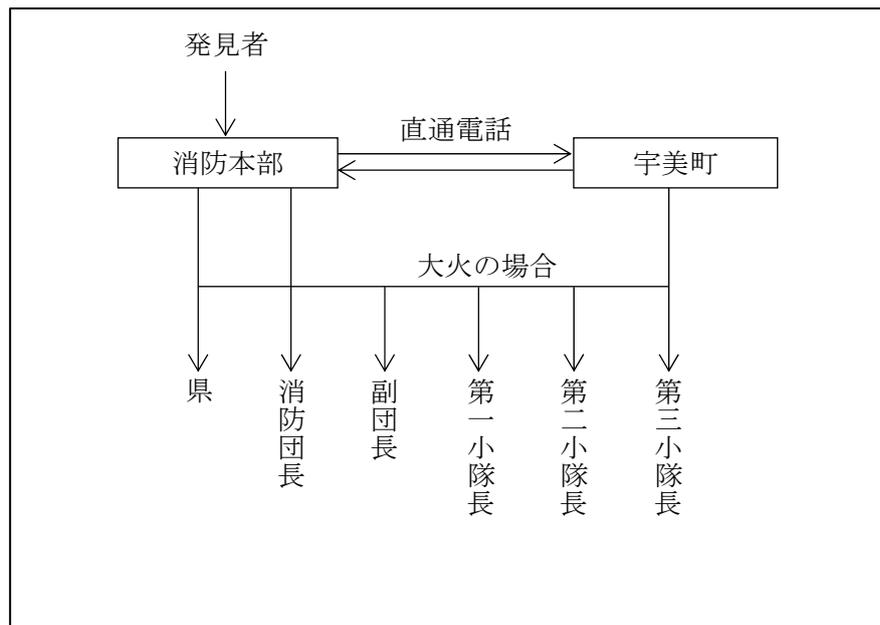
区分	役割
住民	発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める
自主防災組織等	町内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成する。
自衛消防隊	自衛消防隊は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、災害現場において、消防署又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する

第2項 火災時の連絡系統

1. 連絡系統

火災時の連絡系統は以下のとおりである。

<火災連絡系統図>



2. 広報の実施

出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

3. 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

第3項 消防活動の実施

火災防ぎょ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

1. 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

2. 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命危険が極めて大であるため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

3. 火災気象通報発令等異常時の警防対策

火災気象通報の発令時には、巡回広報等を実施し住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

4. 各種火災対策

(1) 危険区域における消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは侵入困難地域である等消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(2) 特殊建築物火災時の消防活動

特殊建築物における火災に際しては、「危険区域」の消防計画に準じて行動するほか、排煙処理を行う機材等を有する消防隊の活用によって、人命救助に万全を期する。

(3) 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難である。

これらを鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめる。

同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

(4) 危険物火災時の消防活動

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

第4項 大火災等の情報収集及び報告

大火災が発生した場合、災害が発生した地域を次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県に報告する。

1. 調査報告事項

調査報告事項は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める事項とする。

2. 調査報告の基準

火災によって生じた損害が次の基準に該当する場合は報告（火災即報及び情報）を行う。

(1) 火災即報の基準

火災即報を行う基準は以下のとおりである。

＜火災即報の報告基準＞

区分	基準
死傷者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者が3人以上生じたもの ・ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ・ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ・ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ・ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ・ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ・ 空中消火を要請したもの ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機火災 ・ タンカー火災のほか、社会的影響度が高い船舶火災 ・ トンネル内車両火災 ・ 列車火災
その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(2) 情報の基準

情報を行う基準は以下のとおりである。

＜情報を行う基準＞

死傷者	建築物の焼失面積	損害額
死者3人以上、又は死傷者10人以上	3,000㎡以上	1億円以上

3. 調査報告の期限

報告の期限は以下のとおりである。

報告の種類	町の提出期限	備考
火災情報	発生の日から7日以内	災害報告等取扱要領により報告すること
火災即報	即日	

第7節 警備対策の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序の維持にあたる。

第1項 警察（粕屋警察署）による警備活動

1. 警察（粕屋警察署）の任務

警察（粕屋警察署）は以下の任務を実施する。なお、警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

2. 町との連携

町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、粕屋警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2項 自衛警備活動

町は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第8節 救出活動

第1項 対象者及び期間

1. 救出対象者

救出の対象となる者は以下のとおりである。

<救出対象者>

●災害のために次の状態にある者

(1)身体が危険な状態にある者

- 1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- 3) 水害の際に流失家屋とともに流され、孤立した地点に取り残されたような場合
- 4) 土石流や地すべり等で生き埋めになったような場合
- 5) 登山者遭難の場合

(2)生死不明の状態にある者

※ 不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者又は行方はわかっているが生死が明らかでない者

2. 救出の期間

救出の期間は以下のとおりである。

一般災害の場合	町長が必要と認める期間
救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により救出期間の延長あり）

第2項 救出活動における組織編成^{*1}

救出活動における組織編成は、災害が発生した地域の消防団（分団）を現地本部とし、現地本部長に消防団長、副本部長に副団長、班長に各分団長をあてる。救出活動を行う各班は、各関係機関と連絡を密にし、現地本部長は救出の状況を順次対策本部長に報告する。

*1 資料 3.2.8-1 「救出活動を行う小隊及び各班」

第3項 救出活動の実施

1. 関係機関との連携

町は、以下の方針に従い、関係機関と連携して救出活動を実施する。

- (1) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資器材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (3) 町のみで救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

2. 緊急消防援助隊の派遣要請

町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、以下の事項を添えて県に対し応援要請を行う。この場合において、県により、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請が行われる。

なお、県に連絡が取れない場合には、直接国に応援要請を行う。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 災害の種別・状況
- (4) 人的・物的被害の状況
- (5) 応援要請日時・応援要請者職氏名
- (6) 必要な部隊種別
- (7) その他参考事項

3. 住民の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第9節 医療救護

第1項 医療体制の確立

1. 医療救護班の設置

医療救護の実施のため、医療救護班を設置する。

(1) 医療救護班の種類

医療救護班には以下の2種類がある。

救護班	編成機関名
町医療救護班	町内の医療機関
医師会救護班	医師会

(2) 医療救護班の編成

医療救護班は、粕屋医師会と協議調整し、福祉・経済班、町内医療機関、医師会、その他医療機関より、以下の順位で編成する。

<医療救護班の編成順位>

順位	組織名	組織体制
1	町内医療部隊	福祉医療班、町内の医療機関
2	医師会	粕屋医師会の医療機関
3	その他の医療機関	県等の応援による医療機関

(3) 医療救護班の人数

医療救護班は、以下の人数を基本に、災害の規模に応じて適宜定める。

<医療救護班の人数>

医師	薬剤師	看護師	事務職員	運転手
1～2名	1名	2～3名	1名	1名

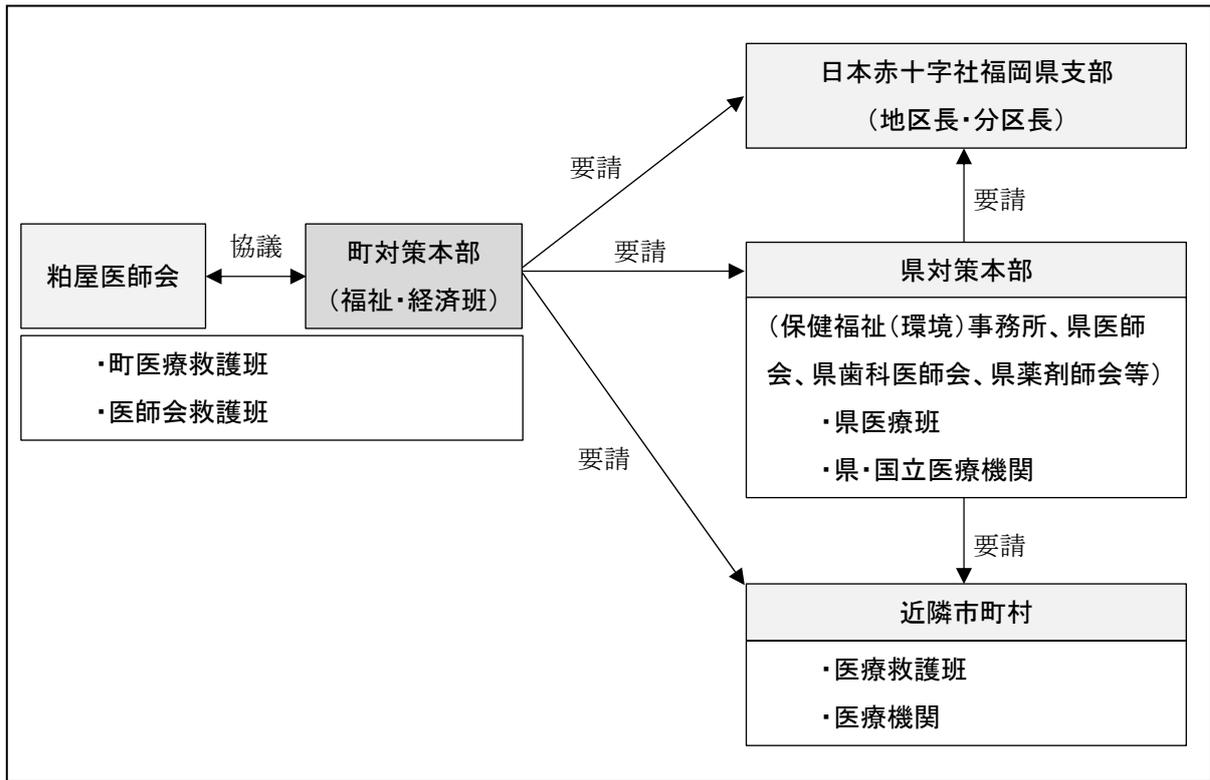
2. 動員計画

(1) 応援要請

町長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、必要に応じて、日赤福岡県支部及び近隣市町村への応援要請のほか、県に対し、以下の事項を明らかにして、県の医療救護班の出動及び被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等を要請する。

- 1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- 2) 必要とする医療救護班数
- 3) 救護期間
- 4) 派遣場所
- 5) 災害の種類・原因等その他の事項

<医療体制系統図>



3. 情報収集・連絡体制

災害時の医療救護活動に際しては、以下の事項を行って情報の収集及び提供に努める。

- (1) 拠点病院等の医療機関、医師会、保健福祉（環境）事務所、警察、消防本部、自衛隊等と連絡を密にする。
- (2) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (3) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

4. 救護所の設置

(1) 救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議しながら、以下の基準を参考にして適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

- 1) 被災者の避難収容所
- 2) 被災地の中心地
- 3) 被災者の交通の多い地点
- 4) その他適当と思われる地点

(2) 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間で町長が開設する臨時の医療施設については、以下の特例が認められる。

- 1) 医療法第4章（医療施設の開設の許可や管理、監督等）の規定の適用除外
- 2) 消防法第17条（消防用設備の設置義務等）の規定の適用除外

※上記にかかわらず、町は、消防のための必要な措置を講ずる。

5. 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

6. 医療施設の機能の確保

町は、医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

また、町は、県と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給に努め、水道施設等が被災した場合には、応急措置及び関係事業者への緊急復旧の要請を行う。

7. 災害拠点病院^{*1}

医療救護班又は町内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、総括班を通じ県及び隣接市町村等の協力を得て、被災者を収容するための最寄りの医療機関を確保する。

なお、県は、災害拠点病院を指定しており、町の属する粕屋医療圏は資料編に示す。

第2項 医療救護活動

1. 活動内容

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を派遣し次のような救護活動を行う。

- (1) 傷病度合による選別等
- (2) 医療救護
- (3) 助産救護
- (4) 医療機関への転送

*1●資料 3. 2. 9-1 「災害拠点病院」

2. 医療救護活動の装備

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内医療機関薬局及び県又は近隣市町村に協力を求め調達する。

また、医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

3. 特定医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージ）*2

被災者の応急処置に当たっては、負傷等の程度、疾病等の状況により、傷病者を次の段階に区分し、緊急に措置を必要とするものを優先して行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

1) 人工透析患者の対応

人工透析患者の対応に関しては、一般社団法人全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき行うとともに、広報医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

2) 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(3) 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

4. 費用の負担及び補償

医療救護に要した費用は、救助法の規定に基づき、原則、町が負担する。

また、出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

*2 資料 3.2.9-2 「トリアージの判定」

第3項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2. 拠点病院等への搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な町内の病院への患者搬送は、基本的に町（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

町内の病院で対応できない患者の広域搬送は、町又は県が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら行う。また、必要に応じてヘリコプターによる搬送を行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

第4項 災害救助法に基づく措置

1. 医療

災害救助法に基づく医療の救助の概要は以下のとおりである。

対象者	(1)災害のため医療の方途を失った者 (2)応急的に医療を施す必要のある者
期間	災害発生の日から14日以内。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
医療の範囲	(1)診療 (2)薬剤、又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護
実施方法	(1)原則として医療救護班が実施する。 (2)重症患者等で医療救護班では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療をする。

2. 助産

災害救助法に基づく助産の救助の概要は以下のとおりである。

対象者	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）
期間	分娩した日から7日以内の期間。ただし、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
助産の範囲	(1)分娩の介助 (2)分娩前後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
実施方法	(1)医療救護班又は助産師による助産を実施する。 (2) (1)で困難な場合は、産院又は医療機関で実施する。

第10節 飲料水の供給

1. 給水計画

町は、あらかじめ定める計画に基づき、以下の事項を行い、飲料水の確保及び被災者への給水を実施する。

- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

2. 対象者

給水の対象となるのは、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3. 給水方法

給水の方法は、以下から適切な方法を選択して行う。なお、応急給水には大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

<応急給水の実施方法>

区分	方 法
搬送給水	(1) 給水車又は給水車に代用できる散水車の使用 (2) ドラム缶、ポリタンク、ペットボトル、ポリ袋等に貯水、車両輸送
拠点給水	(1) 浄水器による給水基地の設営 (2) 仮設給水栓の設置 (3) 消火栓の活用

※これらの方法による給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

4. 水質検査

飲料水の確保及び給水に当たっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水に当たって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

5. 給水の実施

災害時の応急給水は、以下の基準に従い、少なくとも1人1日当たり3リットルを確保する。

＜給水の実施基準＞

給水の条件	給水量の基準	備考
(1) 飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ 所要量 117 (m ³ /日)
(2) 飲料水の確保が困難であるが搬送 給水できるとき	飲料水＋雑用水 14リットル	洗面、食器洗い 548 (m ³ /日)
(3) 感染症予防法により県知事が飲料 水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ＋洗濯用水 783 (m ³ /日)
(1) (3) の場合が比較的長期にわたる とき必要の都度	35リットル	ウ＋入浴用水 1,370 (m ³ /日)

6. 応急給水用資機材の確保^{*1}

応急給水用資機材の確保は以下の方法で行う。

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- (2) 町のみでは資機材の確保が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

*1 資料 3.2.10-1 「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」

第11節 食料の供給

第1項 食料供給計画

1. 食料供給計画の策定

総括班は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努めるとともに、被災状況、基準額の範囲等を勘案して食料供給計画を策定し、被災者の食料確保と供給に努める。また、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に配慮する。

2. 対象者

食料供給の対象は以下の者とする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
- (3) 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- (5) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- (6) 救助活動に従事する者（※救助法の対象者にはならない）
- (7) その他、町長が供給の必要を認めた者 避難所に収容された者

3. 住民の対応

避難所に収容された住民以外の住民については、原則として2～3日間は、住民相互で助け合いながら、自身が備蓄している食料で対応する。

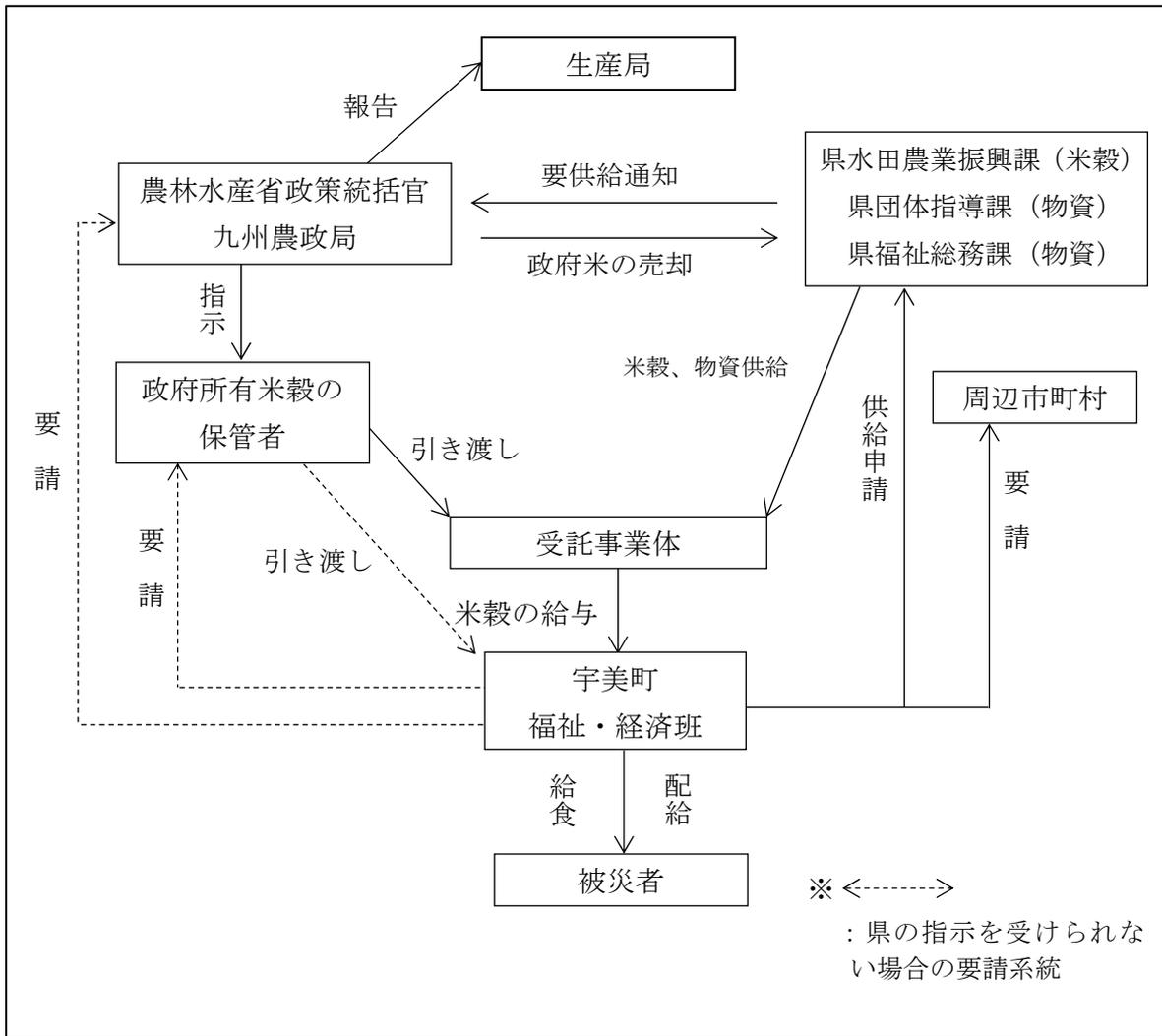
第2項 食料の確保

1. 食料調達の確保及び要請

総括班及び福祉・経済班は、以下の事項を行う。

- (1) 炊出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保を行う。
- (2) 食料の確保に関しては、関係機関と相互に連携して行い、町内で必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。
- (3) 通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について」に基づき、農林水産省農産局、又は、政府所有の食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しの措置をとる。

<食料の調達系統>



第2編 第2章
 風水害対策編 災害応急対策計画

2. 食料の輸送等

食料の輸送は、食料の保管と併せ、調達業者に依頼し輸送・保管計画に基づき実施する。

町内の事業者等から食料を調達する場合には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

3. 食料の受入れ施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第3項 食料の配給

1. 配給の実施者

食品の配給は、総括班が行う。

2. 配給の方法

食料の配給は、以下のいずれかの方法により行い、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定めることとし、混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

(1) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）

(2) 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日以内の食料品を支給する）

3. 配給品目及び数量

配給品目は、米穀又はその加工品副食品とし、被災者が直ちに食することができる現物によることとする。配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の枠内）の数量とし、以下の基準を参考に決定する。

<応急配給に関する数量>

配給を行う場合	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

4. 食料の配給を行う場所

食料供給活動を効率的に実施するため、供給の実施場所は避難所等に限定する。ただし、以下の場合には個別の対応を行う。

(1) 地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域

(2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

5. 緊急措置

炊き出し、配給による食料の供給を待つことができない場合には、緊急避難的措置として備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に上記のいずれかの方法に切り替える。

第4項 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1. 炊き出しの実施者

炊き出しは、町長がその必要を認めた場合に、福祉・経済班が日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等の協力を得て行うものとし、町職員の立ち会いのもと、その指示により実施する。

2. 炊き出しの方法

炊き出しの実施は、以下の方針により行う。

- (1) 災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。
- (2) 炊き出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。
- (3) 適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店又は旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。
- (4) 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる商工会へ連絡のうえ調達する。
- (5) 炊き出しに当たっては、常に食料の衛生に留意する。

3. 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、救助法適用の場合には災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とし、その他の場合には町長が必要と認める期間とする。

第12節 生活必需品等の供給

第1項 生活必需品等供給計画

1. 生活必需品等供給計画の策定

町は、以下の方針に基づき生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努める。

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、県、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。
- (3) 協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立て、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

2. 対象者

生活必需品等の供給を行う対象は以下の者とする。

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- (2) 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- (3) 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

3. 給（貸）与期間

給（貸）与期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

4. 生活必需品の種類

生活必需品等の供給は以下の品目を対象とする。

<生活必需品の種類>

区分	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業衣、婦人服、子ども服等
肌着	下着の類
身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類

5. 住民の対応

住民は、住民相互で助け合いながら、原則として2～3日間は住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

第2項 生活必需品の確保

1. 調達・応援要請

物資の調達は、福祉・経済班において、民間事業者から町が一括購入、又は備蓄物資から放出する。また、必要量が確保できない場合は、日本赤十字社福岡県支部、県及び周辺市町村に要請する。

応援を要請する際は、総括班においてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

<物資の調達先>

- ・ 日本赤十字社福岡県支部
- ・ 民間業者
- ・ 町で調達が困難な場合は、県及び周辺市町村

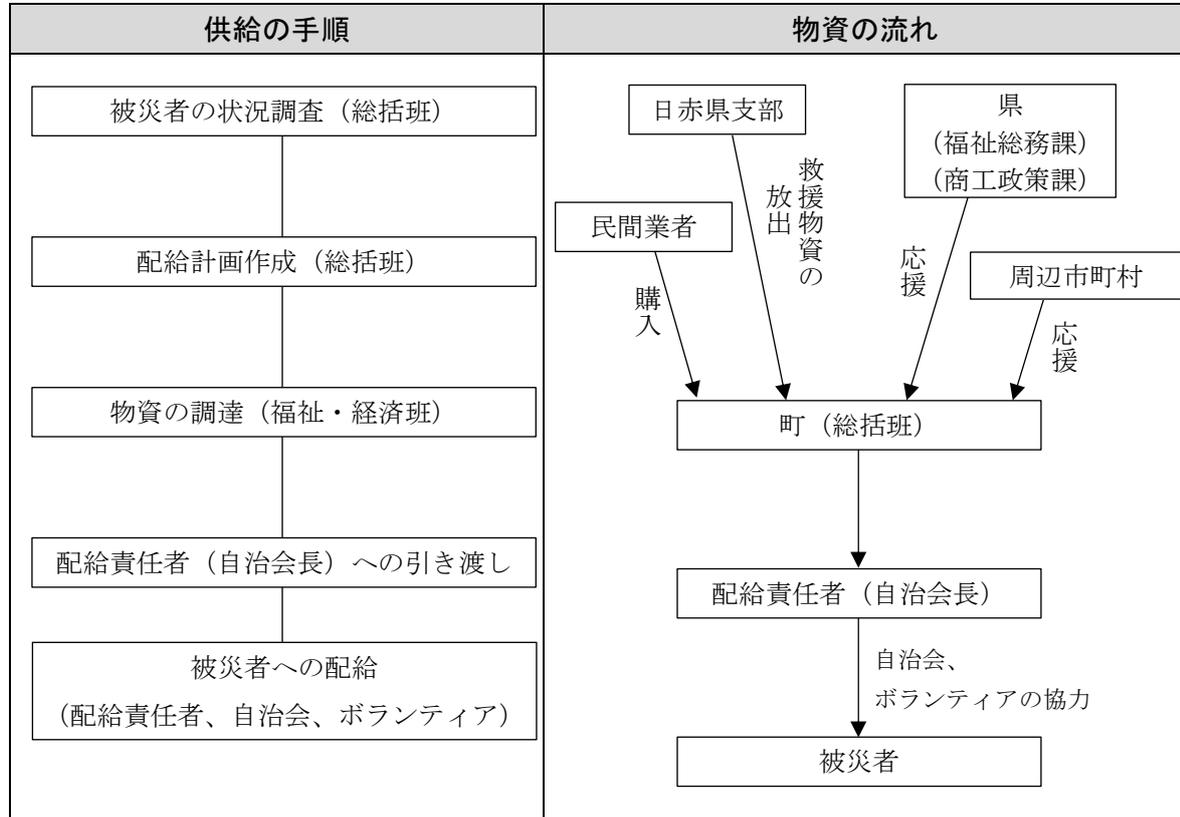
2. 物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第3項 配給方法

総括班が配給計画に基づき、自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。また、在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。

＜生活必需品等配給の流れ＞



第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

第13節 交通対策の実施

第1項 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを行い、危険箇所等の早期発見に努めるとともに、被害状況を関係機関に報告する。パトロールは以下に着目して行い、また、応急復旧に必要な資機材の判断も併せて行う。

- 1 法面の土砂や樹木の崩落状況
- 2 側溝等の流水状況
- 3 橋梁の滞留物の状況
- 4 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況

第2項 交通規制の実施

1. 交通規制の実施

町及び警察は、災害による道路の破損、決壊その他の事由により道路の通行が危険であるときは、区間を定めて交通規制を行う。

なお、交通規制を行おうとするときは、関係機関の意見を事前に聞くこととし、緊急を要する場合においては実施後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(1) 道路管理者

道路管理者は、異常気象時において、道路の通行が危険であると認められた場合及び災害等により交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。

(2) 警察

警察は、以下の措置を講ずる。

- 1) 災害により、交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。
- 2) 災害時において、被災者や緊急物資等の輸送を確保する必要がある場合は、車両別通行規制及び標識の設置や、迂回路線の設定及び時間規制と解除を行う。

＜交通規制の実施機関及び規制を行う状況＞

実施責任者		規制を行う状況	根拠法
道路管理者	道路管理者 (国土交通大臣、知事、町長、日本道路公団)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 道路についての工事のため、やむを得ない場合 	道路法第46条
警察	公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合 	基本法第76条
	公安委員会 警察署長(※区間又は期間の短いもの)	<ul style="list-style-type: none"> 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合 	道路交通法第4条及び第5条
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 	道路交通法第6条

2. 交通規制を実施した場合の措置

交通規制を実施した場合は、直ちに以下の措置を講ずる。

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 道路標識の設置等の必要な措置
- (3) 迂回路の指定
- (4) 一般への周知のための措置

第3項 交通の確保

町及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。なお、これらの措置は緊急交通路等から優先的に行う。

- (1) 障害物の除去及び被災箇所の応急復旧を行う。
- (2) 道路が通行不能の場合には、迂回路の確保を行う。
- (3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (4) 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- (5) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

第14節 緊急輸送の実施

第1項 輸送の確保

1. 輸送の方法

災害時における輸送は以下の手段により行う。手段の選択に当たっては、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- (1)自動車輸送
- (2)鉄道輸送
- (3)人力輸送
- (4)航空輸送

2. 輸送力の確保手順

(1)町有車両の利用

車両の掌握は、総括班において行う。各班は、車両等を必要とするときは、総括班に配車を要請し、上記要請があった場合は、総括班において車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(2)周辺市町村及び県への協力要請

町有車両のみでは不足する場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村又は県に対して以下の事項を明示して協力を要請する。

- 1) 輸送区間及び借上期間
- 2) 輸送人員又は輸送量
- 3) 車両等の種類及び台数
- 4) 集合場所及び日時
- 5) その他必要な事項

(3)その他の機関への協力要請

上記によってもなお車両が不足する場合には、町内の事業所等に要請する。また、自動車による輸送が不適切又は不可能である場合等には、関係機関に要請して鉄道、航空機による輸送を行う。

<輸送の依頼先>

手段		当該手段を用いるときの状況	依頼先
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総括班等が配車指示
	営業用他	公用車のみでは不足する場合	各事業所等
鉄道		自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株)
航空機		陸上交通が途絶した場合	知事又は自衛隊

2. 輸送の対象

輸送は、時間の流れに応じた以下の段階により行う。

＜段階別の輸送対象＞

段階	対 象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

3. 障害物の除去

道路管理者は、災害により流出した土砂及び立木等の障害物を除去し、また、放置車両等を移動し、災害応急対策用物資資材及び要員等緊急通行の確保を図る。なお、障害物除去のための労務は、各団体の協力を求め確保する。

4. 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく輸送活動に関する支援は以下のとおりである。

＜災害救助法に基づく輸送活動の支援＞

<p>輸送の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の避難 ・ 医療及び助産 ・ 被災者の救出 ・ 飲料水の給水 ・ 遺体の捜索 ・ 遺体の処理（埋葬を除く） ・ 救済用物資の整理配分
<p>費用の限度</p>	<p>福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額</p>
<p>輸送の期間</p>	<p>当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。</p>

第2項 緊急輸送計画

1. 緊急輸送の目的

町及び関係機関は、以下の目的に資するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 緊急通行車両の確認*¹

公安委員会は、基本法76条に基づき、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合において、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

この場合において、町は、応急対策の実施のため当該規制区間を通行するときは、緊急通行車両であることの確認を受けなければならない。

(1) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする場合は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出する。

*1●資料3.2.14-1「災害時における交通の規制にかかる標示の様式」

＜緊急通行車両の確認の申請先＞

区分	申請先
県	総務部防災危機管理局 福岡農林事務所
公安委員会	県警察本部交通部交通規制課 粕屋警察署交通課 交通機動隊（各地区隊を含む） 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む）

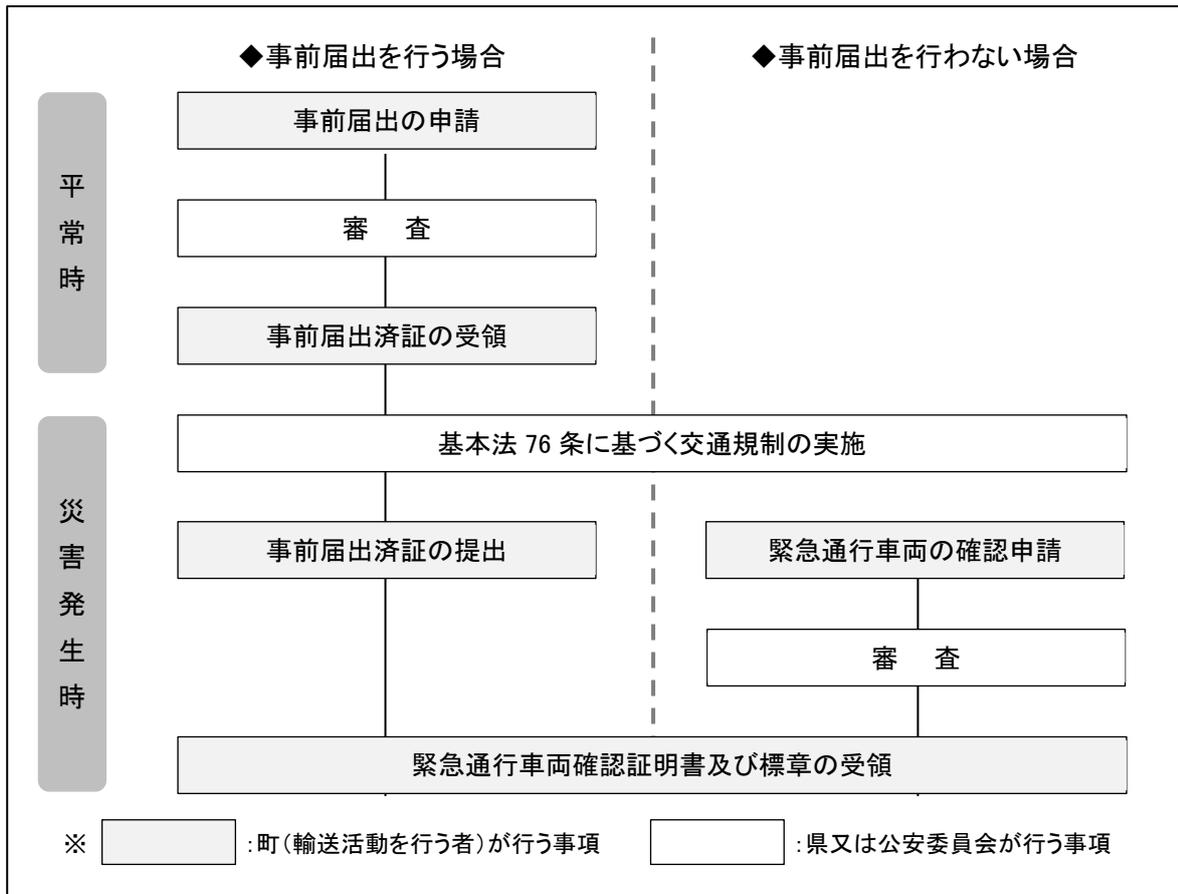
(2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付*2

上記の申請後、緊急通行車両であることの確認がなされたときは、県又は公安委員会より別記様式第3の標章及び別記様式第4の緊急通行車両確認証明書が交付される。

(3) 災害発生時の事前届出車両の措置

緊急通行車両の事前届出車両については、確認に係る審査を経ずに、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。（事前届出については第2章 第15節「交通・輸送体制整備計画」参照）

＜緊急通行車両の確認の流れ＞



*2●資料 3.2.14-2「緊急通行車両の証明書等（様式2～4）」

3. 緊急交通路

町の緊急交通路指定路線は以下のとおりである。

<緊急交通路指定路線>

区分	路線名	起点	終点	備考
国	九州縦貫自動車道	門司区黒川	大牟田市	福岡県内
県	筑紫野古賀線	筑紫野市	古賀市	
	飯塚大野城線	飯塚市	大野城市	
	福岡太宰府線	福岡市	太宰府市	
町	井野～吉原線			町役場と連絡区間
	早見団地1号線			
	柳原～大名坂線			

第15節 保健衛生、防疫、環境対策

第1項 防疫対策

1. 感染症の予防の内容

福祉経済班及び環境班は、被災地域の生活環境の悪化に起因する感染症の発生及び蔓延を防止するため、次の感染症の予防活動を行う。

- (1) 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- (2) 健康状態の把握、健康診断の実施
- (3) 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- (4) 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- (5) 優先地域、優先患者の確認

2. 疫学調査及び健康診断

- (1) 健康状態の把握、健康診断の実施

町は、被災地区住民の健康状態の把握に努める。

- (2) 福祉経済班及び環境農林班は、感染症の予防の実施にあたり、必要に応じ保健福祉事務所に協力を要請する。

感染症発生等の疑いがある場合には、保健福祉事務所が実施する疫学調査及び健康診断に協力する。

また、疫学調査及び健康診断の結果、予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

疫学調査に当たっては、浸水地域、避難所、感染症発生地域を優先に行う。

3. 感染症の予防活動

- (1) 感染症の予防対策の方針

次の方針に基づき、感染症の予防を実施する。

- 1) 地盤の変化等による汚水の侵入の危険性等があるため、地下水等の使用は差し控えることとし、安全な生活用水の供給に努める。
- 2) 停電等のために原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため、氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。
- 3) 手洗いを励行する。ただし、使用水が汚染されている場合もあるので、流水で洗った後速乾性手指消毒薬も併用する。

- (2) 消毒方法

以下の箇所について、必要と考えられる場合には消毒を行う。なお、環境保全、身体への影響を配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。

＜消毒箇所及び留意点＞

対象	箇所	留意点等
飲料水	井戸	1) 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 2) 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上水道	1) 塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	1) 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 2) 塩化ベンザルコニウム液による清拭を行う。 ※1戸当たりの目安使用料：500g
	床下等	
便槽、浄化槽	便槽	1) 汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。 2) 汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	1) 浄化槽にはクレゾールを使用しない。 2) 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

(3) ライフライン寸断時の対応*1

ライフライン寸断時には以下の対策を行う。

- 1) アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
- 2) 手洗い用水（ペットボトル）の配布
- 3) 紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいて、それらの駆除を行う。

(5) 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

(6) 広報活動

町は県と連携して、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

また、浸水地域において、住民への適切な感染症の予防の習熟を図るため、従来の過度な薬品散布の意識改革のための広報を行う。

(7) 避難所における感染症の予防指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多い。このため、町は以下の措置を講ずる。

*10資料 3.2.15-1「災害時応援体制（宇美町関連事業者）」

＜避難所における感染症の予防＞

- 1) 避難所の清掃、消毒方法
- 2) 避難者に対する健康調査の実施
- 3) 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 4) 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 5) 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 6) 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- 7) トイレの清掃
- 8) 簡易トイレの設置
- 9) 手洗いの励行
- 10) 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

(8) 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町単独での感染症の予防活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

(9) 災害防疫完了後の措置

完了の日から1か月以内に、災害防疫完了報告書を、保健福祉事務所を經由して知事に提出しなければならない。

4. 感染症発生時の対応

感染症が疑われる人には、救護所、医療機関等で医師の診察を受けられるようにするとともに、感染者と非感染者との居室の分離等、二次感染防止に努める。

第2項 清掃対策

環境班は、被災後の生活環境を整えるため以下の対策を講ずる。

1. ごみ処理

(1) ごみ処理の実施体制

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、以下の基準で清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。また、町において処理が困難な場合は、近隣市町村に応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合には県に応援を要請する。

＜清掃部隊の編成＞

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

※1班あたり

(2) ごみ運搬車の1日平均収集量

ごみ運搬車（ダンプカー、バックマスター、トラック）の1日平均収集量及び所要人員は以下のとおりである。

- 1) 1日平均収集量・・・約10t
- 2) 所要人員・・・約5人

(3) ごみ処理の実施方針^{*2}

ごみの処理は以下の方針により行う。

- 1) 食物の残渣物を優先的に収集する。
- 2) 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で行う。
- 3) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、がれきの仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。

(4) 住民への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- 1) ごみの収集処理方針の周知
- 2) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
- 3) ごみの分別への協力要請

2. し尿処理

(1) し尿の収集、運搬及び処理

し尿の収集、運搬及び処理は以下の方針により行う。

*2〇資料 3.2.15-2 「ごみ・廃棄物・し尿処理施設」

- 1) し尿はし尿処理運搬車両等により収集し、原則として処理施設により処理する。
- 2) この収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。
- 3) 冠水地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物取扱業者その他の協力を得て実施する。
- 4) 町のみでは処理が困難な場合には周辺市町村に協力を要請するとともに、これによっても対応できない場合には県に応援を要請する。
- 5) 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 6) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等呼びかける。

(2) 仮設トイレの設置、確保^{*3}

被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

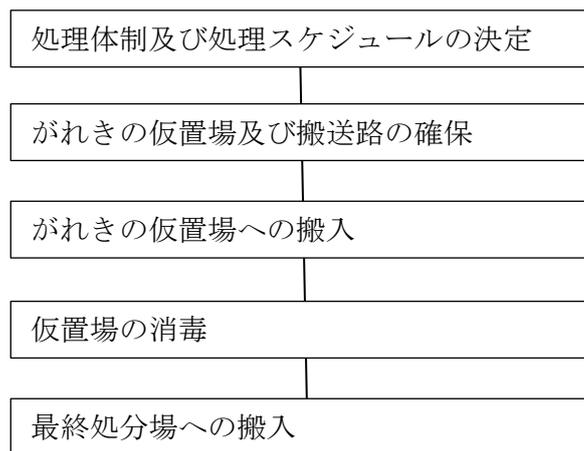
仮設トイレの設置は、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請して行う。

3. がれき処理

(1) がれき処理の手順

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（がれき）の処理は以下の手順で行う。なお、がれきの処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

<がれき処理の手順>



1) 処理体制及び処理スケジュールの決定

町は、被害状況をもとにがれきの発生量を見積もり、道路交通状況等を基に処理体制を定める。がれき処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保するとともに、被害が甚大で町のみで処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施す

*3●資料 3.2.15-3 「仮設トイレの設置依頼先」

る。

また、応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して処理スケジュールを定める。がれきの処理は、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理し、特に、緊急啓開路線のがれき処理を優先的に実施する。また、いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招き、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

2) がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

3) がれきの仮置場への搬入

がれき発生現場においてがれきの分別を行い、仮置場へ搬入する。

(2) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

- 1) がれきの収集処理方針の周知
- 2) がれきの分別への協力要請
- 3) 仮置場の周知
- 4) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

4. 死亡した家畜の処理

家畜の処理は、保健福祉事務所長の指示に従い原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

5. 廃棄物処理法の特例

基本法 86 条の 5 に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域を指定した場合においては、廃棄物処理法に定める町又は県の許可を得ずに廃棄物の収集、運搬及び処理を行うことができる。

また、この場合において、環境大臣は廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準を定めることとなっており、町は、同基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう指示する。

第3項 保健衛生対策

1. 健康・栄養相談の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本とする。

(1) 保健指導、健康相談

町は県と協力して保健師班を編成し、次の活動を行う。

- 1) 戸別訪問や避難所等の巡回により、被災者の健康状態を調査する。
- 2) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。
- 3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導を行う。
- 4) 災害に伴う被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、メンタルヘルスケアの実施体制を確保する。

(2) 栄養相談

町は県と協力して栄養士班を編成し、以下の巡回栄養相談等を行う。

- 1) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- 2) 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- 3) 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2. 食品衛生管理

町は、以下の食品衛生に関する指導を行う。

- (1) 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- (2) 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- (3) 炊き出し施設等の衛生指導
- (4) 避難所用弁当調整施設等の監視指導
- (5) 飲料水の衛生確保

3. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。また、町公衆浴場の被災状況を把握し、県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて被災者の利用受け入れ体制を協議する。

ライフライン寸断時においては、紙タオル、ウェットティッシュを温め、体の清拭に使用するなどの応急的な対応を行う。

第4項 愛護動物対策

1. 愛護動物の救護

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。このため、動物愛護及び被災者の支援の観点から、環境農林班は、これら愛護動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、以下の事項を行う。

- 1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- 5) 愛護動物に関する相談の実施

(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

町は、県と協力して以下の事項を行い、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

- 1) 同行避難した愛護動物の飼育についての指導
- 2) 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

第16節 要配慮者の支援

第1項 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

1 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- (1) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- (2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- (3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- (4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2項 高齢者及び障がいのある人に係る対策

町は、指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がいのある人に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

- 1 掲示板、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 2 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- 3 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- 4 被災した高齢者及び障がいのある人の生活確保に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- 5 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- 6 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3項 各種生活支援

町は、要配慮者の各種生活支援を速やかに実施する。

- 1 生活の場の確保
- 2 応急仮設住宅の建設供与
- 3 公営住宅・一般住宅の確保
- 4 公的宿泊施設の確保

第4項 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

町は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

(1) 外国人への情報提供

町は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

2. 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

第17節 安否情報の提供

第1項 町・県の役割

町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2項 情報収集

- 1 町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 町は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3項 照会を行う者

照会を行う者は、個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4項 照会手順

- 1 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。

ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第5項 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがある場合は、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

	照会者	安否情報
1	被災者の同居の親族者	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 その他安否の確認に必要な情報
2	被災者の親族又は職場の関係者、その他関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
3	被災者の知人その他安否情報を必要と認められる者	被災者について保有している安否情報の有無
4	1～3以外の者	被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報は、同意の範囲内
5	1～3以外の者	町及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第18節 遺体捜索、収容及び火葬

第1項 捜索、遺体処理、火葬の対象及び期間

1. 対象者

本節において捜索又は収容、火葬等の対象となる者は以下のとおりである。

- (1) 行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
- (2) 死亡と確認された者

2. 救助法の適用期間

救助法が適用された場合における、遺体の捜索、処理、埋葬に関する救助の期間は10日間（ただし、特別の事情がある場合や現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長可能）となっている。

第2項 行方不明者の捜索

1. 捜索の実施

総括班が主体となり、捜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。このほか、第2章 第2 第8節「救出計画」に準ずる。

2. 捜索に必要な資機材

町は、震災被害等により、広範囲な捜索活動や長期的な捜索のための自活等を実施するために必要な以下の資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- (1) 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等捜索用資機材
- (2) 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- (3) エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- (4) トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

第3項 遺体の処理

1. 遺体の見分場所、安置場所の確保^{*1}

遺体の見分場所、安置場所については、公共施設又は寺院等をあらかじめその管理者と協議したうえで抽出選定しておくとともに、関係機関と連携してその確保に努める。

*1 資料 3.2.18-1 「遺体安置所」

2. 遺体の見分及び医学的検査

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 92 条に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族又は町長に引き渡す。

また、町に引き渡された遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。

3. 遺体の処理

遺体の処理は原則として遺族が行うが、混乱期のために遺族がこれを行うことができない場合は、町が遺族に代わり、見分及び医学的検査を終了した遺体について以下の処理を行う。

- (1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に要する薬品、消毒剤等の現物を支給する。
- (3) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

4. 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定によって処理する。

5. 遺体の取り扱いに必要な資機材

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための以下の資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

- (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第4項 遺体の火葬

1. 実施主体

遺体の火葬は、福祉・経済班が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

2. 実施体制の確保

町は、以下の事項を行い、火葬の実施体制を確保する。死亡者が多数のため、町内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合には、近隣市町への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 遺体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

3. 車両、必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両、資材は、町内関係業者の協力を得て、総括班、消防本部、保健福祉（環境）事務所等で確保する。

<遺体収容・埋葬に必要な資材>

必要資材	所管
非常用担架	消防署
遺体安置用シート、棺、ドライアイス、骨壺	福祉医療班
遺体消毒用品	病院 保健福祉（環境）事務所

4. 町が火葬を行う場合の要件

火葬の実施は原則として遺族が行い、町は必要な資材を支給する。

ただし、以下の場合においては町が火葬を実施する。

- (1) 遺族がいない場合
- (2) 災害による混乱のため遺族が火葬を行うことが困難な場合
- (3) 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも火葬を行うことが困難な場合
- (4) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では火葬を行うことが困難な場合

5. 火葬場*2

使用する火葬場を以下に示す。

施設名	所在地	炉数	TEL
北筑昇華苑（北筑昇華苑組合）	古賀市青柳 145-1	16基	943-7291

6. 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。

上記によっても遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づいて取り扱い、火葬後の遺骨及び遺品について

*2 資料 3.2.18-2 「近隣火葬場」

ては保管を行う。

7. 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、以下の書類・帳簿等を整備、保存する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 火葬費支出関係証拠書類

8. 火葬等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、期間を限って墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることとなっている。

第19節 障害物の除去

1. 障害物の除去

町は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家、又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去する。また、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

これらの措置について、町のみで処理できない場合には県等に応援を要請する。なお、河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

(1) 対象者

障害物除去の対象となる者は以下のとおりである。

- 1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 2) 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- 3) 自らの資力によっては除去ができないものであること
- 4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- 6) 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に行う。

(3) 資機材、人員の確保

スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する資器材及び人員を調達する。

(4) 救助法が適用された場合の措置

救助法が適用された場合においては、救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合又は知事が実施する暇がない場合は町長）により、必要資機材の現物供与、又は作業員等の動員が行われる。

2. 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理するが、やむを得ない場合は、町長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。

また、不燃物は町の不燃物処理施設で処理する。

3. 障害物の保管

除去した障害物について、保管の必要がある場合や直ちに処理が行えない場合には、以下の方針により選定した集積場所において保管する。なお、工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること
- (2) 道路交通の妨げとならない場所であること
- (3) 盗難の危険がない場所であること

第20節 文教対策の実施

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、町災対本部、教育委員会及び各学校は相互の連絡を密にする。学校教育対策に関する応急対策の実施責任者は以下のとおりである。

- (1) 小・中学校、その他の文教施設の災害対策は、町長が行う。
- (2) 児童、生徒に対する応急措置等は、町教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

2. 児童、生徒等の安全確保

教育委員会及び校長は、災害発生時における児童・生徒等の安全確保のため以下の措置を講ずる。

- (1) 臨時の休校措置
- (2) 避難の実施
- (3) 保護者又は教員が引率しての登下校
- (4) 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

町は、町立学校が破損等の被害を受けた場合には、校舎の応急修理を行う。

また、校舎の一部又は全てが使用できない場合においても授業等を継続するため、以下の措置を講ずる。

- 1) 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- 2) 近隣の学校からの教室の借用
- 3) 屋内体育館、講堂等の利用（校舎等の一部が使用不能の場合）
- 4) 公民館、寺院等公共施設の利用（校舎等が使用不能の場合）
- 5) 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等の利用は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒の被災により通常の授業を行うことができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

- 1) 臨時の学級編成及び複式学級又は二部授業等の実施
- 2) 教場を分散しての出張授業
- 3) 休校しての自宅学習及び巡回指導

4. 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。なお、学用品の給与は小学生児童及び中学校生徒に限る。

<教科書、学用品等の調達方法>

品目	調達方法
教科書、文房具、通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	近隣の各学校、その他機関への救援要請

5. 教育実施者の確保

災害のため教職員に被害が発生した場合においては、教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して県教委に報告する。この場合において、県教委より教職員の補充の措置がとられる。

また、町においても、以下の事項の実施等により応急的に教職員を確保する。

- (1) 臨時学級編成による教育
- (2) 近隣学校等からの応援
- (3) 臨時教諭採用予定者からの新規採用
- (4) 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

6. 就学援助に関する措置

天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、授業料は一般貸与奨学金の特別枠の申請を日本学生支援機構に、又「福岡県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。減免の期間は、罹災日の属する月の翌月から当該学年の最終月までとする。ただし、期間の延長をするときはこの限りではない。

児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

<授業料減免・育英補助の措置>

- ・日本育英会に対する奨学金の申請
- ・県に対する県立高等学校授業料減免申請
- ・就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律による援助

第2項 学校給食等の措置

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告・協議のうえ、給食実施の可否について決定する。この場合において、できうる限り給食を継続実施するよう努め、応急修理、代替施設の確保等を行うこととするが、以下の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

- (1) 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- (2) 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- (3) 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) このほか、給食の実施が適当でないと考えられる場合

第3項 保健衛生対策

1. 学校における衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

実施事項	内容
校舎内外の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建具等を移動し、乾燥しやすくする ・ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する ・ 便所はよく清掃した後消毒する
飲料水の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水はなるべく煮沸して使用する ・ 井戸水は消毒したものでも煮沸して使用する
児童等の保健管理、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の早期発見、早期治療 ・ 保健指導の強化
調理従事者の保健管理、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の実施 ・ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施 ・ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

2. 感染症集団発生の際の処理

感染症集団発生時には以下の事項を行う。

- (1) 学校医、教育委員会、保健福祉（環境）事務所への連絡及び患者の万全な措置
- (2) 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- (3) 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- (4) 児童生徒の食生活についての注意及び指導

3. 被災児童・生徒等へのメンタルケア

教育委員会、校長、教職員は、保健福祉事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラーを学校に派遣する等の措置を講ずる。

第21節 住宅の確保

第1項 公営住宅一時使用・空き家活用

1. 空家情報の提供

町は、公的住宅、民間アパート等賃貸住宅、企業社宅及び保養所等の住宅について、空き家情報の提供、相談に対応する。

2. 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、町が建設、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県により補完的に建設、管理される。

第2項 被災住宅の応急修理

1. 実施責任者

被災住宅の応急修理の実施責任者は以下のとおりである。

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は町長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合においても、町長が被害家屋の応急修理を実施する。

2. 対象者

応急修理の対象となるのは以下の者である。

- (1) 災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者

3. 住宅の応急修理計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、以下の要領で行う。

<住宅の応急修理要領>

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準）

第3項 応急仮設住宅の建設・供与

1. 実施責任者

応急仮設住宅建設の実施責任者は以下のとおりである。

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合においては、知事が応急仮設住宅の建設を行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。
- (3) 仮設住宅の建設は、土木建築農林班が実施する。

2. 対象者

応急仮設住宅の供与は、以下の者を対象とする。なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (1) 災害のため住家が全壊（焼）又は流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者

3. 応急仮設住宅供与における留意事項

応急仮設住宅の供与に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。
- (1) 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

4. 応急仮設住宅の建設計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、以下の要領で行う。

< 応急住宅建設要領 >

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり 29.7 m ² （9坪）以内
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から 2 か年以内

5. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

6. 消防法の特例

基本法 86 条の 2 に規定する指定がなされた場合においては、町が設置する応急仮設住宅については消防法 17 条の規定は適用されない。ただし、この場合においても、町は消防法に準拠して必要な措置を講ずる。(第 8 節「避難計画」参照)

第 4 項 臨時の措置

1. 公的住宅の一時使用の要請

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

2. 臨時の収容施設の設置

応急仮設住宅を設置するまでの間の臨時の措置として、野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）を臨時的に設置する。

第22節 災害廃棄物等の処理

第1項 ごみ処理

1. 方針

災害により、一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理する。

2. 町^{*1}

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- (4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。
- (6) 住民等への広報住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
 - ア ごみの収集処理方針
 - イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
 - ウ ごみの分別への協力要請

第2項 し尿処理

1. 方針

災害時に発生するし尿を適正に処理する。

2. 町

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
- (4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

*1 資料 3.2.15-2 「ごみ・廃棄物・し尿処理施設」

- (5) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- (6) 地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

第3項 がれき等処理

1. 方針

町、県及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。

- (1) 災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生するがれき等を迅速かつ適正に処理する。
- (2) がれき等のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) がれき等発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招き、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (6) がれき等処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。
- (8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- (9) 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2. 町

町は、次のとおりがれき等処理を実施することとする。

(1) がれき等の発生量の見積もり

町は、被害状況をもとにがれき等の発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

町は、がれき等の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。

(3) がれき等の仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難なときは、仮置場を確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) がれき等発生現場における分別

原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

- 1) がれき等の仮置場への搬入
- 2) 仮置場の消毒
- 3) 最終処分場への搬入
- 4) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。

- ア がれき等の収集処理方針
- イ がれき等の分別への協力要請
- ウ 仮置場
- エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 死亡獣畜処理

町は、管轄保健福祉事務所長（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市にあつては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 公益事業等施設の災害対策

第1項 電力施設災害対策

九州電力送配電㈱は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1. 情報の収集・集約

(1) 各対策組織における情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、以下の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

<上級対策組織への報告事項>

区分	報告すべき情報
一般情報	1) 気象、地象情報 2) 一般被害情報 ・ 一般公衆の家屋被害情報 ・ 人身災害発生情報 ・ 電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報等 3) 対外対応状況 地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況 4) その他災害に関する情報 交通状況等
当社被害情報	1) 電力施設等の被害状況及び復旧状況 2) 停電による主な影響状況 3) 復旧資材、応援、食料等に関する事項 4) 従業員の被災状況 5) その他災害に関する情報

(2) 上級対策組織における情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

2. 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接住民へ周知する。

3. 応急対策要員の確保

応急対策要員の動員は以下の要領で行う。

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに対策組織で出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4. 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 対策組織相互の流用
- 3) 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

5. 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。各設備の具体的応急工事は、以下の要領で行う。

<電力設備の応急工事要領>

設備	応急工事要領
水力、火力発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	配電作業マニュアル（応急復旧工法）による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2項 ガス施設災害対策

ガス事業者は、地震・洪水等の非常事態の発生によりガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する。

1. 復旧体制の確立

(1) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

(2) 救援要請

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となりガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、LPガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

2. 火災対策

LPガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

※LPガスの特徴

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

第3項 通信施設災害対策

西日本電信電話㈱は、「防災業務計画」に基づき、災害時における電気通信設備の応急対策を実施し、通信の確保にあたる。NTT西日本（住民問合せ先：局番なしの「113」）

1. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、以下の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他の必要情報

2. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、以下の事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対して必要な措置を講じる。
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講じる。

3. 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- 2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官公庁等が設置する通信網との連携をとる。
- 5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害伝言ダイヤル「171」の運用

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版「web171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。

4. 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、掲示等により直接当該被災地に周知する。

5. 社外機関との連携

災害が発生し、又は発生が予想される場合には、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとり、必要に応じて、以下の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

＜社外機関への応援・協力要請事項＞

応急対策区分	内容
要員対策	・ 工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請
資材及び物資対策	・ 地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請
交通及び輸送対策	・ 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請 ・ 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請
電源対策	・ 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給の関係者への要請
お客様対応	・ お客様に対する故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等についての情報提供に関する報道機関との連携

6. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

復旧対策の優先順位は以下のとおりである。

<回線の復旧順位表>

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 (1) 気象機関に設置されるもの (2) 水防機関に設置されるもの (3) 消防機関に設置されるもの (4) 災害救助機関に設置されるもの (5) 警察機関に設置されるもの (6) 防衛機関に設置されるもの (7) 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 (1) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3) 選挙管理機関に設置されるもの (4) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ※1 (5) 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6) 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

※1：新聞社、放送事業者又は通信社の定義は、以下に示す電話サービス契約約款による。

<新聞社等の基準定義>

区分	基準
新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること (1) 発行部数が8,000部以上であること
放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(新聞社の基準すべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は広告を除く情報をいう。)を提供することを主な目的とする通信社

第4項 放送施設災害応急対策

日本放送協会福岡放送局は、災害時に以下の応急対策活動を行う。

1. 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、必要な要員を確保する。

2. 資機材の確保

放送施設の災害対策に必要な資機材を確保するため、以下の事項を行う。

- (1) 電源関係諸設備の整備確保
- (2) 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
- (3) 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
- (4) あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

3. 放送施設災害対策

放送施設に被害が生じた場合には、以下の災害対策を行う。

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- (2) 中継回線障害の措置
一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 演奏所障害時の措置
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

4. 聴視者対策

(1) 受信機の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

(2) 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、指定避難所等での災害情報収集のため受信機の貸与等を行い、放送受信の確保を図る。

(3) 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

5. 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあつては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

なお、放送施設の復旧順位については、以下に示すとおりである。

<放送施設の復旧順位>

第一順位	ラジオ第1放送
第二順位	テレビ総合放送、FM放送、ラジオ第2放送、テレビ教育放送

第24節 上水道、下水道施設の災害対策

1. 実施責任者

上水道、下水道施設に関する応急対策は、上下水道班及び環境農林班が行う。

2. 応急措置

上下水道班は、被災施設の応急復旧計画を策定し、施設の応急措置を行う。この際、優先給水や優先処理についても検討することとする。

(1) 上水道施設の応急措置

1) 各段階の実施事項

初期段階及び第2段階における実施事項は以下のとおりである。

段階	実施事項
初期段階	ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 エ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

2) 応急復旧工事の実施者^{*64}

応急復旧工事は、管工事組合等の協力のもと、復旧部隊を編成して行う。

ただし、被害の状況によっては、必要に応じて近隣市町等に応援を要請する。復旧部隊の編成は以下のとおりである。

- ア 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査を行う。）
- イ 監督員（工事監督、弁操作を行う。）

*64 資料 3.2.15-1 「災害時応援体制（宇美町関連事業者）」

3) 応急措置内容

各施設の応急措置内容は以下のとおりである。

箇所	内容
各箇所	汚物等の有害物の混入を防止する。
取水施設・浄水施設	被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。
送配水ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転措置を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。
送配水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。 ・圧力管路及び自然流下水路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

(2) 下水道施設の応急措置

下水道施設の応急措置内容は以下のとおりである。

箇所	内容
管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。また、工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるように指導・監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。 ・可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当てる。
終末処理場 ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・停電のため終末処理場及びポンプ場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。

(3) 浄化槽等の応急措置

合併浄化槽等の処理機能が停止した場合、関連業者と連携し、処理施設等の早期復旧を図れるよう、必要な措置を検討する。

(4) 二次災害への備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

3. 応急対策要員、資機材の確保

原則として町災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、町災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、管工事組合等の協力を求める。

4. 利用者への広報

利用者に対し、施設の被害状況や利用上の注意事項等を広報する。

第25節 公共土木施設対策

第1項 公共施設対策

1. 公共施設の範囲

本節における公共施設の範囲は、以下に示す施設のうち町が所有又は管理している。

- (1) 公営住宅
- (2) 道路、橋梁（第15節「交通対策計画」参照）
- (3) 河川、公園その他の公共土木施設
- (4) 社会福祉施設、児童福祉施設
- (5) 学校教育施設、社会教育施設（学校教育施設については第25節「学校教育対策計画」参照）
- (6) 文化財施設その他関連施設

2. 応急対策

(1) 施設被害の把握及び復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等情况がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請^{*65}

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、町災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

3. 町災対本部との連絡及び災害現場における指揮

災害現場の指揮者は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携して以下の活動を行う。
なお、災害現場には必ず無線を携帯し、対策本部との連絡を密にする。

- (1) 応急対策要員の掌握と指揮
- (2) 被災状況の把握
- (3) 応急内容と方法の判断と実施

4. 施設管理者の措置

各公共施設の管理者は、災害時に以下の措置を講ずる。

- (1) 避難等による人命や身体への安全確保

^{*65}資料 3.2.15-1「災害時応援体制（宇美町関連事業者）」

(2) 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）

(3) 文化財の搬出（文化財施設のみ）

※避難や文化財搬出方法等はあらかじめ定めておく。

5. 町施設以外の施設の応急復旧

県道、県営河川等の町施設以外の施設災害については、町災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

第2項 鉄道施設対策

九州旅客鉄道(株)は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合、鉄道施設の応急処理、復旧、救護等の応急対策活動を行う。

1. 異常気象時等の運行

災害発生時における列車の運転規則については、「気象異常時運転規則手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。

2. 事故対策本部及び復旧本部の設置

「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

3. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

4. 旅客への対応

(1) 避難誘導

事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(2) 案内広報等の実施

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5. 鉄道施設の応急復旧

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を行い、速やかな復旧を図る。

第26節 土砂災害応急対策

第1項 警戒体制の確立

1. 町及び関係機関の相互連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達

町及び関係機関は、本章第3節「気象予報・警報等伝達計画」及び第4節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(3) 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

2. 警戒体制の確立

(1) 警戒体制の区分

町は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。警戒体制の区分及び内容は以下のとおりである。

<警戒体制の区分及び内容>

区分	活動内容
第1次警戒体制	危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。
第2次警戒体制	住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。

(2) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流）の場合の基準と活動内容

区分	基準	活動内容
第1次警戒体制	1) 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合で 24 時間雨量が 50mm をこえたとき 2) 前日までの連続雨量が 40～100mm 以上あった場合で 24 時間雨量が 80mm をこえたとき 3) 前日までの降雨がない場合で 24 時間雨量が 100mm をこえたとき	・ 防災パトロールを実施する。 ・ 地元自主防災組織等の活動を要請する。 ・ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

区分	基準	活動内容
第2次警戒体制	1) 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合で 24 時間雨量が 50mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき 2) 前日までの連続雨量が 40～100mm 以上あった場合で 24 時間雨量が 80mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき 3) 前日までの降雨がない場合で 24 時間雨量が 100mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に避難準備の広報を行う。 ・ 必要に応じて、避難指示を行う。 ・ 消防団等の活動を要請する。

(3) 地すべり地の場合（地すべり現象が現れた場合）の基準及び活動内容

1) 警戒・避難体制の基準

活動の区分	気象警報等の発令状況	伸縮計等による基準値	前兆現象
要注意	注意報発令	1日1mm以上	地表の凹凸等・家の建て付けの異常値
警戒	警報発令	1日10mm以上	〃
避難	-	時間2mm以上を2時間継続又は1時間4mm以上	小崩壊等

(地すべり警戒・避難システム (案) (財)砂防・地すべりセンター)

2) 活動内容

活動の区分	町	福岡県土整備事務所 福岡農林事務所	地元消防団
要注意	実施者：地域コミュニティ課、 都市整備課、環境課 ・ 福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・ 地元消防団へ待機連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認依頼 ・ 出発待機 ・ 応援依頼 ・ 対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時巡視体制準備
警戒	実施者：地域コミュニティ課、 都市整備課、環境課 ・ 福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・ 消防団へ待機連絡 ・ 地元自治会長への避難待機連絡 ・ 関係行政機関（消防署、警察署）への予備連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認依頼 ・ 出発待機 ・ 現地待機体制 ・ 緊急対応準備 ・ 通行規制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時巡視体制発令

活動の区分	町	福岡県土整備事務所 福岡農林事務所	地元消防団
避難	実施者：対策本部 ・ 福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・ 避難指示の発令 ・ 避難収容体制の確立 ・ 道路通行規制指導発令（警報ブザー、回転灯の点灯） ・ 関係行政機関（消防署、警察署）への予備連絡	・ 現地対策本部設置 ・ 緊急対策協議 ・ 対策工の検討	

第2項 災害発生時の報告

町は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（福岡県土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。

また、このほか、本章第5節「被害情報収集伝達計画」により県（防災危機管理局）に被害状況を報告する。

第3項 救助活動

1. 救助活動

町は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際、次の事項を実施するための実施計画を樹立する。

- (1) 被害者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

2. 二次災害の防止対策

二次災害の防止のため、以下の対策を講ずる。

- (1) 土砂災害の発生、拡大防止
- (2) 作業員の安全対策

第27節 中高層建築物の災害応急対策

第1項 警察による措置

人命救助を最重点として、本章第12節「救出計画」、その他の関係計画に基づき、以下の活動を行う。

<警察による応急活動>

活動事項	内容
警備本部等の設置	幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。
救出救護	被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
避難誘導	避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。
警戒区域の設定	二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。
交通規制	救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。
その他	町、その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。

第2項 消防機関による措置

1. 消防活動体制の確立

中高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎよ要領」に基づき以下のとおり消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設置
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2. 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏れ事故

ガス漏れ事故については、特に、以下の事項に留意する。

＜ガス漏れ事故対応時の留意事項＞

時期	留意事項
現場到着時	消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生か所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
ガス漏れ場所への進入時	1) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。 2) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。 3) 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。 4) 火花を発生する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

(2) 火災等

火災への対応は、人命救助を最優先として行う。また、各活動に当たっては以下の事項に留意する。

＜火災対応活動時の留意事項＞

活動区分	留意事項
人命救助	1) 救助活動体制の早期確立と実施時期 2) 活動時における出動分隊の任務分担 3) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用
消 火	1) 高層建築物等の消防用設備等の活用 2) 活動時における出動分隊の任務分担 3) 浸水、水損防止対策 4) 排煙、進入時における資機材対策

3. 航空応援要請

中高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動を要する場合や、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

第28節 二次災害の防止

第1項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

これらの被害を最小限に止めるため、事故対策編第4章「危険物等災害対策」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2項 降雨等に伴う二次災害の防止

町及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

町は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

*アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第29節 農林業の災害応急対策

第1項 農林業用施設応急対策

1. 応急対策の実施

農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、以下の必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。

- (1) 浸水時の用水路やポンプ等による排水
- (2) 破損箇所の応急復旧
- (3) 流入した土砂・樹木等の除去
- (4) 林道の応急復旧
- (5) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報
- (6) 人命を守るため、ため池下流住民の安全な場所への避難
- (7) 被害を拡大させないよう早急な応急工事の実施

2. 湛水が広範囲にわたる場合の応急対策

浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

第2項 農作物応急対策

1. 応急措置の実施

農作物の種類及び災害の種別に応じて、以下の応急措置を実施する。

＜農作物等に対する応急措置方法＞

作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害 干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生産用、代作用種子、苗の確保（福岡県拠点、米麦品質改善協会等の関係機関より） ・ 防除機（高性能）による病虫害防除の指導及び実施 ・ 計画的配水の実施
果樹	干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） ・ 適正結果（摘果） ・ 熟期に達した果実の収穫 ・ 灌水の実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風襲来前における熟期に達した果実の収穫 ・ 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 ・ 土砂の除去（土砂崩れ等の場合） ・ 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 ・ 病害防除の徹底

作物	災害種別	応急措置の内容
野菜	干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若どりの実施 ・ 病虫害防除のための薬剤散布 ・ 液肥の施用 ・ 代作の実施 ・ 敷わら、敷草又は穴灌水の実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水、中耕、土寄せの実施 ・ 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） ・ 土砂の洗浄、薬剤散布 ・ 代作の実施 ・ 病虫害防除のための薬剤の塗布 ・ 防風措置の実施
花き	干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷藁、敷草又は穴灌水の実施 ・ 液肥の灌水への加用 ・ 代作の実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水、土寄せの実施 ・ 病害防除の実施（特に地際） ・ 防風措置の実施 ・ 代作の実施
飼料	干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灌水の実施 ・ 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に地表水の排水実施 ・ 窒素主体の追肥 ・ 回復の見込みがない場合、早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 ・ ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）
その他	風水害 干害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗木の確保（農業協同組合等と協力） ・ 種子の確保

2. 種苗の確保

町長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

3. 病虫害防除対策

病虫害による被害の拡大を防止するため、県の指導を仰ぎながら、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を実施する。

第3項 畜産応急対策

災害時における家畜伝染病の発生予防とまん延の防止及び家畜損耗の防止のため、以下の応急措置を講ずる。

＜家畜管理のための応急措置方法＞

目的	応急措置方法
感染症の予防	1 家畜衛生保健所による予防注射の実施 2 診療班（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	1 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 2 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

第4項 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害の防止及び林産物被害の軽減に努める。

- 1 被災立木竹及び土砂の除去
- 2 林道破損箇所の復旧及び機能の回復
- 3 病虫害の防除

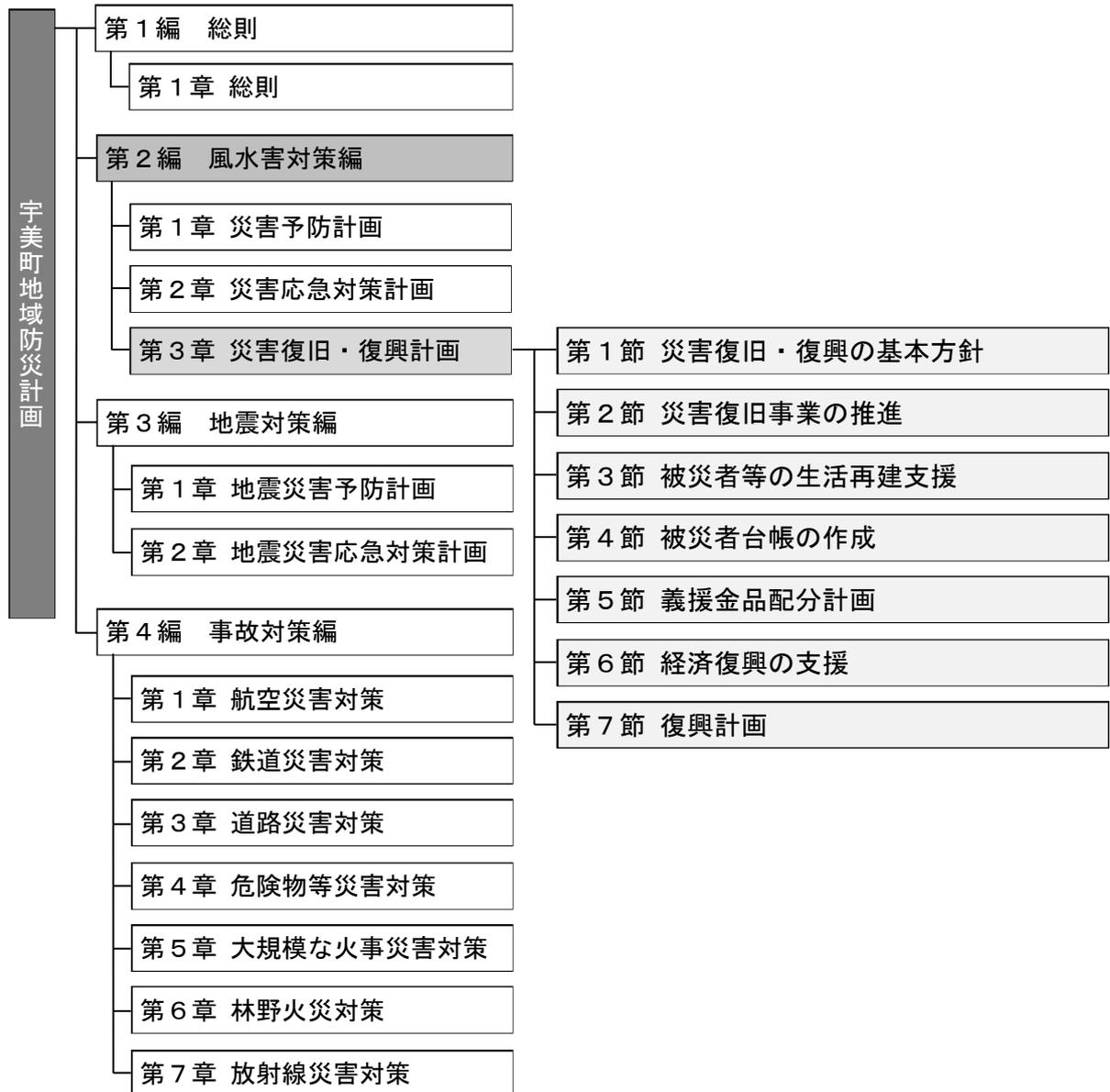
枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

- 4 林業用種苗の確保

森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

<本章の構成>



＜各節の実施主体一覧＞

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第1節 災害復旧・復興の基本方針	-	地域コミュニティ課、 総務課、都市整備課、 企画財政課、 シティプロモーション課	-
第2節 災害復旧事業の推進	第1項 災害復旧事業計画	各課	-
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各課	-
	第3項 激甚災害に係る財政援助措置	各課	-
第3節 被災者等の生活 再建支援	第1項 被災者の生活確保	地域コミュニティ課、 管財課、福祉課	-
	第2項 租税の徴収猶予及び減免等	税務課	-
	第3項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	シティプロモーション課	-
第4節 被災者台帳の作成	第1項 被災者台帳の作成	地域コミュニティ課、 会計課、総務課、 シティプロモーション課	関係機関
	第2項 台帳情報の利用及び提供	地域コミュニティ課、 会計課、総務課、 シティプロモーション課	関係機関
第5節 義援金品配分計画	第1項 義援金品の受付及び保管	地域コミュニティ課、 会計課、総務課、 シティプロモーション課、 企画財政課、税務課、 住民課、健康課、福祉課、 こどもみらい課	-
	第2項 義援金品の配分	企画財政課、税務課、 住民課、健康課、福祉課、 こどもみらい課	-
第6節 経済復興の支援	第1項 金融措置	福祉課	-
	第2項 罹災証明書の発行	税務課	-
第7節 復興計画	第1項 復興のための体制整備	地域コミュニティ課、 総務課、都市整備課、 企画財政課、 シティプロモーション課	-
	第2項 復興計画の策定	地域コミュニティ課、 総務課、都市整備課、 企画財政課、 シティプロモーション課	-
	第3項 復興事業の推進	地域コミュニティ課、 総務課、都市整備課、 企画財政課、 シティプロモーション課	関係機関

節	項	実施主体	
		町	関係機関
第7節 復興計画	第4項 大規模災害からの復興に関する法律に基づく措置	地域コミュニティ課、 総務課、都市整備課、 企画財政課、 シティプロモーション課	関係機関

第1節 災害復旧・復興の基本方針

1. 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模、発生時期及び発生場所を予測するなど、災害を防止することは困難である。そのため、ひとたび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される場所である。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建である。このため、被災地の復旧・復興に当たっては、被災者の生活再建を基本とし、町は、以下の事項に留意しながら、県及び関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- (1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (3) (2) に基づき、必要な場合は復興計画を作成する。
- (4) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。

2. 復旧・復興の基本的方向性

町は、県と連携して、早急に復旧・復興の基本的方向性を定める。復旧・復興の基本的方向性は以下に示すとおりであり、住民の意向等を勘案して検討する。

<復旧・復興の基本的方向性>

被害の程度	復旧・復興の基本的方向性
被害が比較的少なく、局地的な場合	原形復旧を原則とし、被災地域においては、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。
被害が甚大で、広範囲な場合	原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

第2節 災害復旧事業の推進

第1項 災害復旧事業計画

災害発生後は、被災した施設の早期復旧を図り、復旧事業においては、原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するための必要な施設の施工、又は改良を行う。

町は、公共施設等災害復旧事業として以下の事業を実施するとともに、関係機関の行うこれらの事業に積極的に協力する。

災害復旧事業の実施に当たっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

<災害復旧事業>

名称	事業の概要及び方針
公共土木施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、さらに復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。 ○特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
農林水産施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○農地、農業用施設、林業用施設、その他共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。 ○また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設、又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。 ○事業主体は原則として町、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であり、必要に応じ復旧事業の推進について技術的指導を受ける。 ○被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工する。
都市施設災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。 ○復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

名称	事業の概要及び方針
公営住宅災害復旧事業計画	○住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設又は補修を進める。
公共文教施設災害復旧事業計画	○児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を促進する。 ○再度の災害防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置を策定する。 ○被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	○施設の性質上緊急に復旧する必要があるため、国、県による補助やその他関係機関の融資を促進する。 ○再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。
医療施設災害復旧事業計画	○住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を推進する。
公営企業災害復旧事業計画	○住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。
公用財産災害復旧事業計画	○公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。
ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画	○特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
文化財災害復旧事業計画	○文化財が国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担、補助して行われる災害復旧事業は、次のとおりである。

<財政援助の対象となる事業>

事業の区分	対象施設	根拠法律等
公共土木施設災害復旧事業	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設等災害復旧事業	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設、国立学校、文化財	公立学校施設災害復旧費国庫負担法、文化財保護法
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設（生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等）、環境衛生施設、医療施設、水道施設、感染症指定医療機関	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等
その他の施設に係る災害復旧事業	都市関連施設（街路、都市排水施設等）、既設公営住宅、空港、鉄道	公営住宅法 空港法（旧空港整備法） 鉄道軌道整備法

資料：内閣府「防災白書（平成25年度版）」

第3項 激甚災害に係る財政援助措置

1. 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定がなされると、災害復旧事業について特別の財政援助を受けることができる。

(1) 指定の種類

激甚災害の指定には、次の2種類があり、それぞれに指定基準が設けられている。

種類	対象	適用基準
本激甚指定	広域的(全国レベル)な災害	激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)による。
局地激甚指定	市町村レベルの局地的な被害	局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)による。

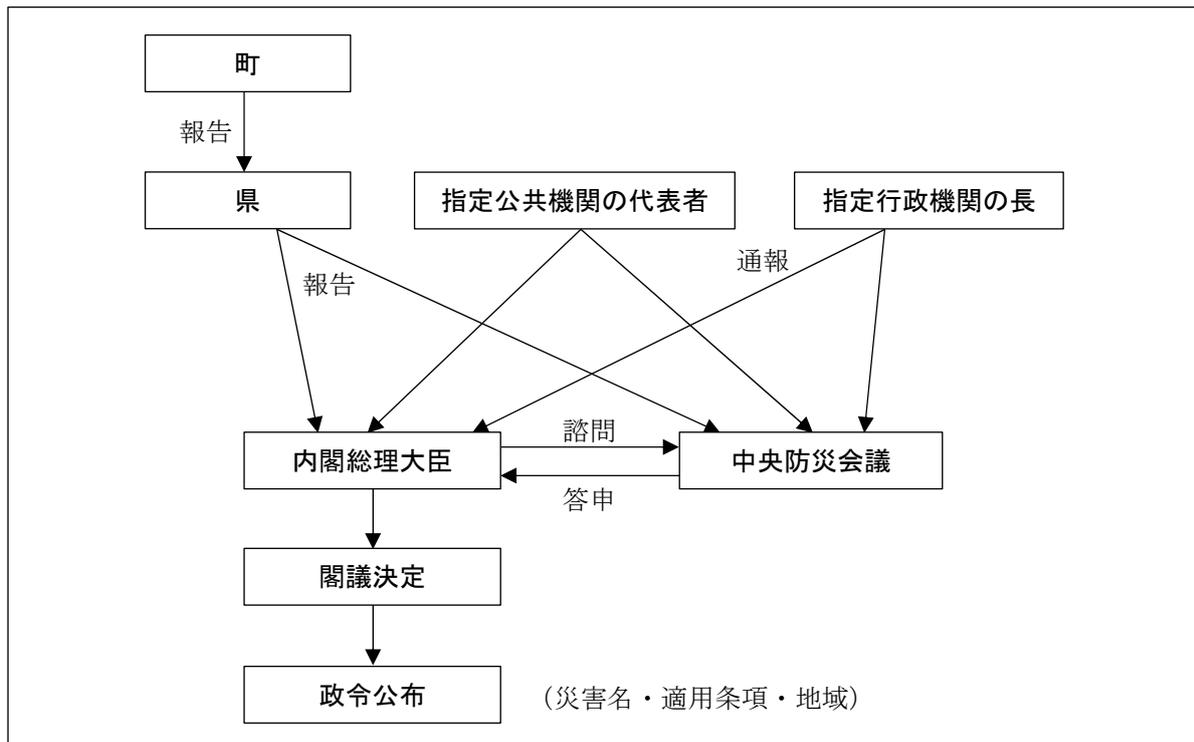
(2) 指定の方法

激甚災害の指定がなされる場合には、政令により、対象となる災害及び適用される条項が指定される。また、局地激甚の場合には、上記に加えて対象となる地域が指定される。

(3) 激甚災害の指定手順

激甚災害の指定手順は以下のとおりである。

<激甚災害の指定手順>



(4) 町が行う事項

町は、激甚災害の指定を受けるため、以下の事項を行う。

- 1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 2) 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

第2編 風水害対策編
 第3章 災害復旧・復興計画

2. 激甚災害指定に伴う特別の財政援助

激甚災害指定がなされると、激甚法の規定のうち、政令で指定された条項について、国庫負担率又は国庫補助率の嵩上げ等、特別の財政援助が受けられる。

激甚法に定める財政援助の種類は以下のとおりである。

<激甚法による財政援助の種類>

区分	援助の種類	根拠条文
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	公共土木施設災害復旧事業、同関連事業に対する援助	第3条、第4条
	公立学校施設災害復旧事業に対する援助	
	公営住宅災害復旧事業に対する援助	
	生活保護施設災害復旧事業に対する援助	
	児童福祉施設災害復旧事業に対する援助	
	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業に対する援助	
	身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業に対する援助	
	障がい者支援施設等施設災害復旧事業に対する援助	
	婦人保護施設災害復旧事業に対する援助	
	感染症指定医療機関災害復旧事業に対する援助	
	感染症予防事業に対する援助	
	幼稚園の災害復旧事業に対する援助	
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）に対する援助		
湛水排除事業に対する援助		
農林水産業に関する特別の助成	農地等の災害復旧事業等に係わる補助の特別措置	第5条
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	第6条
	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	第7条
	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	第8条
	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	第9条
	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	第10条
	共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
	森林災害復旧事業に対する補助	第11条の2
中小企業に関する特別の助成	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条

区分	援助の種類	根拠条文
その他の財政援助 及び助成	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第16条
	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第17条
	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第19条
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	第20条
	水防資材費の補助の特例	第21条
	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	第22条
	小災害債に係わる元利償還金の基準財政需要額への算入等	第24条
	雇用保険法による求職者給付に関する特例	第25条

第3節 被災者等の生活再建支援

第1項 被災者の生活確保

1. 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 町営住宅の供給

町は、損壊町営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて町営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、以下の基準により、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設・購入資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

1) 対象者

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の対象となるのは以下の者である。

区分	対象
建設・購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付された者
補修	住宅に10万円以上の被害が生じ、罹災証明書を交付された者

2) 融資の限度額

融資の限度額は以下のとおりである。なお、利率は住宅金融支援機構の定める率となっている。

区分	資金の区分	限度額(万円)
建設	建設資金	1,460
	建設資金の特例加算額	450
	土地取得資金	970
	整地資金	390
購入	購入資金（新築住宅）	2,430
	購入資金（リ・ユース住宅、マンション）	2,130
	購入資金（リ・ユースプラス住宅、マンション）	2,430
	購入資金の特例加算額	450

区分	資金の区分	限度額(万円)
補修	補修資金	640
	整地資金	390
	引方移転資金	390

3) 返済期間

返済期間は、以下のア又はイのいずれか短い年数である。

ア 住宅の構造、タイプによる最長返済期間

区分	構造	最長返済期間
建設・購入（新築）	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年
	木造（一般）	25年
購入（リ・ユースプラス住宅、マンション）	-	35年
購入（リ・ユース住宅、マンション）	-	25年
補修	-	20年

イ 「80歳」－「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

2. 職業の斡旋

町は、被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況及び希望する求職条件を勘案し、職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

3. 災害相談

町は、大規模災害の発生等により被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、以下の事項を行う。

- (1) 町災対本部の各班により「災害相談窓口」を開設し、行方不明者の搜索、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。
- (2) 問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。
- (3) 必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- (4) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。
- (5) 相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。
- (6) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。
- (7) 指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第2項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 町税の減免等の措置（税務課）

被災者に対する町税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

(1) 町税の減免（災害被害者に対する町税の減免措置に関する基準）

被災した納税義務者に対し、以下の各税目について減免を行うことができる。

- 1) 災害により死亡した者の町民税
- 2) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者の町民税
- 3) 災害により障がい者となった者の町民税
- 4) 災害により住宅又は家財に被害を受けた者の町民税
- 5) 災害により農作物の減収による被害を受けた者の町民税
- 6) 災害により損害を受けた土地及び家屋の固定資産税
- 7) 災害により損害を受けた償却資産の固定資産税

(2) 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長（町税条例）

町長は、災害により町税の申告、申請、納付、納入等を行うことができない者について、本人の申請に基づき、当該期限の延長を行う。この場合における延長の期間は、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内とする。

(3) 町税の徴収猶予

町長は、災害により財産に被害を受け、町税を一時に納付又は納入することができない納税義務者について、本人の申請に基づき、1年以内の徴収猶予を行うことができる。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(4) 国民健康保険税の減免の措置（国民健康保険税条例）

町長は、本人からの申請により、国民健康保険税の納税者のうち、災害により生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込がない者の国民健康保険税を減免することができる。

2. 国・県税の減免措置

(1) 国税

国の行う国税の減免等の措置は以下のとおりである。

- 1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- 2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- 3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

(2) 県税

県が行う県税の減免等の措置は以下のとおりである。

- 1) 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- 2) 被災者に対する県税の徴収猶予（1年以内、やむを得ない場合は2年）
- 3) 被災者に対する県税の減免

第3項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

町は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- (1) インターネットによる情報提供
- (2) 風評被害対策用リーフレットの作成
- (3) 車内吊り広告
- (4) テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- (5) 広報誌への掲載
- (6) 講演会の開催

第4節 被災者台帳の作成

第1項 被災者台帳の作成

1. 被災者台帳の作成

- (1) 町は、町内で災害が発生した場合、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載又は記録する。
 - 1) 氏名
 - 2) 生年月日
 - 3) 性別
 - 4) 住所又は居所
 - 5) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - 6) 援護の実施の状況
 - 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - 8) 電話番号その他の連絡先
 - 9) 罹災証明書の交付の状況
 - 10) 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
 - 11) 10)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - 12) その他町長が必要と認める事項

2. 被災者台帳作成のための情報提供

町は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第2項 台帳情報の利用及び提供

町は、以下のいずれかに該当する場合は、被災者台帳に記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、台帳情報を提供する際の事務手続として、台帳情報の提供を受けようとする者は台帳情報の使用目的など必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第5節 義援金品配分計画

第1項 義援金品の受付及び保管

1. 受付方法

町に寄託された義援金品の受付は、以下の要領で行う。

＜義援金品の受付要領＞

- (1) 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- (3) 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (5) 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿（※）を備え付ける。

※受付帳簿の様式

■義援金品受付状況報告

機関名：

受付月日	金額	寄贈者	
	(品名、数量)	氏名	住所

2. 義援金品の保管等

義援金を受け付け、住民に配分するまでの間保管しておくための口座を開設する。
また、義援品を保管しておく場所も確保する。

3. 義援品の受入れ状況等の把握・公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を対策本部並びに報道機関を通じて公表する。
また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

第2項 義援金品の配分

町に寄託された義援金品及び県から配分された義援金品を、以下の方針に基づき、被災者へ配分する。義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上定める。

1. 対象者

義援金品の配分対象は以下の者である。

- | |
|-------------------|
| (1) 死者、重傷者（義援金のみ） |
| (2) 全壊（焼）世帯 |
| (3) 流失世帯 |
| (4) 半壊（焼）世帯 |
| (5) 一部損壊世帯 |
| (6) 床上浸水世帯 |

2. 配分比率

義援金品の配分は以下の比率に従って行う。

＜義援金品配分比率＞

対象	配分比率	
	義援金	義援品
死者（行方不明で死亡と認められるもの）	10	-
重傷者（3か月以上の治療）	5	-
重傷者（1か月～3か月の治療）	3	-
全壊（焼）流失世帯	2	3
半壊（焼）世帯	1	2
一部損壊世帯	1	-
床上浸水世帯	1	1

※義援金品配分計算例

死者1名、重傷者①（3か月以上の治療）3名、重傷者②（1～3か月の治療）10名、全壊（焼）流失世帯5世帯、半壊（焼）世帯15世帯で義援金総額が100万円の場合。

◆一人あたりの配分金額

$$(1名 \times 10) + (3名 \times 5) + (10名 \times 3) + (5世帯 \times 2) + (15世帯 \times 1) \\ = 1.25 \text{ (万円)}$$

◆算出計算式

配分比率×配分金額＝1人あたりの支給金額

死者

$$10 \times 1.25 \text{ (万円)} = 125,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 名} = 125,000 \text{ 円}$$

重傷者①

$$5 \times 1.25 \text{ (万円)} = 62,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 名} = 187,500 \text{ 円}$$

重傷者②

$$3 \times 1.25 \text{ (万円)} = 37,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 名} = 375,000 \text{ 円}$$

全壊（焼）流失世帯

$$2 \times 1.25 \text{ (万円)} = 25,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 名} = 124,000 \text{ 円}$$

半壊（焼）世帯

$$1 \times 1.25 \text{ (万円)} = 12,500 \text{ 円} \times 15 \text{ 名} = 187,500 \text{ 円}$$

1,000,000 円

第6節 経済復興の支援

第1項 金融措置

1. 金融措置の種類

町及び関係機関は、災害により被害を受けた住民に対し、生活の確保や、災害による痛手からの再起更生のための資金の支給、貸付等を行う。

被災者に対する資金援助・助成等の措置には以下のものがある。

<金融措置の種類>

区分	援助・助成措置	担当窓口
支給	災害弔慰金	健康課、福祉課
	災害障害見舞金	健康課、福祉課
	被災者生活再建支援金	健康課、福祉課
	生活保護法による援助	保健福祉事務所
貸付	災害援護資金	健康課、福祉課
	生活福祉資金	町社会福祉協議会
	母子父子寡婦福祉資金	保健福祉事務所
	金融機関等の融資	日本政策金融公庫等

2. 町が行う措置*1*2

町は、金融措置に関する以下の事項を行う。

- (1) 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第1号）」 「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。
- (3) 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

*1〇資料 4. 6-1 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例」

*2〇資料 4. 6-2 「宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例 施行規則」

3. 災害弔慰金等の支給

町は、被災住民に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等を行う。それぞれの概要を以下に示す。

(1) 災害弔慰金（福祉・経済班）

定義	町民が災害により死亡した場合に、遺族に対して支給するもの ※町民：災害により被害を受けた当時、宇美町の区域内に住所を有した者をいう
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	1) 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2) 県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 3) 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 4) 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給額	死亡者が生計維持者であった場合：500万円 その他の場合：250万円
遺族の範囲	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項に規定する者
支給の順位	①死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く） ②その他の遺族（兄弟姉妹を除く） ③兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※①及び②において同順位の遺族がいる場合には、以下の順序とする 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母
死亡の推定	災害の際、現にその場に居あわせた者につき、当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合においては、災害弔慰金に関する規定の適用に関しては、その者は当該災害により死亡したものと推定する

(2) 災害障害見舞金(福祉・経済班)

定義	町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に下記に掲げる程度の障がいがあるときに、当該住民に対して支給するもの
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	災害弔慰金の場合に準ずる
支給額	当該障がい者が生計維持者であった場合：250万円 その他の場合：125万円
障がいの程度	1) 両眼が失明したもの 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6) 両上肢の用を全廃したもの 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8) 両下肢の用を全廃したもの 9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が、前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金（福祉・経済班）

定義	災害により以下の被害を受けた世帯の世帯主（町民に限る）であつて、所得について政令で定める要件に該当する者に対し、その生活の立て直しに資するために貸し付けるもの 1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷 2) 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
準拠する条例等	宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例
対象となる災害	県内において救助法が適用された災害その他の政令で定める災害
限度額	下表のとおり
償還期間	10年 ※据置期間はこのうち3年（災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令第7条第2項の括弧書の場合は5年）
利率	据置期間中：無利子 据置期間経過後：年3%（延滞の場合を除く）
償還方法等	年賦償還又は半年賦償還により、償還方法は元利均等償還とする。 なお、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

■災害援護資金の限度額

条件①	条件②	限度額
療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円（350万円）
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円（250万円）
	住居が全壊した場合	250万円（350万円）
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

※（ ）内の金額は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合の限度額

(4) 災害見舞金等^{*1}

定義	災害による被災者に対して交付する災害見舞金、災害弔慰金及び災害救援物資（宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金は含まない）	
準拠する条例等	宇美町災害見舞金等交付要綱	
対象となる災害	基本法第2条第1項に規定する災害及び住宅の火災	
支給対象者及び金額	1) 全壊、全焼又は流失世帯	1世帯 10万円
	2) 半壊又は半焼世帯	1世帯 5万円
	3) 床上浸水世帯	1世帯 2万円
	4) 死者又は行方不明者の遺族	1人 10万円
	5) 重傷者 （要治療見込日数が1か月以上3か月未満）	3万円
	6) 重傷者 （要治療見込日数が3か月以上6か月未満）	4万円
	7) 重傷者（要治療見込日数が6か月以上）	5万円
支給方法	以下の者に交付する。 1)～3)：世帯主、4)：遺族、5)～6)：重傷者本人	
遺族の範囲及び支給の順序	1) 配偶者（届出をしないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） 2) 死亡当時同一生計を営んでいた者 1. 子 2. 父母 3. 孫 4. 祖父母 5. 兄弟姉妹 3) 上記に掲げる者の他、死亡当時同一生計を営んでいた親族 4) いずれにも該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。	

*1 資料 4.6-3 「宇美町災害見舞金等交付要綱」

4. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

＜民間施設等の復旧のための融資の種類＞

区分	融資の種類
農林漁業復興資金	1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付 2) 日本政策金融公庫による復旧資金の貸付 3) 農林中央金庫による復旧資金の貸付 4) 信用漁業協同組合連合会による復旧資金の貸付
中小企業復興資金	1) 福岡県中小企業融資制度に基づく融資 2) 商工組合中央金庫による災害復旧資金貸付 3) 日本政策金融公庫による災害復旧資金貸付、償還期間の延長等
住宅復興資金	1) 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付
宅地防災工事資金	1) 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

5. 生活資金対策

(1) 日本郵政グループによる非常貸付、非常払渡し等の措置（窓口：郵便局）

日本郵政グループは、以下の措置を講ずる。

- 1) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等
- 2) 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し
- 3) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除
- 4) 郵便はがき等の無償交付
- 5) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 6) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

(2) 生活福祉資金の貸付け（窓口：社会福祉協議会）

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等に対し、生活を立て直すため臨時に必要な経費等の貸付けを行う。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長する。

(3)母子父子寡婦福祉資金に関する措置（窓口：県保健福祉事務所）

県保健福祉事務所は、災害により被害を受けた母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、以下の事項を行う。

- 1) 住宅資金の貸付け
- 2) 住宅資金、事業開始資金、事業継続資金の据置期間の延長
- 3) 償還金の支払い猶予

(4)生活保護（窓口：県保健福祉事務所）

国は、災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

＜生活保護法による扶助の種類＞

ア	生活扶助	オ	出産扶助
イ	住宅扶助	カ	生業扶助
ウ	教育扶助	キ	葬祭扶助
エ	医療扶助	ク	介護扶助

(5)被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置（窓口：福祉医療班）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であって、以下のいずれかに該当する災害を対象とする。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ 県内でア又はイに規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア又はイに規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア又はイに規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害又は2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2) 支給対象世帯

支給対象となる世帯は以下のとおりである。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

3) 支給金額

支給金額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額
全壊（支給対象世帯のア）	100万円
半壊（支給対象世帯のイ）	100万円
長期避難（支給対象世帯のウ）	100万円
大規模半壊（支給対象世帯のエ）	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

全壊～大規模半壊 2)ア～エ該当

住宅の再建方法	支給額
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円

中規模半壊 2)オ該当

住宅の再建方法	支給額
建設・購入	100万円
補修	50万円
賃貸（公営住宅以外）	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

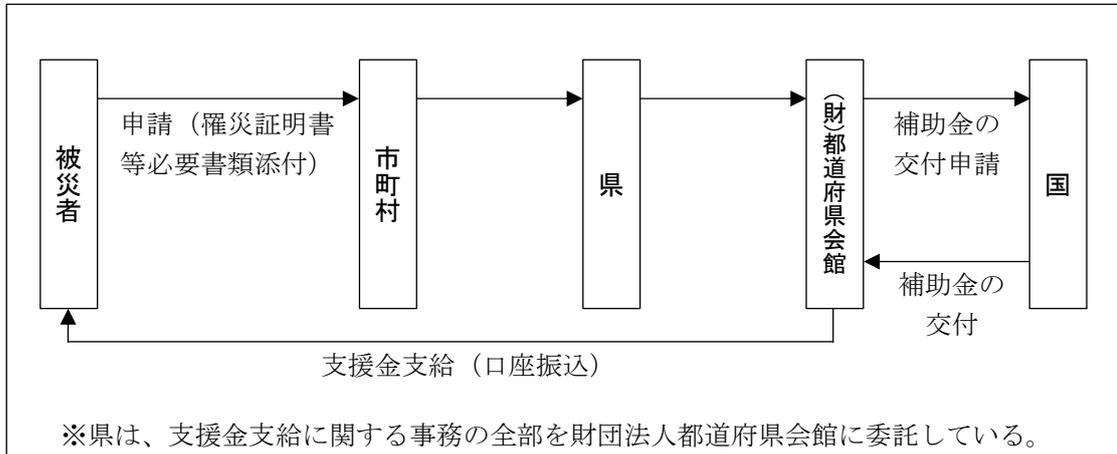
- ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円
- ・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円

4) 支給手続

支給申請は町に対して行われる。町は、申請の提出を受けた場合には、申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人 都道府県会館に提出する。

支給手続の流れは以下のとおりである。

＜被災者生活再建支援金の支給手続の流れ＞



5) 町の措置（支給事務の委託）

県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるため、町はその事務の円滑な措置を行う。

6. 福岡県市町村災害共済基金 《組合同約概要（昭和48年3月1日）》

(1) 目的

福岡県内の市町村が災害に関する費用に充てるため互助共済方式によって行う積立金に関する事務及びこの積立金利息による災害防止を目的とする事業への補助に関する事務並びに公営競技収益金均てん化納付金による基金に関する事務を共同処理し、市町村の財政運営の健全化に資することを目的とする。

(2) 組織

福岡県内の全市町村をもって組織する。

(3) 基金の積立て及び納付

- 1) 基金は各市町村の納付金とその運用によって造成する。
- 2) 各市町村の納付金の額（年額）は、福岡県市町村災害共済基金組合同約の定めるところによる。^{*1*2}
- 3) 市町村は、納付金の累積額が基準財政需要額の100分5（その金額が1億円をこえるときは、1億円とする。）に達したときは、それ以降納付しないことができる。

*1 資料 4. 6-4 「福岡県市町村災害共済基金組合同約」

*2 資料 4. 6-7 「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約」

(4) 基金の取りくずし

- 1) 市町村は次の用件に該当するときは、組合規約の定めるところにより、基金の取りくずしを行うことができる。
 - ・災害による減収補填を要するとき
 - ・災害応急事業費の支出を要するとき
 - ・災害復旧事業費の支出を要するとき
 - ・その他災害に関する費用の支出を要するとき
- 2) 取りくずしの限度は、組合規約の定めるところによる。

(5) 基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付する他、次にあげる運用を行う。

- 1) 財政資金の融資斡旋
- 2) 災害応急事業資金の貸付
- 3) 長期資金の貸付

第2項 罹災証明書の発行

罹災証明は、救助法による各種施策や、町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、町長が確認できる程度の被害について証明するもので、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として町長が実施する。

町は、被災者に対する各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

1. 罹災証明の内容

罹災証明は、災害により被害を受けた町内に所在する家屋について、以下の区分によりその被害の程度を証明するものである。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

2. 罹災証明を行う者

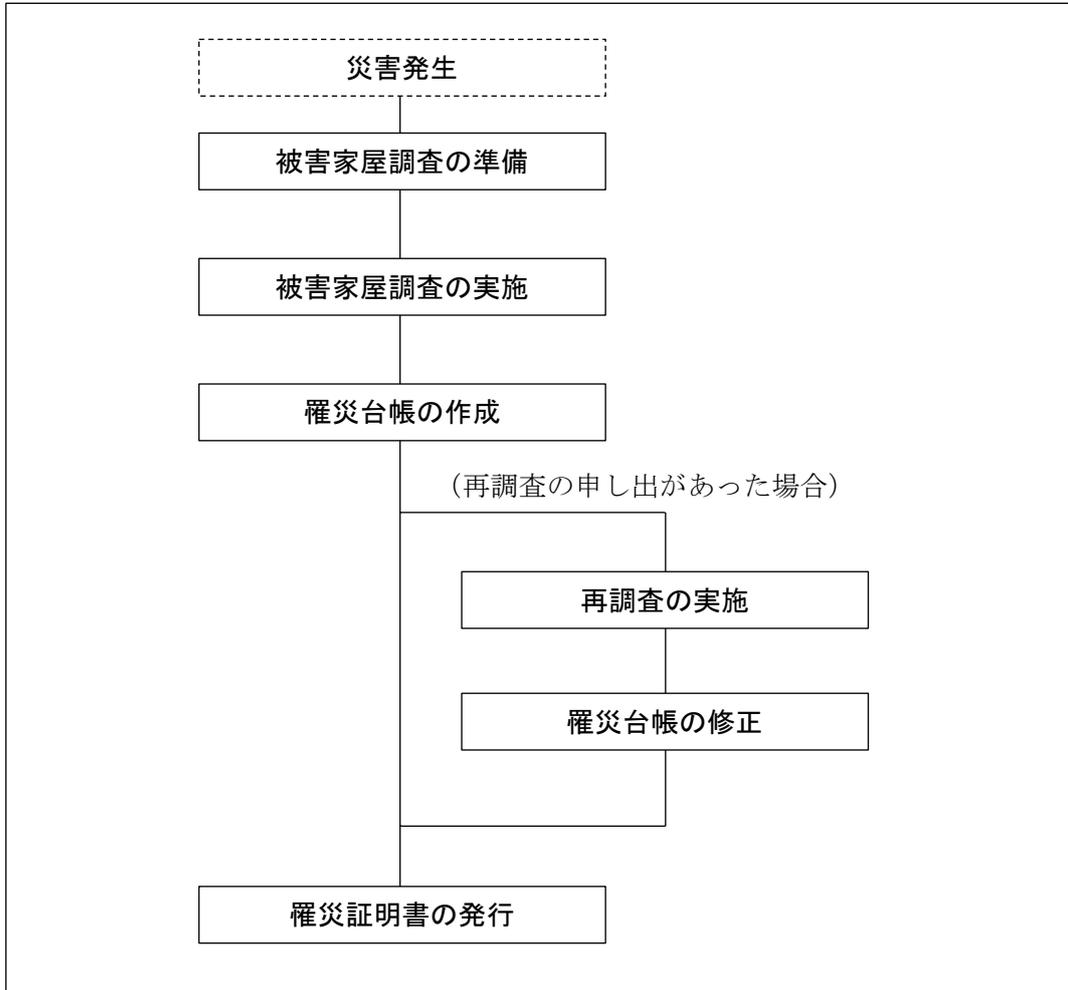
罹災証明は、原則として町長が行う。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規程に基づき、消防長が行う。

3. 罹災証明書の発行（総括班）^{*1*2}

罹災証明書の発行手順は以下のとおりである。

<罹災証明書の発行手順>



(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

1) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

*1〇資料 4. 6-5 「罹災証明交付申請書」

*2〇資料 4. 6-6 「被災証明申請書」

(2) 被害家屋調査の実施

1) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。

2) 調査方法

被害家屋調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府防災担当・令和3年3月）に従い、被害家屋を対象に外観目視又は内部立入によって実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 再調査の実施

被災者は、罹災証明の内容に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができる。

この場合において、町は、申し出のあった家屋の再調査を迅速に実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

(5) 罹災証明書の発行

罹災罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長が発行する。

4. 罹災証明に関する広報

町は、罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

第7節 復興計画

第1項 復興のための体制整備

1. 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2. 関係機関との連携

町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、国、県、その他の関係機関との連携体制の整備を図る。

第2項 復興計画の策定

1. 復興検討委員会の設置及び災害復興方針の策定

学識学識経験者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 復興計画の内容

復興計画は、以下の事項について定める。

- (1) 市街地復興に関する計画
- (2) 産業復興に関する計画
- (3) 生活復興に関する計画
- (4) 事業手法
- (5) 財源の確保に関する事項
- (6) 推進体制に関する事項

3. 復興計画の策定に関する留意事項

復興計画の策定に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (2) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3項 復興事業の推進

1. 復興事業の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、町は、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、諸事業を調整しつつ計画的に復興事業を推進する。

2. 復興事業の円滑な推進のための措置

(1) 被災市街地復興推進地域の指定

町は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

なお、被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 担当部署の設置

町は、災害復興に関する専門の担当部署を設置し、当該部署を中心として災害復興事業を推進する。

第4項 大規模災害からの復興に関する法律に基づく措置

1. 目的及び概要

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）は、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的としたもので、復興の基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めている。

2. 対象となる災害

大規模災害復興法の適用の対象となる災害は、「著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（特定大規模災害）」（大規模災害復興法第2条）である。

3. 大規模災害復興法に基づく措置

特定大規模災害が発生し、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、国により復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定がなされる。

また、県は、復興基本方針に即して県復興方針を策定することができることとなっている。

(1) 町の措置

1) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

町は、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した等、大規模災害復興法第10条に規定する地域に該当する場合において、復興基本方針及び県復興方針に即して復興計画を策定することができる。

イ 公聴会の開催等

町は、復興計画を策定しようとするときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

ウ 復興計画の公表

町は、復興計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表する。

2) 復興協議会の組織

町は、復興計画を策定する場合において、復興計画及びその実施に関し必要な事項についての協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

(2) 復興計画の策定及び実施に関する特例

大規模災害復興法には、復興計画の策定及びその実施について、以下のような特例が定められている。

ア 復興協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できる。

イ 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等の手続きが緩和される。

ウ 復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けることができる。

エ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により、都道府県等が都市計画の決定等を代行できる。

オ 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため、要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できる。

カ 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずる。

調整ページ